

会長挨拶

郡 司 健 (大阪学院大学)

台風18号による記録的な豪雨で、京都府、滋賀県、福井県において全国で初めてとなる「特別警報」が発令された。その被害の大きいところでは激甚災害の指定がなされるほどの大きな被害を各地にもたらした。最近における異常気象の多くは地球温暖化によるものであり、異常状態が恒常化する傾向にある。このような地球温暖化に対する企業・公共団体等の取組と情報開示は本学会にとっても大きな関心事である。

今期も昨年10日（土）～11日（日）には記念すべき第25回全国大会が大阪市立大学で向山敦夫委員長のもとで盛大に開催された。学会設立から四半世紀、設立に携わった先生方への感謝とともに、大いに慶賀すべきことであった。西日本部会は6月16日（土）香川大学で朴恩芝委員長のもと豪雨にもかかわらず多くの参加者によって社会福祉・医療関係・環境問題・組織存続等に関する報告テーマについて活発な議論がなされた。東日本部会は7月6日（土）苫小牧駒澤大学で川島和浩委員長のもと開催された。その際にはウトナイ小湖野生鳥獣保護センターと二酸化炭素回収・留保（CCS）装置の見学会も用意され、自然環境・生態系保護ならびに低炭素化事業の実情と将来を知る良い機会を与えられ、報告者の貴重な報告に加えて大変有意義であった。

もとより本学会は環境問題だけでなくあらゆる社会的事象を対象としており、多様で多面的な研究の広がりや深化が求められている。毎年、全国大会と東西両部会を盛り上げていただいている実行委員会および報告者・参加者の皆様、より良質の研究論文の掲載に細心の注意を払われる編集委員会、さらには様々の側面から学会のより良好な運営と発展に尽力される事務局の方々には、心から厚くお礼を申し上げます。次第です。

2013年11月

目 次

会 長 挨 拶

【研究論文】

環境情報開示と社会的評価 一定量的な環境会計研究の展開― 大西 靖, 野田 昭宏	1
低炭素型サプライチェーン構築に向けたMFC A導入の課題 ―資源生産性に関するアンケート調査をもとに― 木村 麻子, 中嶌 道靖	13
社会福祉法人における財務情報開示の要因分析 ーアンケート調査結果からー 黒木 淳	29
環境負債認識におけるコミットメントの機能 ー推定的債務認識の分析ー 野田 昭宏	45
環境情報の開示とその有用性の向上 ー正統性とレピュテーションに内在する情緒的側面に注目してー 宮崎 修行	63

【特別論文】

日本における社会関連会計研究の態様 東 健太郎, 池田 享誉, 大下 勇二, 坂上 学 久持 英司, 廣橋 祥, 村井 秀樹	77
--	----

スタディグループ中間報告

第7回アジア太平洋学際的会計研究学会 (APIRA) 大会記
学会行事

Research in Corporate Social Accounting and Reporting

Volume 25 November, 2013

Articles

- Environmental Disclosure and Social Evaluations:
A Review of Quantitative Environmental Accounting Research
Yasushi Ohnishi and Akihiro Noda..... 1
- Subjects to establish Low-Carbon Supply Chain with MFCA:
Findings from Material Efficiency Questionnaire Research in Japan
Asako Kimura and Michiyasu Nakajima 13
- Analysis for the Determinants of Financial Disclosure in Social Welfare Corporation:
Evidence from Survey Research
Makoto Kuroki..... 29
- The Role of Commitment in Recognition of Environmental Liabilities:
Analysis of Recognition of Constructive Obligations
Akihiro Noda..... 45
- Disclosure of Environmental Information and Improvement of Its Relevance:
Focusing on the Emotional Affection Concept of the Legitimacy and Reputation
Theories
Nobuyuki Miyazaki..... 63

Special Article

- Modes of Social Accounting Research: A Japanese Perspective
Kentaro Azuma, Yukitaka Ikeda, Yuji Oshita, Manabu, Sakaue, Eiji Hisamochi, Sho Hirohashi and Hideki Murai..... 77

Published by

The Japan Corporate Social Accounting and Reporting Association

Osaka City University, Faculty of Business

3-3-138 Sugimoto, Sumiyoshi-ku Osaka, 558-8585 Japan

【研究論文】

環境情報開示と社会的評価

— 定量的な環境会計研究の展開 —

大 西 靖
野 田 昭 宏

論文要旨

環境情報開示を説明するための論拠として、環境会計の領域では正統性や評判に関心が向けられてきた。しかしながら、正統性や評判は多様な解釈が可能であるため、これまでに蓄積された研究がどのようなものであるのかについては必ずしも明確ではない。そこで、本稿では定量的な環境情報開示研究の展開を明らかにするとともに、特に環境情報開示と社会的評価との関係に注目して、将来に向けての課題と展望を示すことを目的とする。

1 はじめに

環境情報開示と企業を取り巻く社会との関係については、Guthrie and Parker (1989) や Deegan and Gordon (1996) をはじめ、継続的に研究が行われてきた¹⁾。特に正統性理論やステイクホルダー理論などを含む政治経済理論²⁾は、上記の研究をはじめとして、環境情報開示を説明するための主要な論拠のひとつとして位置づけられてきた (Gray *et al.*, 1996)。また、近年では評判 (reputation) という観点から環境情報開示の説明を試みた研究も実施されている (たとえば Cho *et al.*, 2012a)。

正統性や評判に関わる重要な課題のひとつは、組織論でDeephouse and Suchman (2008) が議論を展開しているとおり、企業の正統性の有無や評判の程度について組織を取り巻く社会がどのように評価するかという、組織の社会的評価に関わる問題であると考えられる。ところが、正統性は多様な解釈が可能であると指摘されており (Suchman, 1995)、これは評判についても同様である (Lange *et al.*, 2010)。

しかも、環境情報開示における正統性理論の適用可能性に関する議論 (Clarkson, *et al.*, 2008;

キーワード：環境情報開示 (environmental disclosure), 正統性 (legitimacy), 社会的評価 (social evaluation)

Cho *et al.*, 2012b) は取束していないため、環境情報開示の領域における研究の展開は、必ずしも明らかになっているとはいえない状況である。また、日本における環境情報開示の研究においても、少数を除いて正統性あるいは評判に関する詳細な検討は行われていない³⁾。

そうであれば、環境情報開示に関連した研究が、社会的評価という問題をどのように位置づけているか、そして、どのような発見事項を蓄積してきているのかという問題は、環境情報開示の研究において重要な意味を持つことになる。この問題の全体に答えることは容易ではないが、少なくとも定量的研究については、定義した概念に基づいて変数の操作化および測定を行っていることから、着手する余地が比較的大きいと考えられる。

そこで、本稿では次の2点を明らかにすることを目的とする。第1に、2002年から2012年までの環境情報開示に関する定量的な研究が、どのように展開されているかを明らかにする。第2に、正統性や評判を社会的評価という観点から分析する⁴⁾ ことを通じて、環境情報開示と企業の社会的評価との関係において、従来の研究で明らかになった点と今後の課題を示す。

本稿の構成として、まず第2節では、環境情報開示の領域で特に関心を集めてきた、正統性理論における理論的枠組を中心に検討する。第3節では、環境情報開示に関連する定量的な研究の展開を明らかにする。さらに、第4節では環境情報開示と社会的評価の関係について検討を行い、第5節で結論を述べる。

2 正統性理論にもとづく環境情報開示の分析視角

正統性理論については、Gray *et al.* (1996) が説明するとおり、組織が存続するためには組織自身が社会の価値システムと合致して活動していることを示す必要があるという仮説が設定された理論と考えられる⁵⁾。正統性理論の特徴のひとつは、情報開示の論拠として、組織論における組織の正統性という概念を援用していることである（たとえば Deegan, 2007）。

組織の正統性について、Dowling and Pfeffer (1975, p. 122) は「組織の活動が関連および意味する社会的価値と、組織がその一部を構成する大きな社会システムにおける受容可能な行動規範との整合性」であると定義している。また、Suchman (1995, p. 574) は「規範・価値・信念および定義からなる社会的に構築されたシステムの範囲内において、組織実体の活動が望ましく、妥当、あるいは適切であるという、一般化された認識および仮定」という定義を示している⁶⁾。

このように、組織の正統性という概念は、当該組織の活動と社会的価値・規範との整合性に関して、何らかの意味における社会的評価が行われることを前提としている。そこで、社会における正統性の喪失が組織の存続に影響するため、組織は正統化のための方策を実施する必要があるという仮説 (Dowling and Pfeffer, 1975) が、正統性理論において援用されている（たとえば Deegan, 2007）。

ただし、組織が正統性を喪失する原因は必ずしも環境問題だけではなく、しかもSuchman (1995) の正統性の類型および正統化戦略が示すとおり、情報開示による説明は正統化のための方法のひとつであって、必ずしも情報開示だけが正統化の全てではない。そこで環境会計の領域では、環境情報開示を正統化と結びつけるための論拠として、企業の正統性における危機の例として環境汚染を提示しながら情報開示を含む正統化のための方策を提示したLindblom (1993) が援用されることが多い。

Lindblom (1993) による正統化の方策は、(1) 社会的規範へ適合するための企業の活動および成果の改善、(2) 企業の成果に関する公衆の認識の操作、(3) 企業活動に関する公衆の認識の操作、および(4) 企業への期待水準に関する公衆の認識の操作として要約できる。ここで示されたLindblom (1993) の方策において、企業による実際の行動の変化は(1)の方策に限定される。他方で(2)から(4)までの方策は、企業の行動自体には変化がなく、情報開示を通じて正統性に関わる評価の変更を意図しているといえる。

このように考えると、正統性理論に基づいて環境情報開示の説明を試みる際には、社会が企業の正統性をどのように評価するかが重要な論点として提示される。Suchman (1995) が正統性に関する定義の困難さを指摘するとおり、企業の正統性を測定することは容易でないが、組織論の領域ではメディアの論調を利用したDeephouse and Carter (2005) を挙げることができる。

さらに、近年の組織論では、企業に対する評価の指標として評判概念が多くの研究で利用される(Lange *et al.*, 2010; 櫻井, 2011)。環境情報開示と評判の関係についてはCho *et al.* (2012a) などで検討されるとともに、正統性と評判の関係についてはDeephouse and Suchman (2008) が組織に対する社会的評価指標としての異同について検討を行っている。

3 環境情報開示に関する定量的研究の展開

本節では、環境情報開示について特に集中的な議論が行われている*Accounting, Organizations and Society (AOS)* 誌および*Accounting, Auditing and Accountability Journal (AAAJ)* 誌を対象として、2002年から2012年までの環境情報開示に関連する定量的な論文の展開を明らかにする。2002年は、AAAJ誌において環境情報開示と正統化に関する特集が組まれてDeegan *et al.* (2002) およびMilne and Patten (2002) 等が掲載されていることから、環境情報開示の研究における節目のひとつといえる。

Deegan *et al.* (2002) は、BHP社という単一企業の経年のデータをもとにして、情報開示とメディア報道のそれぞれに対する論調と開示量の相関について分析を行い、メディア報道量と情報開示量、およびメディアの論調と情報開示表現の楽観性の程度に関連があることを指摘している。また、Milne and Patten (2002) は、環境問題と投資行動の関係についての実験を試みている。

同年に発行されたPatten (2002) では、環境情報開示量と環境パフォーマンスの関係について重回帰分析を用いて検証を行い、環境負荷産業以外の企業では、環境負荷が高い場合に情報開示量が多いという結論を得ている。さらにFreedman and Stagliano (2002) では、スーパーファンド法の潜在的責任当事者 (PRP) であるか否かによって、新規株式公開時に情報開示量に差が存在するかについて調査を行ったが、有意な差を見つけることができなかったと結論づけている。

その後、Al-Tuwaijri *et al.* (2004) は、構造方程式モデルを利用して、経済パフォーマンス、環境パフォーマンス、および環境情報開示という3つの変数の間に正の有意な関係があることを検証するとともに、メディア報道量が環境パフォーマンスに有意に関連していることを明らかにした。Al-Tuwaijri *et al.* (2004) の結果は、正統性理論の仮説とは大きく異なり、高い環境パフォーマンスが情報開示量の高さとの関係があるというものであった。そのため、Al-Tuwaijri *et al.* (2004) はその後の環境情報開示研究をめぐる論点のひとつとなっている。他方で、Patten (2005) は資本支出総額と環境資本支出額のそれぞれ見積額と実際額の差額 (予測誤差) をもとに平均値の差の検定を行い、正統性理論を支持している。

調査対象の産業を限定した研究について、Mobus (2005) は原油精製企業の管理命令および違反通告の数が、年次報告書の強制的な環境情報開示に有意な関連を持つことを明らかにしている。また、Magness (2006) は鉱業に属する企業を対象として、年次報告書における裁量的な情報開示がプレスリリースの発行数および1年後の外部資金調達との関連があることを示している。さらに、産業横断的な株式リターンとCSR情報開示の関係についてMurray *et al.* (2006) が調査を行っているが、有意な結果を得ることはできていない。

その後、Cho and Patten (2007) は、環境負荷の低い産業では環境パフォーマンスの低い企業について非財務情報の開示が増加するとともに、環境負荷の高い産業では環境パフォーマンスの高い企業について財務情報の開示が増加することを示して、正統性理論を支持している。このような研究に対して、Clarkson *et al.* (2008) は多変量解析を用いて環境パフォーマンスと環境報告書の情報開示量との間で正の関係を持つという結果を得ており、経済学ベースの自発的情報開示理論 (volunteer disclosure theory) を支持している。それと同時に、Clarkson *et al.* (2008) は情報開示の項目を検証可能な「ハード」情報と検証の困難な「ソフト」情報に分類して、全体に占めるソフト情報の比率は、前年のメディアの論調が非好意的になるにつれて増加することを示して正統性理論を支持している。

環境情報開示とメディア報道の関係について、Aerts and Cormier (2009) は構造方程式を利用して、企業の年次報告書とプレスリリースによる環境コミュニケーションが、メディア報道の論調による正統性の増加と関連があると主張した。さらに、情報開示の量ではなく表現内容について検証したCho *et al.* (2010) は、環境パフォーマンスの低い企業では環境情報開示の表現において楽観性と確実性が増加することを内容分析のソフトウェアを利用して明らかにしている。その他の研究として、Orji (2010) は情報開示と国別の文化的要因の関係について検証を行うと

ともに、Eligido-Ten *et al.* (2010) は、環境情報開示についてステイクホルダー理論をもとに実験的手法を試みている。

Cho *et al.* (2012a) では、パス解析をもとにして低環境パフォーマンスの企業が環境に関する高い評判を得ていると指摘しており、その原因として、低環境パフォーマンスの企業は持続可能性情報開示のスコアが高く、情報開示に基づく正統化が環境に関する評判の高さに関連していると主張している。また、Cho *et al.* (2012b) は、年次報告書で開示された環境資本支出額を対象として、環境パフォーマンスが低い企業は、金額的重要性が低くても環境資本支出額を開示する傾向があるという結果を得ている。

カーボン情報に対象を限定した研究として、Hrasky (2012) はカーボン情報の開示内容を象徴的開示、行動的開示、およびその他に分けた上で、カーボン集約型産業と非カーボン集約型産業に分けて、平均値の差の検定を行っている。その結果、非カーボン集約型産業では、象徴的開示が多い一方で、カーボン集約型産業では行動的（実質的）な情報開示が多いことを明らかにしている。

ここまで示したとおり、環境情報開示に関連する研究の内容は多岐にわたっており、現時点において発見事項にもとづく主張も多岐にわたっている。そこで、次節では上記の研究における環境情報開示と企業の社会的評価との関係を特に注目して検討を行う。

4 環境情報開示研究における社会的評価

4.1 環境情報開示をめぐる枠組み

第2節で議論を行ったとおり、正統性理論では、企業の活動成果に起因する正統性の喪失の回避、すなわち正統化の手段として情報開示が実施されることが想定されている。しかしながら、第3節で示された通り、必ずしも全ての研究で企業の正統性に関わる社会的評価が直接的に測定されているわけではない。この場合には、企業の社会的評価が環境情報開示の研究枠組みにおいて、どのように位置づけられているかが問題となる。

そこで、議論の出発点として、第3節で取り上げた研究について、正統性および評判に関する社会的評価を測定した研究と、これらの社会的評価を測定していない研究に分類を行う。そのことによって、それぞれの研究が環境情報開示をどのように説明しようとしているかを検討する。

まず、正統性や評判に関する社会的評価を直接的に測定している研究については、メディア報道の論調を測定した研究 (Deegan *et al.*, 2002; Clarkson *et al.*, 2008; Aerts and Cormier, 2009; Cho *et al.*, 2012a) を挙げるのが可能である⁷⁾。また、Cho *et al.* (2012a) では、企業に対するランキングが評判の代理変数として利用されている。

ただし、これらの研究の中で、環境情報開示と社会的評価の関係についての発見事項を提示し

た研究は、Aerts and Cormier (2009) およびDeegan *et al.* (2002) にとどまっている。Aerts and Cormier (2009) では、環境情報開示の説明として環境正統性（環境問題に関するメディアの論調）を提示するとともに、環境正統性の説明として環境パフォーマンスを提示している。また、Deegan *et al.* (2002) は、環境情報開示とメディアの論調との関係について検証を試みている。それ以外のClarkson *et al.* (2008) では有意な結果を得ておらず、Cho *et al.* (2012a) で測定された評判としての企業ランキングは、情報開示の説明要因ではなく情報開示の成果として位置づけられている。

他方で、正統性または評判に関する社会的評価の直接的な測定を行っていない研究が複数存在する。これらの研究の多くは、たとえばAl-Tuwaijri *et al.* (2004), Patten (2005), Cho and Patten (2007), Cho *et al.* (2010) およびCho *et al.* (2012b) に見られるように、環境パフォーマンスと環境情報開示の関係について検証を試みている。この場合には、環境パフォーマンスが企業の社会的評価を代表することを前提としていると考えられる。

ところが、これらの研究の中には、環境パフォーマンスの低下ではなく、環境パフォーマンスの増加によって環境情報開示量の多さを説明する研究もある。たとえば、Al-Tuwaijri *et al.* (2004) は構造方程式を利用して環境パフォーマンス、環境情報開示、および経済的パフォーマンスの間の関係について正の結果を得ている。また、Clarkson *et al.* (2008) は、重回帰分析を利用して高い環境パフォーマンスと情報開示水準の関係について正の有意な結果を得ており、全体としては自発的情報開示理論を支持している。しかも、Clarkson *et al.* (2008) では、情報開示の性質によっては正統性理論が部分的に支持されることを示している。

ここで示したような正統性理論と自発的情報開示理論の対立が示すことは、環境情報開示の要因に関する説明を行うためには、環境パフォーマンスとの直接的な関係を検討するだけでは十分とは言いきれないということである。特に、特定の環境情報開示を促進するような社会的な要因については、さらに検討する余地があると考えられる。

そこで、環境パフォーマンスと環境情報開示の関係についての検討を深めるために、環境パフォーマンスを環境情報開示の直接的な原因として解釈するのではなく、(1) 環境パフォーマンスが何らかの社会的評価の原因になるとともに、(2) 社会的評価が環境情報開示の原因になるという2つの関係を想定する。この場合には、下記の2点についてさらに詳細に検討することが可能であろう。第1は、企業活動と社会的評価の関係、すなわち、環境パフォーマンスは企業に対して、どのような社会的評価をもたらすのかという問題である。第2は、社会的評価が企業に対してどのような行動を喚起するのかという問題である。

4.2 環境パフォーマンスと社会的評価

企業活動の結果としての環境パフォーマンスと、正統性を含む社会的評価との関係について、定量的な環境情報開示研究で最初に注意が必要な事項は、何が環境パフォーマンスとして定義さ

れているかという点である。たとえば、環境パフォーマンスの指標として二酸化炭素や有害廃棄物の排出量を用いた研究がある一方で、Cho *et al.* (2012a), Cho *et al.* (2010) およびCho and Patten (2007) では、環境パフォーマンスとして第三者による環境問題に関する懸念格付指定 (concern ratings) が利用されている。

このような格付は、環境に関連した成果のデータを基礎としながらもデータベースの提供主体による判断が行われているため、メディアによる社会的評価のひとつと位置づけることも可能である。また、Mobus (2005) では環境パフォーマンスとして政府による管理命令および違反通告の件数を変数として採用しているが、これも社会的評価と解釈する余地が残されている。

このような環境パフォーマンスと社会的評価に関わる混乱を整理するためには、企業活動の結果を社会がどのように評価するのかという問題を検討することが必要と考えられる。この場合には、同じ環境パフォーマンスの低下についても、企業属性によって社会の受け止め方が変化する可能性について、まず検討することができよう。具体的な例として、環境パフォーマンスが低い企業であったとしても、業種によっては必ずしも環境情報開示を説明する要因にはならないことを、Cho and Patten (2007) は示している。

さらに、環境情報開示の研究結果が、環境パフォーマンスが良好な場合に積極的に環境情報を開示すると主張する研究 (たとえばClarkson *et al.*, 2008) と、環境パフォーマンスに問題がある場合に積極的に環境情報を開示すると主張する研究 (たとえばCho *et al.*, 2012b) に分かれていることにも注意が必要である。もし、このような2つの解釈が存在するならば、これまで正統性として表現されていた企業の社会的評価は、必ずしも1つの概念に還元することが可能であるとは言い切れない。

換言すれば、良好な環境パフォーマンスである場合に積極的な情報開示を行う論拠となる社会的評価と、低調な環境パフォーマンスである場合に積極的な情報開示を行う論拠としての社会的評価は異なる可能性がある。この点については、次節でさらに検討を行う。

4.3 社会的評価と環境情報開示

正統性および評判といった社会的評価の内容が異なる場合には、それぞれの社会的評価を獲得するために個別の方法が存在すると考えられる。この点は環境情報開示の領域では十分に検討されていないが、組織論の議論を援用することが可能であろう。たとえば、Suchman (1995) は多様な正統性の概念を実用的正統性、倫理的な正統性、および認知的正統性という3つの観点に整理するとともに、それぞれの観点に基づく正統性の獲得、維持、および回復のための方策を提示している。

Suchman (1995) の枠組みは、環境情報開示の研究でも援用されつつある。たとえば、Hrasky (2012) はカーボンフットプリント情報の開示を対象として、実用的正統性および倫理的な正統性の観点から追求される情報開示の内容についての分析を試みている。また、定性的な事例研究で

はあるが、O'Dwyer *et al.* (2011) は、持続可能性報告書の保証業務の正統化において、ステークホルダーごとに追求すべき正統性および正統化戦略が異なることをSuchman (1995) の枠組みを利用して明らかにしている。

さらに、正統性と評判の関係について検討を行ったDeephouse and Suchman (2008) では、正統性の獲得には均質化が指向されるとともに、評判の獲得には差別化が指向されるという仮説を提示している。この場合には、正統性の獲得を目的とした情報開示戦略と評判の獲得を目的とした情報開示戦略が異なる可能性も想定することが可能であろう。正統性と評判という社会的評価の関係について、環境情報開示の領域ではBebbington *et al.* (2008) が定性的な観点から議論を提起している。

5 おわりに

本稿では、環境情報開示と社会的評価に関連する理論的な分析を行うために、情報開示に関連した定量的な環境会計研究の展開を明らかにするとともに、これらの研究における環境情報開示と社会的評価との関係について理論的な分析を行った。本稿における結論は、下記の3点である。

第1に、正統性理論では環境情報開示の論拠として正統性の維持または回復を前提としているが、複数の研究で環境パフォーマンスと環境情報開示との直接的な関係についての検証が試みられるとともに、両者の関係についての発見事項が対立している。そのため、環境情報開示を説明する場合には、正統性および評判に関する社会的評価という観点を媒介させて、環境パフォーマンスと社会的評価、および社会的評価と環境情報開示の関係について検討する余地があると考えられる。

第2に、環境パフォーマンスと社会的評価との関係を分析する場合には、環境パフォーマンスの数値が、企業の社会的評価に対してどのように影響するかを解釈することが問題となる。この点については、業種などの企業属性を検討する必要があるとともに、環境パフォーマンスが、どのような社会的評価に影響を与えるかについても検討する余地がある。

第3に、環境情報開示と社会的評価の関係を検討する場合には、企業がどのような社会的評価の獲得を目的とするかによって、情報開示戦略、すなわち開示媒体や開示方法が多様である可能性があることについて、今後の研究の可能性が残されている。

以上のとおり、本稿では定量的な環境情報開示研究の展開を明らかにするとともに、環境パフォーマンス、社会的評価、および環境情報開示という3つの概念の関係を分析することを通じて、今後の研究に関する展望と課題を提示した。その一方で、本稿において検討した企業の社会的評価についてはさらに分析視角の開発を行うことが必要とされる。この点については今後の課題としたい。

注

- 1) 日本でも國部他（2002; 2012）や朴（2002）は、環境情報開示の説明要因として、社会を構成するステイクホルダーの影響を実証している。また、石川・向山（2003）は、環境経営度ランキングというある種の社会的評価が資本コストの低減にどの程度影響するかを明らかにしている。
- 2) ステイクホルダー理論では、組織が利益を得るために、（社会全体ではなく）重要なステイクホルダーの管理を行う必要があるという仮説が設定される（Gray *et al.*, 1996）が、正統性理論との重複が多いことから完全に独立した理論とはいえないとも指摘される（Deegan, 2007）。また、政治経済理論（political economy theory）とは、Gray *et al.*（1996）によれば、社会と政治および経済は不可分であると仮定される理論の総称と考えられるが、その内容は多岐にわたっている。
- 3) この点については、大西・野田（2012）も参照されたい。
- 4) 社会的評価という観点からの正統性や評判の概念的な検討はDeephouse and Suchman（2008）に詳しい。大西・野田（2012）も参照されたい。
- 5) ただし、これらの仮説は管理的視点（managerial perspective）に基づいた場合である（Gray *et al.*, 1996）。組織の正統性に関する説明は、Suchman（1995）が指摘するとおり管理的視点と制度的視点では大きく異なる。
- 6) 正統性理論の概要についてはDeegan（2007）も参照されたい。
- 7) メディア報道に関連した指標として、メディアの論調以外にも、メディアへの露出（報道量）を挙げることもできる（たとえばAl-Tuwaijri *et al.*, 2004）。この点については、メディアの論調が好意的か否かによって組織の正統性に対する影響が異なることから、単純な報道量（たとえば年間の記事数）自体は、必ずしも組織の社会的評価の良し悪しを意味しているとは限らない。他方で、メディアに対する露出の多さが正統性に影響を及ぼす可能性もあることには、注意が必要であろう。

参考文献

- Aerts, W. and Cormier, D. (2009) "Media Legitimacy and Corporate Environmental Communication," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 34, Issue 1, pp. 1-27.
- Al-Tuwaijri, S. A., Christensen, T. E. and Hughes II, K. E. (2004) "The Relations among Environmental Disclosure, Environmental Performance, and Economic Performance: A Simultaneous Equations Approach," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 29, Issues 5-6, pp. 447-471.
- Bebbington, J., Larrinaga-Gonzalez, C. and Moneva, J. (2008) "Corporate Social Reporting and Reputation Risk Management," *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, Vol. 21, No. 3, pp. 337-361.
- Cho, C. H. and Patten, D. M. (2007) "The Role of Environmental Disclosures as Tools of Legitimacy: A Research Note," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 32, Issues 7-8, pp. 639-647.
- Cho, C. H., Roberts, R. W. and Patten, D. M. (2010) "The Language of US Corporate Environmental Disclosure," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 35, Issue 4, pp. 431-443.
- Cho, C. H., Guidry, R. P., Hageman, A. M. and Patten, D. M. (2012a) "Do Actions Speak Louder than Words? An Empirical Investigation of Corporate Environmental Reputation," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 37, Issue 1, pp. 14-25.
- Cho, C. H., Freedman, M. and Patten, D. M. (2012b) "Corporate Disclosure of Environmental Capital Expenditures: A Test of Alternative Theories," *Accounting, Auditing and Accountability Journal*,

- Vol. 25, Issue 3, pp. 486-507.
- Clarkson, P. M., Li, Y., Richardson, G. D. and Vasvari, F. P. (2008) "Revisiting the Relation between Environmental Performance and Environmental Disclosure: An Empirical Analysis," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 33, Issues 4-5, pp. 303-327.
- Deegan, C. (2007) "Organizational Legitimacy as a Motive for Sustainability Reporting," in Unerman, J., Bebbington, J. and O'Dwyer, B. (Eds.) *Sustainability Accounting and Accountability*, Routledge, pp. 127-149.
- Deegan, C., Rankin, M. and Tobin, J. (2002) "An Examination of the Corporate Social and Environmental Disclosures of BHP from 1983-1997: A Test of Legitimacy Theory," *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, Vol. 15, Issue 3, pp. 312-343.
- Deephouse, D. L. and Carter, S. M. (2005) "An Examination of Differences between Organizational Legitimacy and Organizational Reputation," *Journal of Management Studies*, Vol. 42, No. 2, pp. 329-360.
- Deephouse, D. L. and Suchman, M. C. (2008) "Legitimacy in Organizational Institutionalism," in Greenwood, R., Oliver, C. Sahlin, K. and Suddaby, R. (Eds.) *The SAGE Handbook of Organizational Institutionalism*, pp. 49-76.
- Dowling, J. and Pfeffer, J. (1975) "Organizational Legitimacy: Social Values and Organizational Behaviour," *Pacific Sociological Review*, Vol. 18, No. 1, pp. 122-136.
- Freedman, M. and Stagliano, A. J. (2002) "Environmental Disclosure by Companies Involved in Initial Public Offerings," *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, Vol. 15, Issue 1, pp. 94-105.
- Gray, R., Owen, D. and Adams, C. (1996) *Accounting and Accountability: Changes and Challenges in Corporate Social and Environmental Reporting*, Prentice Hall. [山上達人監訳, 水野一郎, 向山敦夫, 國部克彦, 富増和彦訳 (2003) 『会計とアカウントビリティー企業社会環境報告の変化と挑戦』白桃書房。]
- Guthrie, J. and Parker, L. D. (1989) "Corporate Social Reporting: A Rebuttal of Legitimacy Theory," *Accounting and Business Research*, Vol. 19, No. 76, pp. 343-352.
- Hrasky, S. (2012) "Carbon Footprints and Legitimation Strategies: Symbolism or Action?" *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, Vol. 25 Issue 1, pp. 174-198.
- Lange, D., Lee, P. M. and Dai, Y. (2010) "Organizational Reputation: A Review," *Journal of Management*, Vol. 37, No. 1, pp. 153-184.
- Lindblom, C. K. (1993) "The Implications of Organizational Legitimacy for Corporate Social Performance and Disclosure," in Gray, R., Bebbington, J. and Gray, S. (Eds.) (2010) *Social and Environmental Accounting*, Vol. II, pp. 51-63.
- Magness, V. (2006) "Strategic Posture, Financial Performance and Environmental Disclosure: An Empirical Test of Legitimacy Theory," *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, Vol. 19, Issue 4, pp. 540-563.
- Milne, M. J. and Patten, D. M. (2002) "Securing Organizational Legitimacy: An Experimental Decision Case Examining the Impact of Environmental Disclosures," *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, Vol. 15, Issue 3, pp. 372-405.
- Mobus, J. L. (2005) "Mandatory Environmental Disclosures in a Legitimacy Theory Context,"

- Accounting, Auditing and Accountability Journal*, Vol. 18, Issue 4, pp. 492-517.
- Murray, A., Sinclair, D., Power, D. and Gray, R. (2006) "Do Financial Markets Care about Social and Environmental Disclosure?: Further Evidence and Exploration from the UK," *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, Vol. 19, Issue 2, pp. 228-255.
- Orij, R. (2010) "Corporate Social Disclosures in the Context of National Cultures and Stakeholder Theory," *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, Vol. 23, Issue 7, pp. 868-889.
- Patten, D. M. (2002) "The Relation between Environmental Performance and Environmental Disclosure: a Research Note," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 27, Issue 8, pp. 763-773.
- Patten, D. M. (2005) "The Accuracy of Financial Report Projections of Future Environmental Capital Expenditures: a Research Note," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 30, Issue 5, pp. 457-468.
- Suchman, M. C. (1995) "Managing legitimacy: Strategic and institutional approaches," *Academy of Management Review*, Vol. 20, pp. 571-610.
- 石川博行・向山敦夫 (2003) 「環境情報と企業評価」『会計』第163巻第1号, 56-71頁。
- 大西靖・野田昭宏 (2012) 「社会環境報告による正統性の管理」『社会関連会計研究』第24号, 1-11頁。
- 國部克彦・野田昭宏・大西靖・品部友美・東田明 (2002) 「日本企業による環境情報開示の規定要因－環境報告書の発行と質の分析」『企業会計』第54巻第2号, 74-80頁。
- 國部克彦・西谷公孝・篠原阿紀・北田皓嗣 (2012) 「日本企業の環境情報開示－ステイクホルダーの影響と情報ニーズ」『産業経理』第71巻第4号, 51-61頁。
- 櫻井通晴 (2011) 『コーポレート・レピュテーションの測定と管理：「企業の評判管理」の理論とケース・スタディ』同文館。
- 朴恩芝 (2002) 「日本企業の環境会計情報開示の質的特性」『社会関連会計研究』第14号, 65-74頁。

<謝辞>査読の先生方による貴重な助言に対して心より御礼申し上げます。

<付記>本稿は日本学術振興会の科学研究費（課題番号23530613）による成果の一部である。

（大西：関西大学大学院会計研究科准教授）

（野田：東京都市大学環境学部講師）

（2013年9月16日 採択）

【研究論文】

低炭素型サプライチェーン構築に向けたMFCA導入の課題 －資源生産性に関するアンケート調査をもとに－

木村麻子
中 嶋 道 靖

論文要旨

本論文では、低炭素型サプライチェーンの実現に向けて、サプライチェーン（SC）にMFCA（Material Flow Cost Accounting）を導入するための要件・課題を抽出することを目的としている。そのための手順として、低炭素型SCにおけるMFCAリーダーの役割を検討し、そのうえでアンケート調査を実施した。アンケート調査では、サプライチェーンにおけるバイヤー・サプライヤー間での情報共有の実態を明らかにするとともに、MFCAを導入するための要件について考察している。その結果、サプライチェーンにMFCAを導入するためには、購買部門の業績評価指標として環境保全に関する指標を設定すること、MFCAの有用性を購買部門に周知すること、バイヤー・サプライヤー間という組織間の情報共有を促進することが重要であることが示された。

1 はじめに

企業における環境経営の重要性が高まっている。多くの企業が、産業界ごとに設定された温暖化ガス排出量の目標を達成すべく、「省エネ、省資源」のための技術開発を行い、その技術を組み込んだ「環境配慮型商品」を送り出している。

このような状況において、企業は環境配慮型商品の開発だけでなく、環境負荷低減を含めた環境経営に取り組んでいる。MFCA（Material Flow Cost Accounting）は、資源生産性を高めることで、環境負荷低減と原価低減とを同時に達成することを追求可能にする環境管理会計手法として、2000年以降、日本を中心に国際的に企業事例を積み重ねている。MFCAは、2011年9月に国際規格ISO14051（ガイダンス）として、続く2012年3月に日本国内規格JISQ14051として発行されるなど、国内外の社会的評価も高まっている。また、MFCAの適用範囲も従来の個別企業

キーワード：マテリアルフローコスト会計（Material Flow Cost Accounting: MFCA）、低炭素（low-carbon）、サプライチェーン（supply chain）、アンケート調査（questionnaire research）

での環境管理会計としての範囲を超え、複数企業間のサプライチェーン（SC）への導入など、理論的かつ手法的にも発展を続けている（経済産業省、2011、69-77頁）。

われわれの問題意識は、環境経営を促進する上での課題のうち、MFCAをSCに適用することによって、低炭素型SCという観点から既存のSCを評価し、低炭素化に向けた活動を促進するマネジメントの仕組みを研究するところにある。この問題意識に沿って、本論文ではとくに、低炭素型SCの構築に向けてMFCAを円滑に導入する際に必要な要件を考察することを目的とする。なお、ここでいう低炭素型SCとは、一企業だけのCO₂削減だけを評価するのではなく、自社ならびに川上・川下企業も分析・評価の範囲とし、この企業間でCO₂排出情報を共有し、CO₂排出量削減を主要な目的のひとつとして構築されるSCをいう（國部他、2012）。また、低炭素型SCM（Supply Chain Management）は、低炭素型SCを構築するために計画し、実行し統制することをいうものとする。

本論文では、まず、低炭素型SCMを実現するためのバイヤー・サプライヤー間の関係について検討し、次いで2012年2月に日本国内上場企業を対象に実施したアンケート調査をもとにMFCAをSCに導入するための課題を抽出する。最後に、本研究の含意と残された課題について述べる。

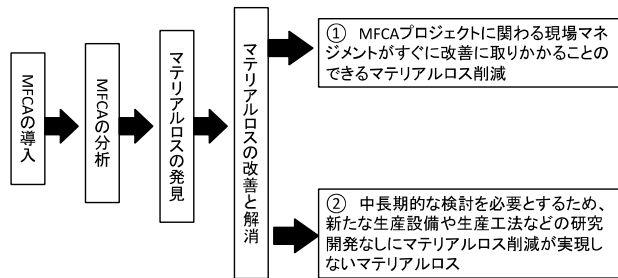
2 MFCAをSCに導入するためのバイヤーとサプライヤーの関係と課題

2.1 マテリアルロスが見える化する2つの課題

MFCAは、対象とする製品あるいは製造ラインのプロセスにおけるマテリアルロスを物量で見える化し、製造コスト情報を用いてそのマテリアルロスをコスト評価して、資源生産性を高めるための管理会計情報を提供する。マテリアルロスの削減は、環境負荷とコストを同時に低減することであり、インプットマテリアル量やエネルギー使用量を低減することにより、低炭素型SCを構築する一助となりうる。MFCAは、このような視点から環境管理会計手法と呼ばれる。

中畠・木村（2012）によれば、MFCAによって見える化されたマテリアルロスには次頁の図表1に示す2つの種類に区分することができる。図表1に示すように、MFCAで見える化されたマテリアルロスは、製造現場においてすぐに削減・改善に取り組むことのできるマテリアルロスと、中長期的な検討を必要とするマテリアルロスとに分類することができる。前者が自社の製造部門だけで取り組むことができるのに対し、後者は製造部門以外の協力を必要とする。たとえば、生産工法の変更や製品設計の変更を必要とするような改善課題が明らかとなったとき、自社の生産技術部門や製品開発部門や研究開発部門など組織内の複数の職能に協力を求めることになる。さらに、自社を超えてサプライヤーの協力を得ることでマテリアルロスが削減可能となるものも少なくない。その場合、自社の購買部門が主導してサプライヤーの協力を求める必要がある。

図表1 MFCAにおけるマテリアルロス削減に関する分類



出所：中畠・木村（2012）16頁

ここで課題となるのは、他社であるサプライヤーからの協力を得ることである。低炭素型SCの構築のためには、単一の企業内でマテリアルロスに取り組むよりもむしろ、バイヤーである自社がサプライヤーと協力・協働してSCとして資源生産性を高めるべきである。そこで、次にSCにMFCAを導入することを所与とした場合のバイヤーとサプライヤーの関係について検討する。

2.2 MFCA導入に伴うバイヤーとサプライヤーの関係と課題

2.2.1 MFCA導入に伴うバイヤーとサプライヤーの関係

MFCAとSCの関係についての先行研究として、たとえば東田（2008）は、グリーンサプライチェーンにおける情報システムとしての役割をMFCAが担うことができるとしている。また、東田（2011）によれば、MFCAをSCに導入する意義は、自社単独ではできない取り組みをバイヤーとサプライヤーが協働して行うことで、SC全体における省資源化を実現するところにあるという。つまり、MFCAのSCへの導入が両社にマテリアルロスによって見える化した課題を共有させ、協働して改善活動を実行することで削減を可能にするというのである。

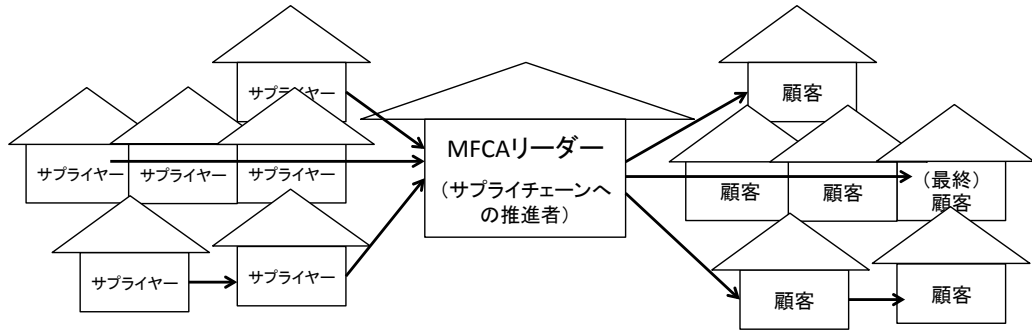
MFCA関連の先行研究に限らず、低炭素型SCにバイヤーとサプライヤーの協働が重要であるとの先行研究は複数蓄積されている¹⁾。Purdy and Safayeni（2000）は、バイヤーとサプライヤー間の協働の特徴は、豊富なコミュニケーション環境を前提とした情報交換を通じてなされる暗黙知の統合によるものであるとしている。また、当該企業の新製品設計に関わるバイヤー企業や、当該企業の製品に関する技術的知識を有するサプライヤーが、当該企業の環境関連投資や技術的選択の意思決定に影響を与えるとの指摘もある（Ashford, 1993）。Ashford（1993）によれば、一定の知識を共有するバイヤーとサプライヤーとの協働が不確実性や新しい取り組みへの抵抗を低減させるという。これらの先行研究が示すところによれば、低炭素型SCを実現するためには、バイヤーとサプライヤーとの情報共有を伴う協働が不可欠であるといえる。

加えて、東田（2011）では、MFCAをSCに導入するためには、情報共有と製品設計から生産プロセス全体に責任を持つマネジャーの存在が必要であるとしている。すなわち、当該企業内で

の部門間、およびサプライヤーとの組織間をつなぐ媒介が不可欠であるというのである。

上記の先行研究を踏まえて、われわれは、MFCAのSCへの拡張において次に示す図表2に示すようなMFCAリーダーが必要であると考ええる。

図表2 低炭素型SCにおけるMFCAリーダーの位置づけ



なお、図表中の→はマテリアルフローを示す

図表2では、MFCAをSCに導入する上での推進者として、MFCAリーダーを中核に据えている。MFCAリーダーは、MFCAを活用し自社のビジネスフロー全体（サプライヤー・自社・顧客の一連のフロー）を低炭素型SCに変革することを目指しているとする。この目的達成のために、MFCAリーダーは見える化されたマテリアルロスのうち、たとえば、解決に一定の時間を要する中長期的課題を解決するためにサプライヤーや顧客との調整を行う必要がある。MFCAリーダーは、サプライヤーや顧客と目的を共有し、具体的な目標をともに設定するために、サプライヤーや顧客にMFCAの導入を推奨し、MFCA分析を支援する役割を担う。

MFCAリーダーは、MFCA分析を実施した各社（サプライヤーや顧客）で見える化したマテリアルロスうちSC（企業者間）での経営課題であるマテリアルロス情報を共有することから始める。この場合の経営課題とは、顧客にとってはサプライヤーからの調達価格を低減する可能性があり、それと同時に、サプライヤーにとっては製造原価を削減する可能性がある経営課題の共有である（経済産業省、2011年）。この課題共有に次いで、マテリアルロス削減のための提案を、たとえば、サプライヤーとバイヤーの双方で行い、実行案の策定レベルまでともに検討する。

たとえば、企業がサプライヤーとしてのMFCAリーダーとなる場合には、納品する自社製品の設計、製造方法、リサイクル材の含有率を含む材料の仕様などの変更等を顧客であるバイヤー企業に提案することが考えられる。また、バイヤーとしてのMFCAリーダーは、サプライヤーに対して、マテリアルロス削減のために発注する部材の設計等を含めて課題を共有し、改善活動を行うことなどが可能である。SCへのMFCA導入を実現するためには、MFCAリーダーという役割を担う企業を中心に、サプライヤーおよびバイヤーとの企業間での協同的な課題解決を実施する必要がある（経済産業省、2011年）。

しかしながら、少なくとも業績との関連という意味では、バイヤーの優位性が検証される傾向にある。たとえば、Gosman *et al.* (2004) は、サプライヤーにとっての営業量の多いバイヤーが、購買パワーを利用した関係を構築することで一定の利益を得ることを明らかにしている。また、バイヤーとサプライヤーの関係を考えるとき、一般的にも発注元であるバイヤーの方がより大きな力を有していると考えerことは妥当であろう。たとえば、MFCAリーダーがアSEMBラーであれば、複数の部品と複数のサプライヤーを有することが想定される。アSEMBラーは一般に製品設計に関する権限を持つため、彼らの設計段階、試作段階に加えて製造段階での資源生産性への取り組みが、SC全体に大きな影響を与える可能性が高い。つまり、アSEMBラーによるMFCAを用いた製造現場での環境負荷および原価を低減するための試みが、サプライヤーの製造やロジスティクスに加えて、最終顧客を含めたライフサイクルにも影響を与えることが考えられる。このような場合、MFCAリーダーの意思決定が低炭素型SCの資源生産性の大きさを決めるとも言い、SC全体の最適化に向けて果たす役割は大きい。

SCにMFCAを拡張するにあたって、MFCAリーダーのサプライヤーおよびバイヤーとしてのそれぞれの立場から考察を行うことは重要であるものの、本論文では、ひとまずバイヤーという立場でのMFCAリーダーについて考察することにする。というのも、低炭素型SCの実現のためには、よりMFCA導入の効果が高いところにまず着目すべきであると考えerからである。

2.2.2 MFCA導入におけるサプライヤーとの課題

MFCAをSCに導入する際の課題として、サプライヤーとの関係があげられる。國部 (2011) によれば、課題のほとんどは両者が経済的な購買関係に基づくところに起因するという。バイヤーがより安い材料を求めて集中購買管理を採用するとき、あるいは商社を介在して購買を行うときなど、サプライヤーとの関係は希薄になり、MFCAを導入した改善活動を行うことは困難になると考えられる。また、國部 (2011) では、環境負荷低減をサプライヤーと協力して取り組むようなスキームがまだ存在していないと指摘している。

このような課題を超えてMFCAをSCに導入するためには、バイヤーとサプライヤー間の関係を知る必要がある。とくに、MFCAを導入する土壌を考察するためには、情報共有と協働した改善活動をすでに行っているかどうかを確認しなければならない。低炭素型SCを目的に新しい手法をSCに導入するのであれば、先行研究で指摘されていたようにサプライヤーと協力できる関係を構築していることが望ましいだろう。

また、サプライヤーとの関係が希薄である場合、サプライヤーがバイヤーとの情報共有を拒むかもしれない。サプライヤーは、納品価格の低減を求められることなどを回避しようとするために、自社の情報を提供することを嫌う可能性がある。このほか、坂口 (2003) によるアSEMBラーを対象としたアンケート調査によれば、バイヤーはサプライヤーの製造工程、生産設備、品質管理体制や品質関連情報等については把握しているのに対して、原価情報はそれほど詳細に把

握していないとされている。その一方で、高橋他（2010）によれば、売上高の10%以上を占めるバイヤーが、業務効率の向上によって販売費（比）率を低減し、さらに当該バイヤーに対する棚卸資産の回転率が高い可能性がある指摘している。ただし、バイヤーの価格交渉力により売上原価率は高まっており、結果として当該バイヤーに対する営業利益率は相殺されている（高橋他，2010）。バイヤーがサプライヤーの情報を共有しているか、および協働した改善活動を行っているかを知ることは、バイヤーによるSCマネジメントを理解する上で重要である。

また、高橋他（2010）の指摘に従えば、サプライヤーは営業量の大きいバイヤーから効率的な取引を提供されているものの、製造原価低減に課題を有していることがわかる。その意味で、サプライヤーは、バイヤーの中長期的課題を共有し、MFCFAを導入することでマテリアルロス削減して製造原価を低減することができれば、バイヤーと利益を分け合うことも可能である。MFCFAの導入に際して共有する情報のレベルとしては、物量情報のみの共有であっても取引企業との協働は可能であると指摘している（國部・下垣，2007；東田，2008）。コストを除く一定の情報共有と協働活動の良好な関係が備わっていれば、MFCFAを比較的容易にSCに導入することも可能であるかもしれない。

このほか、先に述べたように、東田（2011）ではSCにMFCFAを導入するマネジャーの重要性を述べており、MFCFAをSCで展開した2つの事例を取り上げ、プロダクトマネジャーあるいは生産支援部がバイヤーとサプライヤー間をつなぐ仲介役を務めたとしている。たとえば、マテリアルロス削減のためにサプライヤーの製造工程を削減するという課題が生じ、その際、発注元であるバイヤー企業のプロダクトマネジャーは、生産技術や設計部門を統括する立場にあったという事例をあげている。プロダクトマネジャーが仲介役を務めることで、課題解決のために適切な知識を有する部門担当者をサプライヤーと対応させることができたと述べている。MFCFAをSCに導入するにあたって、どのような職能を担う者が社外とのコミュニケーションを取るかは重要な課題である。しかしながら、バイヤーとサプライヤーとの関係が希薄である場合、プロダクトマネジャーのようなバイヤー側の強い意思決定権者がサプライヤーとの接点にあたることはむしろマイナスとなるかもしれない。

本論文では、MFCFAをSCに導入するためのプロジェクトリーダーではなく、ひとまずサプライヤーとの折衝役を明示し、SCの実態を考察することとした。本研究では、サプライヤーとの接点について、購買部門が折衝役を担うことが望ましいと考える。なぜなら、購買部門がサプライヤーと部材の仕様・発注量・価格に関して交渉し、一定の継続的な関係を築いていると思われるからである。サプライヤーと実際に仕様の変更等を行う際には、MFCFAリーダー企業内の設計部門等の関与も必要であるが、少なくとも交渉の窓口としては、サプライヤーについてすでによく知っている購買部門がなすものとする²⁾。

ただし、購買部門にMFCFA導入をサプライヤーに促す折衝役を求める際には、購買部門にも何らかの動機付けが必要である。梶原・國部（2012）では、購買部門の部門目標が、低炭素型SCM

の推進に重要な役割を果たすことを示している。部門目標として環境パフォーマンスが重視されるほど、サプライヤーへの低炭素型SC構築のための要求等も大きくなるという（梶原・國部，2012）。ただし，國部・篠原（2012）は，ケース研究を通じて環境パフォーマンスに関する目標の重要度が，購買，調達コスト，品質，安定供給，納期などの目標に比べて低いとしている。現実の日本の企業社会において，購買部門の部門目標として重視する要因はどのようになっているのだろうか。

以上の考察から，本論文の目的であるMFCA導入のためのSCの土壌を明らかにするために，次節ではアンケート調査をもとに，（1）購買部門がサプライヤーと情報共有や協働した改善活動を行っているか，（2）購買部門は業績評価においてどのような要因を重視するか，の2点について分析することとする。

3 アンケート調査の概要

本調査の実施にあたっては，上場企業（製造業1,561社）の購買担当者（購買部門・資材部門等）を対象に調査票を郵送した³⁾。調査票は2012年2月4日（土）に発送し，2012年2月29日（水）を締切りとした。調査の回収率は22.8%（356通）であった。回答企業の業種の内訳は図表3の通りである。

図表3 送付・回答企業の業種内訳

業種	回答企業		送付企業	
	企業数	構成比	企業数	構成比
輸送用機器	26	7.3%	103	6.6%
非鉄金属	8	2.2%	38	2.4%
電気機器	73	20.5%	283	18.1%
電気・ガス業	3	0.8%	22	1.4%
鉄鋼	9	2.5%	54	3.5%
繊維製品	7	2.0%	58	3.7%
石油・石炭製品	2	0.6%	13	0.8%
精密機器	15	4.2%	50	3.2%
食料品	19	5.3%	131	8.4%
金属製品	24	6.7%	94	6.0%
機械	70	19.7%	236	15.1%
化学	54	15.2%	209	13.4%
医薬品	7	2.0%	56	3.6%
パルプ・紙	5	1.4%	24	1.5%
その他製品	19	5.3%	107	6.9%
ゴム製品	6	1.7%	19	1.2%
ガラス・土石製品	9	2.5%	64	4.1%
合計	356	100.0%	1561	100.0%

4 アンケート調査の集計結果および知見

4.1 MFCAの認識および導入の実態

まず、購買部におけるMFCA導入の実態を示す。下記の図表4に示すように、MFCAの認知度は24.7%と低い。また、MFCAの導入の有無に関して「わからない」との回答が18.0%に上る。MFCAの認知度の低さを考えれば当然ともいえるが、購買部がMFCAリーダーの折衝役としての役割を果たす可能性を考えれば、購買部はMFCAについて既知であることが望ましい。購買部にMFCAの概念や効果を周知する必要があるだろう。

また、図表5において、MFCAを導入している企業がわずか2.0%であるのに対し、導入を検討したものの導入には至らなかったという企業が2.8%存在した。つまり、少なくとも購買部が把握している限りにおいて、実際にMFCAを導入した企業よりも、検討の末、導入しなかった企業の方が多というのである。導入しなかった理由については、今後、ヒアリング調査等が必要であろう。

図表4 MFCAの認知度

	回答数	割合
MFCAを知っている	88	24.7%
MFCAを知らない	262	73.6%
その他（無効）	6	1.7%
合計	356	100%

図表5 MFCAの導入状況

	回答数	割合
MFCAを導入している	7	2.0%
MFCAを導入していない	241	67.7%
MFCAを導入していないが関心はある	28	7.9%
MFCAを導入していないが検討したことはある	10	2.8%
わからない	64	18.0%
無回答	5	1.4%
その他（無効）	1	0.3%
合計	356	100%

4.2 購買部門の業績評価指標

次に、サプライヤーを選択する際の判断基準に関して優先順位を考察する。判断基準には、従来から重視されている納期、価格、品質に環境を加えた（安城，2008）⁴⁾。図表6によれば、サプライヤー選択時の最優先判断基準は、品質であり、環境を選択する企業は僅少であった⁵⁾。

図表6 サプライヤー選択時に最優先する判断基準

	回答数	割合
環境	4	1.1%
納期	13	3.7%
価格	104	29.2%
品質	225	63.2%
無回答	4	1.1%
合計	356	100%

購買部門は、品質をもっとも優先してサプライヤーを選択していることが明らかとなったが、購買部門の業績評価指標においては、必ずしも品質が最優先されているとは限らない。図表7をみると、購買部門における最大の目標阻害要因は調達価格の上昇（64.6%）である⁶⁾。また、図表8にあるように、同品質・同納期であり、かつ環境負荷（CO₂排出量）の低い部材であっても、価格が高ければ選択しないという企業が72.2%を占めている⁷⁾。つまり、購買部門の業績評価指標としては、調達価格が非常に重要であり、環境はサプライヤーの選択基準としてほとんど考慮されていないことが分かる。

図表7 購買部門における最大の目標阻害要因

	回答数	割合
納期の遅れ	45	12.6%
調達価格の上昇	230	64.6%
不安定な品質	65	18.3%
環境への悪影響	3	0.8%
その他	10	2.8%
無回答	3	0.8%
合計	356	100%

図表8 環境負荷に差異のある部材の選択

	回答数	割合
価格差があれば部材B (CO ₂ 排出量低) は選択しない	257	72.2%
部材Bの方が5%高い	53	14.9%
部材Bの方が6~10%高い	10	2.8%
部材Bの方が11%以上高い	2	0.6%
無回答	28	7.9%
その他 (無効)	6	1.7%
合計	356	100%

先に挙げた國部 (2011) において、低炭素型SC構築のためには、サプライヤーとの希薄な関係が課題であると指摘されていた。さらに、従来の組織間原価管理において重視された要件は、原価管理手法としての一面をもつMFCAにおいても検討すべきであろう。先行研究によれば、日本におけるバイヤーはサプライヤーとの協働を通じて原価低減を実現していることが指摘されている (浅沼, 1997; Cooper and Slagmulder, 1999)。また、バイヤーは情報共有を行い、また長期にわたって取引を行う傾向にあることも指摘されている。ただし、これらの先行研究がケース研究を主体としていることに加え、1970・80年代の日本企業を対象としていることから、先行研究による知見が現在の日本企業には当てはまらないとの指摘もある (加登, 2000; 坂口, 2003; 坂口, 2004)。たとえば、坂口 (2003) では、バイヤーがサプライヤーと長期的関係を築いていることについて肯定的である一方で、将来の取引の継続的保証については慎重な姿勢を見せていることを明らかにしている。また、前節で述べように、原価などの一部の情報については積極的に把握されていないともいう。

図表9 サプライヤーとの平均取引年数

	回答数	割合
1年未満	0	0.0%
1~3年未満	1	0.3%
3~5年未満	11	3.1%
5~10年未満	53	14.9%
10~15年未満	275	77.3%
無回答・その他 (無効)	16	4.5%
合計	356	100%

したがって、本節ではサプライヤーとの長期的関係の有無について考察する。図表9にあるように、回答企業の77.3%がサプライヤーと10年以上の取引関係を継続している。坂口（2003）で示された割合（74.8%）と大きな差異はなく、現在においても購買部門の多くがサプライヤーと長期間にわたる関係を築いていることを示している⁸⁾。

4.3 サプライヤーとの情報共有と改善活動

最後に、組織間の情報共有と協働について考察する。本調査では、バイヤーがサプライヤーの材料歩留まりを知っているか否かで情報共有の有無を、材料歩留まりの改善をサプライヤーと協働して行っているか否かで協働の有無を考察する。

材料歩留まり情報は、当該企業の製造プロセスとしての技術力を知る上で重要である。材料歩留まりの低さは、製造プロセス上の失敗コストを示している可能性も高い。つまり、材料歩留まりの低い企業は、製造プロセスに課題を抱えていることを示唆しているとも考えられる。バイヤーは、材料歩留まりの低いサプライヤーを積極的に支援することで、調達価格を抑えることもできるであろう。

図表10 サプライヤーへの発注部材に関する材料歩留まりの把握の有無

	回答数	割合
把握している	146	41.0%
把握していない	198	55.6%
無回答・その他（無効）	12	3.3%
合計	356	100%

図表11 サプライヤーとの材料歩留まり改善活動の有無

	回答数	割合
有る	134	37.6%
無い	213	59.8%
無回答・その他（無効）	9	2.6%
合計	356	100%

回答結果において、上記の図表10からサプライヤーでの材料歩留まりを把握している企業が41.0%（146社）であり、図表11に示すように、サプライヤーとの材料歩留まりの改善活動を共同で行っている企業が37.6%（134社）であることがわかる。

図表12 材料歩留まり情報の把握と改善活動のクロス集計

		材料歩留まり情報の把握				
		把握している		把握していない		合計
		回答数	割合	回答数	割合	
の 改善 活動	材料歩留まり している	110	32.3%	22	6.5%	132
	材料歩留まり していない	33	9.7%	176	51.6%	209
	合計	143	41.9%	198	58.1%	341

また、図表12に示すように、回答企業の内訳をクロス集計すると、サプライヤーとの材料歩留まり改善活動を協働し、かつサプライヤーの材料歩留まりを把握している企業は全体の32.3%であった。また、材料歩留まりを把握している企業の76.9%が改善活動を協働している。なお、全体でもっとも多いのは、材料歩留まりを把握せず、かつ改善活動を行わない企業の51.6%であり、材料歩留まりを把握していない企業に限定すれば、88.9%となる。つまり、サプライヤーとの材料歩留まりを把握している企業は改善活動を行い、材料歩留まりを把握しない企業は改善活動を行わない傾向がみられる。

5 むすびに代えて

アンケート調査の結果から、購買部門の業績評価指標として、環境（保全）はほとんど重視されていないことがわかった。その一方で、価格の重要性はとくに高かった。また、現状において、購買部門におけるMFCAの認知度は相当に低いことが明らかとなった。加えて、アンケート調査の結果は、企業がサプライヤーと長期にわたる関係を築いていることや、歩留まり情報を把握している企業は、改善活動を協働して行っていることが多いことなどを示した。このような状況を踏まえて、低炭素型SCの構築を目的としてMFCAをSCに導入するためには、現状の調達価格重視の購買部門に対してMFCAの原価低減を可能にする側面を強調して啓蒙すると同時に、将来に向けて購買部門に環境経営への意識を向上させる働きかけを行う必要があるだろう。

MFCAは、環境負荷を低減させるとともに原価低減も実現させることのできる手法である。その意味では、バイヤーでもある自社にMFCAを導入するとともに、自社の購買部門でのMFCAの認知度を高め、サプライヤーと協働してマテリアロス削減のための課題に取り組めば、購買部門の重要な業績評価指標である調達価格をより大きく低減させることも可能である。つまり、低炭素型SCを実現するための最初のステップとしてバイヤーとサプライヤー間に単純にMFCAを導入することを促進するためには、MFCAの有用性を購買部門に認識させることも選択肢のひとつ

つとして検討すべきである。

なお、このとき、たとえば環境部門が購買部門にMFCAを啓蒙することが考えられる。というのは、環境部門は環境負荷低減を指向する部門であるため、購買部門にMFCAによる原価低減の可能性を強調しながら、環境負荷低減の重要性についても述べることができると考えられるからである。環境部門が、MFCAによって見える化されたマテリアルロスの削減が資源生産性の向上に有用である可能性が高いことを購買部門に周知することで、購買部門が積極的にMFCAをサプライヤーに導入することが期待される。

これまでの自社（内）での環境経営だけを考えたMFCAの導入ではなく、自社のビジネスフローを含めた環境経営を目指すことが肝要であると考えられる。そのために、自社の進める環境経営が、サプライヤーや顧客における経営目的の達成に寄与する必要がある、その点において、本論で説明したサプライチェーンでのMFCAの活用は有用であると考えられる。自社内の環境経営のみを目指すのではなく、自社を起点とした社会的な環境経営を目指すMFCAリーダー企業の育成と増進が経済的な動機付けに基づいた低炭素型SCの実現に繋がると考えられる。そして、その具体的な出発点として、購買部門の重要性を本論文では明らかにした。

また、MFCAを実際に円滑にSCに導入することを考えるならば、すでに材料歩留まり情報を共有し、協働した改善活動を行っている企業にアプローチすることが考えられる。すでに一定の関係を築いていれば、新しい手法の導入にも比較的現場の理解は得られると考えられる。このとき、企業によってはプロダクトマネージャーのようなバイヤー側の意思決定権限者がプロジェクトに関与することでより迅速に取り組むことができるかもしれない。これに対し、材料歩留まり情報を共有せず、協働した改善活動も行っていない企業に対しては、購買部門に加えて環境部門が協力することが考えられる。サプライヤーに警戒心のある場合、環境部門が環境負荷低減という課題を強調する方が、MFCAの導入はスムーズになるものと思われる。

本研究の残された課題としては、次のものがあげられる。本アンケート調査は、国内外のサプライヤーの区別をせずに行った。海外拠点に存するサプライヤーについては、国内のサプライヤーとは異なる課題を抱えていると思われる。今後の課題として、海外における日系企業や現地企業を対象とする調査を行う必要がある。また、MFCA導入の容易さを検討するために、バイヤーとサプライヤー間の資本関係や提携に関する契約状況についても考察する必要がある。一定の資本関係や契約関係がMFCA導入を支援するのであれば、それを手がかりとしてSCへのMFCA導入のケース研究を蓄積すべきである。また、コスト情報あるいは物量情報としてのマテリアルロスなどについて、どの程度の共有で、どの程度の成果が得られるかを考察する必要がある。これについては、理論上可能であるというだけでなく、ケース研究を蓄積することが望ましい。

注

- 1) 低炭素型SCにおける協働の重要性については、先行研究のレビューとして、たとえば、Klassen and Vachon (2003) を参照されたい。
- 2) MFCAが環境管理会計の用具であることを考えれば、環境部門が窓口となることも考えられる。しかしながら、すべての企業の環境部門が自社のサプライヤーを把握し、自社の納品する部材の詳細（品質、価格、納期など）について既知であるとは考えにくい。自社のマテリアルロスを削減するために効果を発揮し、また協力的であるサプライヤーを選択するためには購買部門の助言が必要であるものと思われる。本論文では、環境部門の役割は、サプライヤーとの交渉よりもむしろMFCAを導入した製造部門と購買部門をつなぐところにあるものとする。
- 3) ここでいう上場企業とは、東証、大証、ジャスダック、名古屋証券取引所、札幌証券取引所、福岡証券取引所に上場する企業を含むものである。また、購買部門の担当者は、『ダイヤモンド会社職員録全上場企業版2011』から抽出した。
- 4) キヤノン株式会社は、1993年に制定された環境憲章において「EQCD思想」について述べている。E (Environment), Q (Quality), C (Cost), D (Delivery) のそれぞれに注視し、環境負荷の少ない製品を提供することを謳ったものである。安城 (2008) では、MFCAが資源生産性に見える化し、改善の機会を提供することでEQCDの実現が可能であると述べている。
- 5) 本質問では、サプライヤーの選択における優先的判断基準として、環境、品質、価格、納期の4つの回答について3番目までの順位付けを求めた。回答の簡便さを優先して選択肢を削減したため、梶原・國部 (2012) で用いられた指標には従わなかった。紙幅の関係からすべての結果を示すことができないが、2番目に重要であると選択されたのは価格 (48.0%) であり、環境を選択したのは2.53%であった。また、3番目に重要であると選択されたのは納期 (64.6%) であり、環境は7.87%であった。
- 6) 本質問では、購買部門の部門目標を阻害する要因について図表6で示したサプライヤー選択時の最優先事項と対応させ、納期の遅れ、調達価格の上昇、不安定な品質、環境への悪影響の4つから1つのみを選択することを求めた。
- 7) この質問の前問では、環境負荷の高い部材と低い部材が同価格、同品質、同納期である場合にいずれを選択するかを聞いている。その場合の回答は、90.4% (322社/356社) が環境負荷の低い部材を選択している。したがって、同価格であれば、環境負荷が低い部材を選択するという当然の結果が導き出されたことを確認した。
- 8) ただし、坂口 (2003) のアンケートは、リッカートスケール (3点) で設計されていることや、調査対象がアSEMBラーに限定されているなど、調査方法に異なる点が多い。ゆえに、単純に比較はできない。

参考文献

- Ashford, N. A. (1993) "Understanding Technological Responses of Industrial Firms to Environmental Problems: Implications for Government Policy," In Fischer, K. and J. Schot (Eds.), *Environmental Strategies for Industry: International Perspectives on Research Needs and Policy Implications*, Washington DC: Island Press, pp. 277-307.
- Cooper, R. and Slagmulder, R. (1999) *Supply Chain Development for the Lean Enterprise-Interorganizational Cost Management*, Portland: Productivity, Inc. [清水孝・長谷川恵一監訳 (2000) 『企業連携のコスト戦略-コストダウンを実現する全体最適マネジメント』ダイヤモンド社。]
- Gosman, M., Kelly, P., Olsson, P., and Warfield, T. (2004) "The Profitability and Pricing of Major

- Customers,” *Review of Accounting Studies*, Vol. 9, No. 1, pp. 117-139.
- Klassen, R. D. and Vachon, S. (2003) “Collaboration and Evaluation in the Supply Chain: The Impact on Plant-Level Environmental Investment,” *Production and Operations Management*, Vol. 12, No. 3, pp. 336-352.
- Purdy, R. L. and Safayeni, F. (2000) “Strategies for Supplier Evaluation: A Framework for Potential Advantages and Limitations,” *IEEE Transactions on Engineering Management*, November, Vol. 47, No. 4, pp. 435-443.
- 浅沼萬里 (1997) 『日本の企業組織 革新的適応のメカニズム』東洋経済新報社。
- 安城泰雄 (2008) 「キャノン：職場拠点型環境保証活動〈EQCD一体型〉実現のツール」 國部克彦編『実践マテリアルフローコスト会計』所収，産業環境管理協会，105-114頁。
- 梶原武久・國部克彦 (2012) 「低炭素型サプライチェーンマネジメントの規定要因：バイヤー・サプライヤー関係を中心にして」『国民経済雑誌』第206巻第4号，95-113頁。
- 加登豊 (2000) 「サプライチェーン：組織間関係マネジメントの視点」『Business Insight』第8巻第3号，30-39頁。
- 経済産業省 (2011) 『平成22年度経済産業省委託 サプライチェーン省資源化連携促進事業報告書』(社) 産業環境管理協会。
- 國部克彦 (2011) 「サプライチェーンへのマテリアルフローコスト会計導入の意義と課題」『日本情報経営学会誌』第31巻第4号，75-82頁。
- 國部克彦・伊坪徳宏・中島道靖・山田哲男 (2012) 「アジア地域を含む低炭素型サプライチェーンの構築と会計の役割」『會計』第182巻第1号，82-97頁。
- 國部克彦・篠原阿紀 (2012) 「環境配慮型サプライチェーンの先端ケース研究—パナソニックのECO-VC活動—」『国民経済雑誌』第205巻第5号，17-38頁。
- 國部克彦・下垣彰 (2007) 「実践マテリアルフローコスト会計 (26) MFCAのサプライチェーン展開—サプライチェーンにおけるMFCA情報共有の意義」『環境管理』第43巻第11号，1109-1115頁。
- 坂口順也 (2003) 「日本企業のバイヤー・サプライヤー関係とサプライチェーン・マネジメント」『関東学園大学経済学紀要』第31集第1号，91-109頁。
- 坂口順也 (2004) 「日本企業におけるバイヤー・サプライヤー間の協働」『原価計算研究』第28巻第2号，47-56頁。
- ダイヤモンド社編 (2010) 『会社職員録全上場企業版2011』ダイヤモンド社。
- 高橋邦丸・椎葉淳・佐々木郁子 (2010) 「顧客関係性戦略と企業業績との関係について」『青山経営論集』第45巻第1号，179-196頁。
- 中島道靖・木村麻子 (2012) 「MFCAによる改善活動と予算管理」『原価計算研究』第36巻第2号，15-24頁。
- 東田明 (2008) 「マテリアルフローコスト会計のサプライチェーンへの拡張」『企業会計』第60巻第1号，122-129頁。
- 東田明 (2011) 「グリーン・サプライチェーン・マネジメントを支援する環境管理会計—マテリアルフローコスト会計の適用可能性」 國部克彦編著『環境経営意思決定を支援する会計システム』所収，中央経済社，145-167頁。

<謝辞>本論文は、日本社会関連会計学会第25回大会における自由論題発表をもとに執筆したものである。発表にあたって、司会の柳田仁先生（神奈川大学）に加え、東田明先生（名城大学）より、さらに査読者の先生方からも、貴重なコメントならびにご示唆を賜りました。また、本論文における調査票の作成にあたっては、岡田幸彦先生（筑波大学大学院）から非常に有益なご示唆を賜りました。ここに記して皆様に感謝申し上げます。

<付記>本論文の成果の一部は、平成25年環境研究総合推進費「アジア地域を含む低炭素型サプライチェーンの構築と制度化に関する研究」(E-1106) および科学研究費補助金（基礎研究（c）課題番号25380629）の支援による。

（木村：関西大学商学部准教授）

（中畠：関西大学商学部教授）

（2013年9月16日 採択）

【研究論文】

社会福祉法人における財務情報開示の要因分析 — アンケート調査結果から —

黒 木 淳

論文要旨

1997年より始まった社会福祉基礎構造改革以降、社会福祉法人には外部者に対する積極的な情報提供が求められている。本稿の目的は、大阪府下に所在する936の社会福祉法人にアンケート調査をおこない、その結果から社会福祉法人における財務情報開示の実態およびその要因を明らかにすることである。調査の結果、ウェブサイトを通じた財務情報開示をおこなう法人あるいは財務情報開示の意向を有する法人は、回答を得た全法人のなかで、それぞれ約21%および約35%であり、その割合が低いことが明らかとなった。また、財務情報開示をおこなう社会福祉法人の特性として、ガバナンスが充実していること、新規事業に対する意向が強いこと、財務情報開示に十分な能力が備わっていること、の3つがあることを示唆する結果を得た。社会福祉法人が情報開示をおこない、自らの存続価値を社会から認知され続けるために、新規事業実施の検討あるいはガバナンスの充実という積極的な経営が必要である。

1 はじめに

超高齢社会を迎えるわが国にとって、社会福祉の在り方はわが国の将来を左右する重要課題である。社会福祉のうち、その大部分の事業を担う社会福祉法人は、いま岐路に立っている。1997年に始まった社会福祉基礎構造改革以降、措置・委託制度から契約制度への転換がはかられ、契約制度下では利用者の意思決定が前提となった。その前提を成立させるために、社会福祉法人には、効率的で質の高いサービスの提供と、利用者への情報提供をおこなうことが義務として課せられた。このように社会福祉法人と利用者との関係性は変わりつつあり、利用者に対して社会福祉法人の情報をどのように伝えるかが大きな課題となっている。

これに加えて、昨今社会福祉法人が莫大な内部留保を抱えていることが指摘されている（日本経済新聞2011年7月7日付）。そこでは、特別養護施設は約2億円の内部留保が毎年発生している

キーワード：非営利組織 (not-for-profit organization), アンケート調査 (survey research), 自発的財務情報開示 (voluntary financial disclosure), 戦略 (strategy), ガバナンス (governance)

とされる。非営利組織である社会福祉法人が内部留保を抱えること自体が問題ではないが、その巨額さ、あるいは用途の不明さについては、社会的な信頼の失墜を招き、社会福祉法人そのものの存続意義が脅かされ兼ねない。Hansmann (1996)によると、そもそも非営利組織は、情報の非対称性の大きな産業内でサービスをおこなうに際し、「非分配制約」を宣言することによって社会からの信頼を得ることができることから設立されたが、現在、非営利組織が非分配制約を有するだけではその社会的な信頼が失われつつある。非営利組織に含まれる社会福祉法人もその例外ではなく、経営者が外部者に対してよりいっそう経営の透明性を高めることが必要である。

ただし、社会福祉法人の経営者がどの程度情報を外部に提供しようとしているのか、あるいは、どのような特性を有する社会福祉法人がより積極的に情報開示をおこなっているかについては、これまでそれほど多く言及されていない。その背景には、社会福祉法人には定期的な行政による指導監査が存在しており、利用者等の外部者に対してその経営状態を報告する必要が無かったのではないかと推察される。しかし、利用者の意思決定が重視される現行の制度下では、社会福祉法人の経営者による財務情報開示行動のメカニズムを解明することが求められている。

本稿は上述の問題意識のもと、社会福祉法人に関する財務情報開示の実態およびその要因を明らかにすることを目的とする。具体的には、大阪府下に所在する936の社会福祉法人にアンケート調査をおこない、その回答結果にもとづき、社会福祉法人の財務情報開示の実態と、財務情報開示の要因を明らかにする。

本稿は3つの意義がある。第1に、本調査結果は社会福祉法人の財務情報開示に関する規制に対してインプリケーションを提示することである。第2に、上述したとおり、社会福祉基礎構造改革より社会福祉法人は情報開示が求められているが、本調査結果は社会福祉法人の政策評価の一端となることが期待できることである。第3に、社会福祉法人は非分配制約を有する非営利組織であり、公益法人や医療法人、学校法人、宗教法人など、その他の業種の非営利組織に対しても参考となる情報を提供できることである。

本稿は5節で構成されている。次節においては、非営利組織の財務情報開示の実態および要因を明らかにした先行研究をレビューし、そこで得られた証拠の要約をおこなう。その後、第3節では、本稿の研究・デザインを説明し、サンプルを選択する。続く第4節では、研究・デザインにもとづき分析をおこない、その結果を提示する。最後の第5節において、本稿の結論と、残された課題を論じる。

2 先行研究のレビュー

Hansmann (1980) にしたがえば、非営利組織は非分配制約を有することを特有の特徴としており、社会福祉法人は非営利組織である¹⁾。そして、非営利組織の情報開示に関連する有用な

先行研究は幾つか存在することから、本稿では、非営利組織の財務情報開示の実態および要因を明らかにした先行研究をレビューする。その後、社会福祉法人の経営実態や特性、情報開示に関連するわが国の先行研究をレビューする。

2.1 非営利組織の財務情報開示の実態および要因に関する先行研究

非営利組織の情報開示に関する研究は、近年積極的におこなわれるようになってきている。非営利組織の情報開示には2種類あり、法律にもとづき強制的に開示を課されるものと、何かしらの理由により、経営者が自発的に情報開示をおこなうものである。法律上は、事業報告書等を事業終了後一定期間内に主務官庁へと届け出ることが求められるが、非営利組織の経営者には、このような法律に定められた情報のみを報告するだけでは不十分であり、外部者に対して透明性を高めることが求められている²⁾。そして、組織の透明性を高める有用な手段として、インターネットにおけるウェブサイトを通じた情報開示が注目されている。

Saxton and Guo (2011) は、非営利組織のアカウントビリティを、情報開示と対話の2つに分類し、前者を財務と成果に関する情報、後者をステイクホルダーからのニーズの収集および相互関係の構築として具体化した。米国117のコミュニティ財団を対象として調査した結果、情報開示に関する情報が、対話に関する情報よりも多くウェブサイト上で用いられていることを発見した。また、Gandía (2011) は、非営利組織におけるインターネットによる情報開示の重要性を指摘し、情報開示について①装飾品 (ornamental) として、②情報提供として、③関係性 (relational) として、の3つの観点からウェブサイトの存在を区分している。そして、78の項目からなる3つの観点からの情報開示指数を設定し、寄附金と関連しているか否かを検証した。その結果、①から③のウェブサイトの存在が現在および将来の寄附金獲得とプラス有意に関連していることを発見した。この結果は、Weisbrod and Dominguez (1986) 以降の関連性研究において明らかになっているように、資金調達費が寄附金とプラス有意に関連している結果と整合的である³⁾。資金調達費は情報の非対称性を和らげる程度を示す代理変数であり、ウェブサイトは情報の非対称性を和らげることに貢献しているとの解釈が可能であろう。

このように、インターネット等を介した非営利組織の情報開示が重視されつつあるが、一方で、なぜ非営利組織はこのような情報開示行動をおこなうかについては解明できないままである。しかし、先述のSaxton and Guo (2011) では、ウェブを通じた情報開示の要因を検証している。そこでは、非営利組織がウェブを通して自発的に情報開示をおこなう要因として、戦略、能力、ガバナンス、環境の4つがあげられている。情報開示指数を従属変数とし、独立変数を上述4つに代理変数を設けておこなった分析の結果、能力が高く、ガバナンスがより強固な組織ほど、積極的に情報開示をおこなう証拠を提示している⁴⁾。また、Saxton, Kuo and Ho (2012) は、先述のSaxton and Guo (2011) に依拠し、台湾における40の非営利病院を対象として、自発的情報開示をおこなう決定要因を調査した。その結果は、Saxton and Guo (2011) における結果とほ

ば同様である⁵⁾。

2.2 社会福祉法人の特性および情報開示に関する先行研究

つづいて、社会福祉法人の情報開示に関連する法人自体の特性や要因を抽出するために、関連する先行研究のレビューをおこなう。具体的には、社会福祉法人経営研究会（2006）、全国社会福祉施設経営者協議会（2011）および6法人へのインタビュー調査をおこなった黒木（2012）である。

社会福祉法人経営研究会（2006）は、社会福祉基礎構造改革を考慮し、「新たな時代における福祉経営の基本的方向性」を提案している。そこでは、基本的方向性を「施設管理」から「法人経営」にあるとする。先行研究では施設ごとの調査が多く存在するが、この方向性にしたいが、本稿では社会福祉法人自体を対象とすることとした。さらに、規制と助成に規定されるのではなく、格段に「自立・自律」と「責任」がともなうものとされる。そして、法人経営に必要な具体的ポイントとして、「規模の拡大」、新たな参入と退出のルールの設定、「ガバナンス」の確立、「経営能力」の向上、「長期資金の調達」などを示している（65-87頁）。これらは社会福祉法人の財務情報開示について影響を及ぼす可能性がある。

また、全国社会福祉施設経営者協議会（2011）は、平成21年度決算の財務情報について会員法人（6,854法人）を対象とする調査を実施し、回答を得た2,065件にもとづいて社会福祉法人の財務実態を分析した。その結果、設立年が事業活動収支差額率と関連していることを報告している。

黒木（2012）は、関西圏の規模の大きい6つの社会福祉法人の理事長・事務局長・事業部長などにインタビューをおこない、社会福祉法人の情報開示制度の有効性を検証した。インタビュー先は、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉の3つの業種ごとに2法人ずつを選定した。その結果、社会福祉法人の経営者は外部者に対する財務情報開示について関心が低いことを発見した。その要因として、外部者が意思決定する際にはその他の情報を得た意思決定をおこなっており、財務情報が必ずしも重要でないことなどが挙げられた。ただし、利用者との透明性を高めるミッションを有することや、組織の戦略と関連し、財務情報をウェブサイト等で積極的に開示する法人も存在する可能性も示されている。これらの先行研究を参考として、次節ではリサーチ・デザインを設定する。

3 リサーチ・デザイン

3.1 モデル提示と仮説設定

本稿は、Saxton and Guo（2011）およびSaxton, Kuo and Ho（2012）に依拠し、回帰モデ

ル (1) 式を推定する。

$$\begin{aligned} \text{VFD} = & \beta_0 + \beta_1 \text{NEWPROGRAM} + \beta_2 \text{VISION} + \beta_3 \text{MLPLAN} + \beta_4 \text{SIZE} \\ & + \beta_5 \text{AGE} + \beta_6 \text{TRUSTEE} + \beta_7 \text{PAA} + \beta_8 \text{NURCING} + \beta_9 \text{MEDICAL} + \varepsilon \end{aligned} \quad (1)$$

従属変数のVFD (Voluntary Financial Disclosure) は、 VFD_{WEB} および VFD_{AC} の2つを用いる。 VFD_{WEB} はウェブ上に財務情報が開示されていれば1、それ以外は0とするダミー変数である。また、 VFD_{AC} は経営者が透明性を高めることを目的として財務情報を作成している場合は1、それ以外は0とするダミー変数である。

つづいて、社会福祉法人の財務情報開示の要因について、3つの仮説を設定する。すなわち、①戦略仮説、②能力仮説、③ガバナンス仮説である。以下では、具体的に用いる独立変数の定義および仮説を提示する。なお、アンケート調査であることから、後述するように、変数の時点はすべてアンケート調査に回答を得た期間である⁶⁾。

①戦略仮説

第1に、非営利組織が社会的ミッションを達成するための戦略 (strategy) は、ウェブサイトを通じた自発的な情報開示をおこなう重要な要因であると考えられる (Saxton, Kuo and Ho, 2012)。社会福祉法人にとって、戦略には3つの要素がある。第1は、成長意欲である。社会福祉法人経営研究会 (2006) では、規模の拡大を積極的におこなうことが社会福祉法人に必要であることが示されている。そこで、「新しい施設・事業を展開しようと考えていますか」という質問に対して、「はい」と回答した場合は1、それ以外は0とするダミー変数NEWPROGRAMを設定した。法人が成長し、新たな事業展開をおこなうほど、情報の非対称性は大きくなることから、法人の経営者は積極的に情報開示をおこなうことが期待される。したがって、下記の仮説1-1が提示される。

仮説 1-1 新たな事業展開をおこなう意向の強い社会福祉法人と財務情報開示はプラスの関係がある。

つぎに、将来ビジョンや中長期計画の有無である。黒木 (2012) のインタビュー調査では、法人が透明性を高める理由として、将来ビジョンに依拠していることがあげられている。すなわち、将来ビジョンが明確であれば、ビジョンに関連して、積極的な財務情報開示をおこなうことが期待される。同様に、社会福祉法人経営研究会 (2006) は、法人における中長期計画の必要性を指摘している。中長期計画が存在するならば、より戦略的に法人が動かねばならないであろう。したがって、「将来ビジョンを明文化していますか」、「中長期を見据えた経営戦略や事業計

画」という質問について「あり」と回答した場合は1、それ以外は0とするダミー変数VISIONおよびMLPLANを設定する。そして、つぎの仮説 1-2および仮説 1-3を提示する。

仮説 1-2 将来ビジョンを明文化している社会福祉法人と財務情報開示はプラスの関係がある。

仮説 1-3 中長期計画を有する社会福祉法人と財務情報開示はプラスの関係がある。

②能力仮説

第2に、社会福祉法人の経営者が組織の戦略にもとづき情報開示をおこなう意向を有していても、法人にその能力（capacity）がなければ自発的な財務情報開示をおこなうことができない。すなわち、社会福祉法人の自発的な財務情報開示の程度は、法人の能力に依拠していることが予想される。法人の能力としては、2つの要因が考えられる。

まず、先行研究で多く言及されている規模である。規模は非営利組織のアカウントビリティの重要な決定要因である。組織が成長するとより可視化され、政府からより強い規制がおこなわれる可能性がある（Watts and Zimmerman, 1986）。財務情報開示が外部のステイクホルダーのモニタリングコストを減少させることを示していることから、より大きな法人は政治コストや規制コストを減少させることと関連して、自発的に情報開示をおこなうことが期待される。したがって、従業員数にしたがい、ダミー変数SIZEを設定し、仮説2-1を提示する⁷⁾。SIZEはアンケート調査上、正規の従業員数について、25名未満を1、25名以上50名未満を2、50名以上75名未満を3、というように、25名ごとに区切り、200名までを1から9までであらわし回答を得た結果である。

仮説 2-1 社会福祉法人の規模と財務情報開示はプラスの関係がある。

つぎに、設立してからの組織の年数である。Weisbrod and Domingez（1986）にしたがえば、設立してからの組織の年数は、利害関係者から当該組織への信頼を示す尺度である。すなわち、組織の歴史に関連して、より積極的に情報開示をおこなうことが期待される。したがって、設立年数を示すAGEを変数として設定し、仮説2-2を提示する。

仮説 2-2 社会福祉法人の設立年数と財務情報開示はプラスの関係がある。

③ガバナンス仮説

第3に、ガバナンスに関する仮説である。先行研究は、戦略や組織のパフォーマンスは組織のガバナンスに影響を受けることを示している。ただし、残余請求権および所有者が存在しない非

営利組織の場合、ガバナンスともっとも関連しているものとして理事会を考えることができる。社会福祉法人経営研究会（2006）においても、理事の責任や役割について、その重要性が指摘されている。理事会の人数に焦点をあてると、理事数が多く、大きな理事会を有する社会福祉法人は、効率的あるいは効果的に経営的なモニタリングをおこなうためのコミュニケーション、調整、意思決定の問題を生じさせる可能性がある。すなわち、理事会だけでは効率的な意思決定が難しくなることから、外部のステイクホルダーによるモニタリングを促進させることに関連して、より多くの情報を自発的に開示するインセンティブを有することが期待される（Saxton and Guo, 2011）。したがって、理事の人数としての変数TRUSTEEを設定し、仮説3-1を提示する。

仮説 3-1 社会福祉法人の理事数と財務情報開示はプラスの関係がある。

理事数につづき、本稿は外部からのガバナンスに焦点をあてる。社会福祉法人は、行政からの指導監査が義務付けられているが、指導監査以外にも、公認会計士等の専門家による監査をおこなう法人がある。これを外部監査という。外部監査の受審経験は法人のガバナンスを高めることに貢献するであろう。外部監査の受審経験があることに関連して、社会福祉法人の経営者がより積極的に財務情報開示をおこなうことが期待される。したがって、外部監査の受審経験があれば1、それ以外は0として回答結果をダミー変数PAA（Professional Accountant Audit）として設定し、つぎの仮説3-2を提示する。

仮説 3-2 社会福祉法人の外部監査の受審経験と財務情報開示はプラスの関係がある。

④コントロール変数

最後に、本稿は業種のコントロールをおこなった。黒木（2012）では、業種ごとに利用者が異なることから、財務情報に影響を及ぼす要因として業種をコントロールしたインタビューをおこなっている。なかでも、1997年に制定された介護保険法にもとづく介護保険事業をおこなっていることは、財務情報開示について影響をおよぼしている可能性がある。介護保険法は、介護保険事業をおこなう経営者が利用者への積極的な情報開示をおこなうことを求めている。したがって、介護保険事業をおこなう法人を1、それ以外は0とするダミー変数NURCINGを設定する。

また、社会福祉法人経営研究会（2006）で指摘される医療連携に関して、積極的に医療連携をおこなう法人は、それ以外の法人に比して財務情報開示に消極的であるかもしれない。医療法人は、ウェブサイト等を通じた財務情報開示を義務付けられておらず、ほとんどの病院で財務情報は開示されていない傾向にある。したがって、医療法人との連携があれば1、それ以外を0とするダミー変数MEDICALを設定した。

3.2 アンケート調査の実施

社会福祉法人は、公文書請求をおこなうことにより財務諸表の入手が可能であるが、公文書請求には多大な時間および公文書複写に関するコストがかかることに加えて、データベース化する作業も必要である。したがって、前述したモデルを推定するために、本稿はアンケート調査法を用いた。

アンケート調査項目は、先行研究にしたがい素案を作成し、大阪府社会福祉協議会の関係者および社会福祉の実務家に助言を得た。その結果、アンケート調査紙は基本情報項目と質問項目に区分され、全5頁で構成されることとなった。本稿で主に用いる項目を抽出し、変数として設定した。

アンケート調査は、2012年10月10日から12月15日までの約2ヶ月間でおこなった。社会福祉法人は各々の地方公共団体により管轄されており、アンケート調査先は大阪府を中心に、大阪市、堺市の政令指定都市、吹田市、高槻市、東大阪市の中核市の全936法人を対象としている。アンケート調査の対象者は、法人の理事長あるいは事務局長である⁹⁾。返信を得た法人は256であり、回収率は27.4%であった⁹⁾。これらのサンプルのうち、本稿で用いる項目について不備のあった回答のサンプル72を除外した。したがって、本稿で使用する最終サンプルは、184である¹⁰⁾。

3.3 記述統計

表1は記述統計の結果であり、各変数の平均値、中央値、標準偏差の結果を示している。記述統計にもとづけば、財務情報をウェブ上で公表する社会福祉法人は全体の約21%に過ぎないことがわかる。また、経営者が財務情報を作成する使途として「透明性を高めるため」と回答した法人は、全体の約35%であり、低い水準である。社会福祉基礎構造改革以降、利用者の意思決定が重視され、社会福祉法上も利用者の意思決定に資する情報を開示することを経営者の義務と位置付けているが、まだまだ外部者に対する情報開示の意向は小さいことが示唆される。これは黒木(2012)のインタビュー調査の結果と整合的な結果といえるであろう。

表1 記述統計

		平均値	中央値	標準偏差			平均値	中央値	標準偏差
情報開示	VFD _{WEB}	20.65%	-	0.41	能力	SIZE	2.27	1	1.98
	VFD _{AC}	35.33%	-	0.48		AGE	25.51	19	19.88
戦略	NEWPROGRAM	47.28%	-	0.50	ガバナンス	TRUSTEE	7.82	7	2.88
	VISION	28.80%	-	0.45		PPA	25.54%	-	0.44
	MLPLAN	49.46%	-	0.50	コントロール	NURCING	39.67%	-	0.49
						MEDICAL	44.57%	-	0.50

注) N=184。変数の定義は第3節第1項を参照されたい。

また、社会福祉法人の約半数がNEWPROGRAMを有し(47.28%)、あるいはMLPLANを有している(49.46%)が、VISIONを有する法人は低い割合(28.80%)であることである。すなわ

ち、将来の方向性を定めずに新たな事業を展開、もしくは中長期計画を定めていることとなる。この結果を解釈すれば、多くの法人で従来の措置・委託制度での考え方が依然として残っているといえるのかもしれない。さらに、中央値が1であることから、SIZEは小さい規模の法人が半数以上である。PAAは25.54%であることから、4法人に1法人は外部監査の受審経験を有することとなる。それ以外の詳しい項目については、向山・黒木（2013）を参照されたい。

4 分析結果

前節におけるアンケート調査で得られた結果にもとづき、本稿は単一変量分析および多変量分析をおこなう。

4.1 単一変量分析の結果

まず、 VFD_{WEB} が1あるいは0、 VFD_{AC} が1あるいは0の間に統計的に有意な差があるかについて、表2 Panel Aは（1）式の各独立変数のうち、ダミー変数についてカイ二乗検定をおこなった結果を、表2 Panel B はそれ以外の変数について平均値および中央値についてサンプル間に統計的に有意な差があるかについて、t検定およびWilcoxon検定をおこなった結果を示している。

表2 単一変量分析の結果

Panel A: 独立変数 (ダミー変数) に関する記述統計								
		$VFD_{WEB}=1$	$VFD_{WEB}=0$	χ^2		$VFD_{AC}=1$	$VFD_{AC}=0$	χ^2
NEWPROGRAM	1	24	14	4.842 **		35	30	1.737
	0	63	83		52	67		
VISION	1	12	26	0.180		21	44	0.602
	0	41	105		32	87		
MLPLAN	1	23	15	2.348		36	29	1.413
	0	68	78		55	64		
PAA	1	16	22	6.907 **		24	41	6.843 **
	0	31	114		23	96		
NURCING	1	18	20	1.187		25	40	0.062
	0	55	91		48	71		
MEDICAL	1	13	25	2.078		24	41	2.376
	0	69	77		58	61		

Panel B: 独立変数 (ダミー変数以外) に関する記述統計							
	ave.			ave.			
	$VFD_{WEB}=1$	$VFD_{WEB}=0$	t値	$VFD_{AC}=1$	$VFD_{AC}=0$	t値	
SIZE	3.211	2.027	2.772 ***	2.462	2.168	0.293	
AGE	33.026	23.555	2.659 ***	28.046	24.126	3.920	
TRUSTEE	10.526	7.110	4.821 ***	9.169	7.076	4.121 ***	

	med.			med.		
	$VFD_{WEB}=1$	$VFD_{WEB}=0$	z値	$VFD_{AC}=1$	$VFD_{AC}=0$	z値
SIZE	2	1	3.498 ***	2	1	1.029
AGE	32	15	2.951 ***	22	17	1.137
TRUSTEE	9	6	5.340 ***	7	6	3.642 ***

***: 1%有意, **: 5%有意, *: 10%有意（両側検定）

注）N=184。度数の差はカイ二乗検定，平均値の差はt検定，中央値の差はWilcoxon検定の結果である。変数の定義および仮説は第3節を参照されたい。

単一変量分析の結果、つぎの2つが明らかとなった。第1に、Panel Aの分析の結果から、各ダミー変数について統計的に有意な差が観察されたのはPAAであり、5%水準で統計的にプラス有意な差があることがわかった。また、 VFD_{WEB} に限定すれば、NEWPROGRAMも5%水準で統計的にプラス有意な差が観察された。この結果は、財務情報を積極的に開示する社会福祉法人の特性として、ガバナンスとして専門家による外部監査の受審経験を有することや、戦略、なかでも積極的に新規事業を展開する意向が強いことがある可能性を示唆している。これらの結果はそれぞれ仮説3-2、仮説1-1と整合的である。

第2に、ダミー変数以外の結果をみても、 VFD_{WEB} で区分した場合、SIZE、AGE、TRUSTEEとともに、平均値、中央値については統計的に有意な差が観察された。一方、 VFD_{AC} では、差の検定で統計的に有意であったのはTRUSTEEだけであった。この結果は、仮説3-1と整合的であり、仮説2-1、仮説2-2について部分的に支持するものとして解釈できる。組織の能力が高い法人が、あるいは、理事によるガバナンスがより強力におこなわれる法人が財務情報開示を積極的におこなう可能性がある。

4.2 多変量分析の結果

多変量分析をおこなうに先立ち、多重共線性の懸念がある変数を確認する。表3は、従属変数と独立変数間の相関係数の結果を示している。従属変数である VFD_{WEB} あるいは VFD_{AC} と各独立変数の符号はほぼ仮説どおりの結果である。さらに、独立変数間で多重共線性が懸念されるような相関係数の高い変数は観察されなかった。

表3 相関係数

	VFD_{WEB}	VFD_{AC}	NEWPRO	VISION	MLPLAN	SIZE	AGE	TRUSTEE	PAA	NURCING	MEDICAL
VFD_{WEB}		0.466	0.162	0.031	0.113	0.259	0.218	0.395	0.194	0.080	-0.106
VFD_{AC}	0.466		0.097	0.057	0.088	0.076	0.084	0.269	0.193	-0.018	-0.114
NEWPROGRAM	0.162	0.097		0.071	0.043	0.027	-0.245	0.043	0.019	0.144	0.049
VISION	0.031	0.057	0.071		0.451	0.006	-0.036	0.090	0.013	-0.050	0.033
MLPLAN	0.113	0.088	0.043	0.451		0.102	0.145	0.108	0.119	-0.047	0.097
SIZE	0.242	0.071	0.068	0.046	0.145		0.285	0.094	0.169	0.339	0.174
AGE	0.193	0.094	-0.219	-0.021	0.145	0.298		0.252	0.124	-0.018	-0.081
TRUSTEE	0.481	0.348	0.038	0.066	0.094	0.001	0.229		0.121	-0.020	-0.136
PAA	0.194	0.193	0.019	0.013	0.119	0.096	0.128	0.116		-0.016	0.077
NURCING	0.080	-0.018	0.144	-0.050	-0.047	0.383	-0.042	-0.033	-0.016		0.212
MEDICAL	-0.106	-0.114	0.049	0.033	0.097	0.164	-0.052	-0.178	0.077	0.212	

注) N=184。左斜め下半分はPearson相関係数、右斜め上半分はSpearman相関係数をそれぞれ示している。変数の定義および仮説は第3節を参照されたい。

つづいて、社会福祉法人の財務情報開示の要因を分析する。表4は、 VFD を(1)式についてロジット回帰分析をおこなった結果である。

第1に、戦略に関する変数の係数の推定結果から、仮説1-1は部分的に支持されるが、仮説1-2および1-3は支持されないことが明らかとなった。 VFD_{WEB} を従属変数とした場合、NEWPROGRAMの係数は5%水準でプラス有意に推定されている。この結果は、ウェブサイト

通した財務情報開示をおこなうことと関連して、経営者が新規事業をおこないたいとの意向があることを示している。しかし、VFD_{AC}を従属変数とした場合、いずれの変数も有意ではない。この結果は、経営者の財務情報開示の意向について、戦略とは関連性がないことを示している。

第2に、能力に関する変数の係数の推定結果から、仮説 2-1は部分的に支持されるが、仮説 2-2は支持されないことが明らかとなった。VFD_{WEB}を従属変数とした場合、SIZEの係数は5%水準でプラス有意に推定されている。すなわち、規模が大きい法人ほど財務情報をより積極的に開示する結果である。しかし、それ以外の能力に関する変数の係数の推定結果は非有意であった。この結果は、社会福祉法人の経営者は能力にかかわらず財務情報開示をおこなうか否かを検討するが、実際に財務情報を開示する場合、その法人の能力（規模）に依存することになることを示している。したがって、情報開示に関する規制を考える場合には、規模の小さな法人と大きな法人とで規制の在り方を変えることが望ましいのかもしれない。

第3に、ガバナンスに関する変数の係数の推定結果から、仮説 3-1および仮説 3-2は支持されることが明らかとなる。VFD_{WEB}およびVFD_{AC}いずれを従属変数とした場合においても、TRUSTEEの係数は1%水準でプラス有意に推定されており、PAAの係数は10%以下の水準でプラス有意に推定されている。すなわち、ガバナンスが強い社会福祉法人であるほど（理事数が多い、また、外部監査の経験があるほど）、積極的に財務情報開示をおこなうことが示唆される。またガバナンスに関する変数の係数は他の変数よりも有意に推定されており、社会福祉法人の財務情報開示について、もっとも大きく関連していることがわかる¹¹⁾。

表4 多変量分析の結果

従属変数	VFD _{WEB}		VFD _{AC}	
	係数	z値	係数	z値
定数項	-6.143	-6.339 ***	-3.043	-4.665 ***
NEWPRO	1.060	2.107 **	0.429	1.198
VISION	-0.252	-0.458	0.038	0.091
MLPLAN	0.197	0.378	0.174	0.444
SIZE	0.278	2.282 **	0.074	0.746
AGE	0.008	0.633	0.000	-0.030
TRUSTEE	0.381	4.711 ***	0.252	3.620 ***
PAA	0.834	1.731 *	0.789	2.071 **
MEDICAL	-0.500	-1.035	-0.433	-1.206
NURCING	0.083	0.160	-0.112	-0.285
McFadden R-squared	30.51%		12.88%	
N	184		184	
N(Dep=1)	38		65	
N(Dep=0)	146		119	

***: 1%有意, **: 5%有意, *: 10%有意

注) 本表は (1) 式の推定結果である。各変数の定義および仮説は第3節を参照されたい。

本稿で得られた結果は、ガバナンス仮説を強く支持するものであり、Saxton and Guo (2011) およびSaxton, Kuo and Ho (2012) で提示された結果と同じである。加えて、本稿で独自に調査した経営者の情報開示の意向 (VFD_{AC}) と、ガバナンスはプラス有意に関連していることが明らかとなった。この結果は、社会福祉法人の財務情報開示の経営者の意向には、ガバナンスが強く関連していることを示している。

一方、戦略仮説および能力仮説について、本稿はアンケート調査を用いており、先述した先行研究とは用いた変数が異なることから、先行研究にはない興味深い結果が得られている。まず、新規事業・施設の展開に関する意向 (NEWPROGRAM) と財務情報開示がプラス有意に関連していることを発見した。社会福祉法人経営研究会 (2006) は、社会福祉法人が「規模の拡大」を積極的におこなうことを求めている。より積極的に財務情報開示をおこなうためには、非分配制約を有する非営利組織にとっても規模の拡大が重要であることを示しているのかもしれない。つぎに、規模 (SIZE) と財務情報開示がプラス有意に関連している。この結果は、Saxton, Kuo and Ho (2012) と符号が逆の結果であるものの、Watts and Zimmerman (1986) をはじめとする営利企業で得られた結果とは整合的である¹²⁾。

最後に、ウェブサイトを通じた財務情報開示 (VFD_{WEB}) と、経営者の情報開示の意向 (VFD_{AC}) で得られた結果の比較をおこないたい。共通する結果として、ガバナンス仮説が強く支持されたことがあげられる。一方で、戦略仮説や能力仮説が支持されたのは、 VFD_{WEB} のみである。したがって、社会福祉法人の経営者は、ガバナンスが強く効いている場合、財務情報を積極的に開示する意向を有するが、実際に財務情報を開示するためには、戦略や能力など、他の要因が働いているのかもしれない。この結果にしたがえば、社会福祉基礎構造改革がめざすより良い財務情報開示には、社会福祉法人の戦略や能力などが重要であるといえる。

5 おわりに

本稿は、大阪府下に所在する936の社会福祉法人にアンケート調査をおこない、その回答結果にもとづき、社会福祉法人に関する財務情報開示の実態およびその要因を明らかにすることを目的とした。本稿で得られた結果を要約すれば、つぎの2点である。

第1に、ウェブサイトを通じた財務情報開示をおこなう法人、あるいは、財務情報開示の意向を有する法人は、回答を得た全法人のなかで、それぞれ約21%および約35%であり、その割合が低いことである。社会福祉法人全体の透明性を高めるためには、さらに積極的な情報開示が求められるであろう。第2に、財務情報開示をおこなう社会福祉法人の要因として、ガバナンスが充実していること、新規事業に対する意向が強いこと、財務情報開示に十分な能力が備わっていること、の3つがあげられた。これらの結果を前提とすれば、ガバナンスを充実させ、新規事業を

おこなうよう啓発する社会福祉法人経営研究会（2006）の提言は理にかなったものであるといえる。また、社会福祉法人が自身の存続意義を積極的に社会に示すためには、新規事業の実施あるいはガバナンスの充実という積極的な経営が必要である。

ただし、本稿には以下のような課題がある。第1に、本調査結果は大阪という限定された地域のみを対象としており、全国の法人を対象としておこなった調査結果で同様の証拠が得られるか否かを今後検証することが必要である。第2に、新規事業の意欲が高く、財務情報開示に積極的な社会福祉法人にどのような帰結がもたらされているかについて調査をおこなう必要がある。積極的に財務情報開示をおこなう法人とそうでない法人について同じ帰結がもたらされているのであれば、財務情報開示をおこなうためには異なる視点が必要となるであろう。第3に、本稿は財務情報を用いた法人の評価が考慮されていない。社会福祉法人の財務情報を用いた評価から財務情報開示の要因を明らかにすることは、本稿につづく新たな証拠を提示できる可能性がある。

注

- 1) 非営利組織の定義およびわが国の法制度の詳細については、黒木（2013）を参照されたい。
- 2) 1997年から始まった社会福祉基礎構造改革では、サービス利用者の意思決定が重視されている。2000年には、社会福祉事業法が社会福祉法に改称され、社会福祉法人の経営者による責任が明示された。すなわち、サービスの質の向上および利用者への適切な情報提供が経営者の責任とされたのである。2000年に制定された社会福祉法人会計基準も、寄附者等を含む国民に対して透明性を高めることが1つの目的として明示されている。
- 3) Weisbrod and Dominguez（1986）をはじめとして、資金調達費を情報の非対称性の代理変数として寄附金との関連を調査する研究は多く存在する。たとえば、Tinkelman（1999）、Parsons（2003）、Trussel and Parsons（2008）を参照されたい。
- 4) Saxton and Guo（2011）は、情報開示指数と組織の規模、理事会のパフォーマンスがプラスで有意の関連性を有することを報告している。
- 5) ただし、Saxton, Kuo and Ho（2012）は、情報開示指数と規模はマイナスの関連性を有することが予想されている。これは、より大きな組織ほど情報開示により規制を受けるリスクがあることから、あまり情報開示を積極的におこなわないという理由からである。分析の結果、仮説を支持する結果、すなわち、情報開示指数と規模のマイナスの関連性が報告されている。Saxton and Guo（2011）とは符号が逆の結果であり、結果の解釈が難しい。たとえば、医療産業特有の特徴である可能性があるため、追加的な検証作業が必要である。
- 6) 要因を分析する際には、本来独立変数の時点を前期とすることが望ましい。当期の特性ではなく前期の特性が要因として自発的な情報開示行動に結び付いたと考えることが妥当であるからである。アンケート調査であることから、そのような処理が困難な本稿の分析では、前期から当期までの出来事についての質問項目を設けており、大きな施設改修や新規事業の開設、理事長交代の有無について調査し、複数項目に回答をおこなった法人については除外する工夫をおこなった。
- 7) SIZEの代理変数については、総資産額、純資産額、総収入額、従業員数などが考えられる。本稿では、独立行政法人福祉医療機構などの施設調査で用いられている正規職員の従業員数をもっとも妥当な変数で

- あると考え、アンケート調査で回答を得た。財務諸表を用いた分析は、後述するように、今後の課題として別稿を設ける予定である。
- 8) 返信用封筒を同封し、大阪府社会福祉協議会から協力を得て作成された依頼状とともに、これらすべての法人にアンケート調査票を送付した。回答を受けた法人の管轄先をみると、大阪府および堺市が管轄する社会福祉法人からの回収率が非常に高い。実際、大阪府は30.3%、堺市は30.7%の回収率である。これは、本アンケート調査が大阪府社会福祉協議会の協力のもと実施されていることが影響しているのかもしれない。
- 9) 営利企業を対象としてサーベイ調査をおこなった研究として、たとえばGrahama, Harveya and Rajgopalc (2005) などがある。サーベイ調査で実施されたアンケートの回収率は、高いものでも20%弱である。また、営利企業におけるアンケート調査や、地方公共団体の調査の平均回収率が10%前後であることを考慮すれば、この結果は非常に高い回収率である。
- 10) アンケート調査の詳細な結果については、別稿を設ける予定である。
- 11) つぎのロバスト・チェックをおこなったが、いずれの結果も本稿で提示した結果とほぼ同様であった。
 (1) AGEとTRUSTEEについて外れ値処理をした場合、(2) SIZEのうちもっとも巨大な規模の法人 (=9) を除外した場合、(3) 相関係数が他の変数間に比べて高い (0.451) VISIONとMLPLANのいずれかの変数をモデルから除外した場合、(4) 分析手法について、プロビット分析をおこなった場合。
- 12) この結果は、社会福祉法人という特性から生じたものであるのか、あるいは、その他の要因によるものなのかについては、今後検討していく必要がある。

参考文献

- Gandía, J. L. (2011) "Internet Disclosure by Nonprofit Organizations: Empirical Evidence of Nongovernmental Organizations for Development in Spain," *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly*, Vol. 40, No. 1, pp. 57-78.
- Grahama, J. R., Harveya, C. R. and Rajgopalc, S. (2005) "The Economic Implications of Corporate Financial Reporting," *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 40, pp. 3-73.
- Hansmann, H. (1980) "The Role of Nonprofit Enterprise," *Yale Law Journal*, Vol. 89, No. 5, pp. 835-901.
- Hansmann, H. (1996) "The Changing Roles of Public, Private, and Nonprofit Enterprise in Education, Health Care, and Other Human Services," in Fuchs, V. R. (Eds.) *Individual and Social Responsibility: Child Care, Education, Medical Care, and Long-Term Care in America*, pp. 245-276.
- Hansmann, H. (2010) "The Economics of Nonprofit Organizations," in Hopt, K. J. (Eds.) *Comparative Corporate Governance of Non-Profit Organizations (International Corporate Law and Financial Market)*, Thomas Von Hippel, pp. 60-72.
- Healy, P. M. and Palepu, K. G. (2001) "Information asymmetry, corporate disclosure, and the capital markets: A review of the empirical disclosure literature," *Journal of Accounting and Economics* Vol. 31, pp. 405-440.
- Parsons, L. M. (2003) "Is Accounting Information from nonprofit Organizations useful to donors? A review of charitable giving and value-relevance," *Journal of Accounting Literature*, Vol. 22, pp. 104-129.
- Saxton, G. D. and Guo, C. (2011) "Accountability Online: Understanding the Web-Based Accountability

- Practices of Nonprofit Organizations,” *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly*, Vol. 40, No. 2, pp. 270-295.
- Saxton, G. D., Kuo, J. S. and Ho, Y. C. (2012) “The Determinants of Voluntary Financial Disclosure by Nonprofit Organizations,” *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly*, Vol. 41, No. 6, pp. 1-21.
- Tinkelman, D (1999) “Factors Affecting the Relation between Donations to Not-for-Profit Organizations and an Efficiency Ratio,” *Research in Governmental and Nonprofit Accounting*, Vol. 10, pp. 135-161.
- Trussel, J. M. and Parsons, L. M. (2008) “Financial Reporting Factors Affection Donations to Charitable Organizations,” *Advances in Accounting*, Vol. 23, pp. 263-285.
- Watts, R. L. and Zimmerman, J. L. (1986) *Positive Accounting Theory*, Prentice-Hall, Inc. [須田一幸 訳 (1991) 『実証理論としての会計学』白桃書房。]
- Weisbrod, B. A. and Dominguez, N. D. (1986) “Demand for collective goods in private nonprofit markets: can fundraising expenditures help overcome free-rider behavior?” *Journal of Public Economics*, Vol. 30, Issue. 1, pp. 83-95.
- 黒木淳 (2012) 「社会福祉法人の情報開示制度の有効性：6法人へのインタビュー調査から」『社会関連会計研究』第24号, 25-39頁。
- 黒木淳 (2013) 「非営利組織会計の現状と課題：会計の基本目的を中心に」『経営研究』第63巻第4号, 149-171頁。
- 厚生労働省 (1998) 『社会福祉基礎構造改革について (中間まとめ)』。
- 社会福祉法人経営研究会 (2006) 『社会福祉法人経営の現状と課題』全国社会福祉協議会。
- 全国社会福祉施設経営者協議会 (2011) 『財務情報調査 (平成21年度決算)』経営対策委員会。
- 向山敦夫・黒木淳 (2013) 「社会福祉法人の経営実態の分析：アンケート調査を中心として」『産業経理』第73巻第1号, 41-51頁。

<付記>本稿のアンケート調査は、大阪府社会福祉協議会をはじめ、多くの社会福祉事業者の協力・助言をいただくことで実現することができました。加えて、匿名2名の査読者から大変有益なコメントをいただきました。心より感謝いたします。

(筆者：大阪市立大学大学院経営学研究科後期博士課程)

(2013年7月20日 採択)

【研究論文】

環境負債認識におけるコミットメントの機能 — 推定的債務認識の分析 —

野 田 昭 宏

論文要旨

持続可能な発展概念の重要性が大きくなるにしたがい、企業活動から生じる環境負債情報に対する関心が高まっている。しかし、それにともなって、環境汚染に関わる将来の義務を財務報告にどのように反映させるかという課題が生じている。本研究は、環境負債認識における債務性の範囲がいかなる社会的・経済的要請にもとづいて生じたかモデル分析し、財務報告における環境汚染情報の透明性が、社会的・経済的条件に依存して形成されることを明らかにする。企業家と債権者からなる環境負債認識ゲームの考察から、推定的債務の認識は、企業が将来の潜在的な義務を履行する以外に現実的な選択肢をもたない状況をつくりだし、将来の企業行動に信憑性を与えるように設計された会計報告の側面をもつという結果を得た。

1 はじめに

本研究は、企業活動にともなって生じる環境汚染に関わる負債認識を形成する社会的要因を解明する。持続可能な経済活動の重要性が大きくなるにしたがい、企業活動から生じる環境負荷にかかわる環境負債情報に対する関心が高まっている。投資家や債権者が、企業の環境汚染が財務的な健全性や、将来の収益性に及ぼす影響に関心をもつほか、伝統的な会計情報利用者以外の利害関係者も、環境規制や財・サービスの購入、環境評価等の多様な目的から、環境上のリスクとその管理状況の評価のため環境負債情報に関心をもつようになってきている。

しかし、現行の財務報告における環境負債報告実務が、これら利害関係者がもつ環境負債情報のニーズをみたしているか、必ずしも明らかではない。例えば、近年、公表された資産除去債務に関する企業会計基準第18号の下では、法的な債務やそれに準ずる債務を除いて環境汚染にかかわりをもつ将来の企業負担を財務諸表上に認識することは要求されない。したがって、環境汚染の原因となることが予見される物質を使用した有形固定資産を、企業が自発的に除去する計画を

キーワード：環境負債 (environmental liabilities), 負債認識 (liabilities recognition), 推定的債務 (constructive obligations), 戦略的コミットメント (strategic commitment)

立てた場合であっても、この物質の除去が法的に、ないしは契約上義務づけられていなければ、この計画実施に要する将来の支出は、資産除去債務に含められない。

この問題の背景には、環境汚染に関わる将来の義務に対して、財務報告上どのような債務性の範囲が適用されるべきか、すなわち、認識すべき負債の定義をどのように規定するか、という課題が存在する。中野（2006）が指摘するように財務環境会計情報が、現行の財務会計の諸概念に照らし、それらと整合性のある事象が選択的に認識の対象とされていることを考慮すると、負債認識において用いられる債務性概念が、財務諸表上に計上される環境汚染に関わる負債の決定に大きく関与していると考えられることができる。したがって、企業の環境汚染に関わる外部会計報告を設計し、環境汚染に関心をもつ利害関係者の意思決定を支援するとともに、環境負荷に係る経営者決定のインセンティブを適切に設定する観点から、負債認識の要件のあり方を解明することが不可欠である。

そこで、本研究は、環境負債認識における債務性の範囲がいかなる社会的・経済的要請にもとづいて生じたかモデル分析にもとづいて考察する。負債認識にかかわる制度形成条件を考察することによって、財務報告が、環境負債情報について何を報告できるか（できないか）、その範囲を解明するのがねらいである。それは、現在の日本における環境負債情報の報告実務を説明するとともに、与件が変化したときに、報告実務がどのように変化していくか知見を提供するであろう。また、財務環境会計の報告対象にならない環境負債情報の範囲を明らかにすることは、財務報告以外の媒体による環境会計情報の伝達が果たす機能を、間接的に示すことになると考えられる¹⁾。

債務性の範囲を考察するに当たり、本研究が着眼したのは、推定的債務（constructive obligation）である。推定的債務を負債範囲に含める場合、法的または契約上の義務を超えて、企業活動から生じるより広範な環境汚染が財務報告に反映する可能性がある。しかし、負債性の範囲に推定的債務を含める点については、各国の会計基準に多様性がみられ、適用する会計基準によって、各国の環境負債情報の報告に差異があることを示唆している。そこで、本研究は、この差異が各基準を適用する経済社会において異なった経済的・社会的要請に基盤をもつことに原因があるにとらえ、その成立要因を解明することに焦点をあてる。

推定的債務にアプローチするのに本研究が用いた視点は、債務性の範囲が、会計規制にもとづかない自発的な開示環境において、企業と利害関係者の契約過程から企業の戦略的決定として形成されるのではないかと、いう点である。負債の範囲を、法的債務のみならず、推定的債務にまで拡大した場合、負債認識に関して、企業は、利害関係者に対して義務を負う旨を表明して、義務の履行に関する利害関係者の期待を形成させる選択肢をもつようになる。もしこの期待形成によって、企業の将来の行動、すなわち、義務履行にともなう経済的資源を流出させる行動について、信憑性を与えることができるならば、企業は意思表明後の利害関係者の行動に影響を及ぼすことができ、有利な条件下で契約を締結できる可能性がある。この観点から、経済主体間のコミ

ットメントの手段として用いられてきたことが、推定的負債に関する負債認識の範囲を形成したという視角にもとづいて分析する。

なお、本研究は、会計規制のない状況において、経済主体間の相互依存的な意思決定の結果として、コミットメントをともなう負債認識が生じることを示すのがねらいである。すなわち、負債認識要件を、企業による自発的な負債認識実務から生じた均衡結果とする分析視角からアプローチする。この点で、現行会計規制は、どのような負債認識要件が自発的に選択されたかについて示唆を与える。そこで、第2節において、制度的背景に言及し、どのような負債認識要件が生じるかを明らかにする。資産除去債務会計にみられる債務性に関する制度的背景を述べた後、コミットメント概念を用いて推定的債務の負債認識をモデル化する着眼点を論じる。これをうけて第3節は、企業家と債権者からなる借入契約のモデルを提示し、第4節において、完備情報下および不完備情報下における負債認識ゲームの均衡分析を行う。最終節は分析から得た結果の要約とその含意を述べる。

2 環境負債と債務性

環境汚染修復に関連をもつ財務環境会計情報である資産除去債務の規定は、会計基準間で認識の範囲に相違がみられる。国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards) においてはIAS第37号が、引当金の要件のひとつとして、法的債務と推定的債務を含む現在の義務を規定している。法的債務は、契約や、新たな法律の制定、法律のその他の運用から生じる義務をさすのに対し、推定的債務は、確立されている過去の実務慣行、公表されている政策、あるいは明確な最近の文書によって企業が外部者に対し、ある責務を受諾することを表明し、その結果として、責務の履行に関して外部者の期待を形成するような企業行動から生じる債務としている²⁾。推定的債務を現在の債務として負債認識に含めることにより、法的強制力をともなう義務に限定しない広義の負債認識を規定している。

これに対して、米国基準の場合は、米国財務会計基準書 (Statement of Financial Accounting Standards, SFAS) 第143号において、長期性資産の取得、建設、開発及び通常の操業から生じる有形長期固定資産の除去に関して、法的債務を認識するよう要求している。SFAS第143号が規定する法的債務の範囲には、法律、政令または条例などの政府の決議、書面契約または口頭契約などの企業間合意のほか、履行に関する合理的期待が第三者に生じるような約束が含まれる。後者を、資産除去債務の認識対象に含める点で、IAS第37号と同じく広義の債務性を採用しているようにもみられるが、約束的禁反言法理に依拠することによって、法的債務に近い狭義の債務性を規定しているという指摘がある (長東, 2004)。すなわち、履行に関する合理的期待を形成するような約束が存在するのみならず、その事実にもとづいて約束をうけた相手が行動した場合

に、その事実と反する主張を禁ずるという観点に加わるため、第三者の期待形成によって負債が認識されるとするIAS第37号に比べて狭義の債務性を規定しているものと考えられる。

さらに、日本の企業会計基準第18号は、推定的債務の認識を規定する国際会計基準や、約束手続による債務認識を規定する米国基準より狭義の債務性をとる。すなわち、有形固定資産に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものを資産除去債務とし、法律上の義務及びそれに準ずるものには、有形固定資産の除去そのものは義務でなくとも、有形固定資産を除去する際に、有形固定資産に使用されている有害物質等を法律等の要求による特別の方法で除去する場合の義務が含まれるとしている。

各会計基準が規定する債務性の相違は、それぞれの基準に準拠して作成された資産除去債務情報に含まれる、環境汚染関連債務情報に差異をもたらす、企業活動の環境負荷に関心をもつ利害関係者の環境負債情報ニーズの充足に対しても異なる結果をもたらしている可能性がある。これは、各経済社会において、なぜこのような債務性の範囲に差異が生じたのか、さらには、各会計基準が採用する債務性の範囲が当該経済社会においていかなる意義をもつのか、という疑問を提起しており、会計基準が形成された経済社会における負債認識要件の機能を明らかにすることは、会計制度の設計に資する知見を提供することになるであろう。そこで、本研究は、基準間の差異のうち、推定的債務に関する扱いに焦点を当て、それがどのような経済的意義をもつかを解明する。

本研究が着目した第1は、推定的債務を負債認識の要件に加えるインセンティブを、企業が内在的にもつ可能性である。推定的債務を現在の義務として負債認識の要件に加えた場合、企業は、当該義務を履行する以外に現実的な選択肢をもたない状況に陥った場合、たとえそれが法的債務ではなくとも、負債として報告せざるを得なくなる。それにもかかわらず、企業が広義の債務性による負債認識を採用するとすれば、それはなぜだろうか。本研究は、推定的債務の負債認識が、企業と利害関係者の契約過程において、利害関係者の決定を誘導する手段として企業が用いている可能性からアプローチする。企業は、将来の潜在的な義務を履行する以外に現実的な選択肢をもたない状況を積極的につくりだし、負債として伝達することで、将来の企業行動（義務履行にともなう経済的便益をもつ資源を流出させる）計画に信憑性を与えることができる。そうであるならば、契約当事者である利害関係者を望ましい決定へ誘導し、企業に有利な条件下で契約を締結することができる可能性がある。

このような、事前に自己拘束的な状況をつくりだし、将来の行動選択の余地を狭めて、他の主体に対する脅しを有効にするコミットメント戦略の研究はSchelling（1960）にはじまり、様々なゲーム論的状況に応用されている。例えば、Spence（1977）は、寡占市場において既存企業が生産能力や設備投資を、新規参入企業他に対するコミットメントとして機能する参入阻止モデルを分析している。また、企業に対する信用市場を分析したDewatripont and Maskin（1995）は、大口債権者に替わって分散化した信用市場を形成することが、収益性の低いプロジェクトを

もつ企業を救済しないコミットメントの働きをし、企業の規律づけとして機能することを明らかにしている。会計学領域においても、鈴木（2013）は、コミットメント能力をもつ課税主体が、事前に企業に対して税務調査を実施する確率をアナウンスする申告納税制度が、企業と課税主体の最適決定になることを明らかにしている。しかしながら、負債認識における、コミットメント機能を分析した研究はなく、この点で本研究は新しい知見を提供するものと考えられる。

第2に着目したのは、義務の履行を回避する企業の能力が、利害関係者に観察されない場合である。一般に、企業が義務を回避し、将来のキャッシュアウトフローを抑制する能力は、その企業の事業特性や、経営者の経営管理能力などに依存する。そうであるならば、効率的に義務履行を回避する企業と、そうでない企業との間で、上述のコミットメント行動に対するインセンティブは異なり、結果的に負債認識要件に対する企業の決定も異なる可能性がある。将来の予想される義務をコントロールする能力が、外部者に観察できないときに、負債認識要件の形成にどのような影響を及ぼすかを考察する。次節は、企業家と債権者の貸付契約において環境汚染にかかわる将来のキャッシュアウトフロー情報が報告されるモデルを提示する。

3 モデル

本研究は、投資プロジェクトをもつ企業家と、資金の貸付をする債権者からなる負債認識ゲームを考察する。企業家は必要資金 D を債権者から借り入れ、キャッシュフロー $D+f$ を生じるプロジェクトを実行する。債権者は貸付けにあたり、貸付利率の集合 $\{r_H, r_L\}$ からひとつを選び、企業家に提示する($r_H > r_L > 0$)。企業家は借入資金を使って投資を実行した後、生じた $D+f$ から D の返済と利率 r を支払い、残余を得る。なお以下の考察は簡単化のため $D=0$ とする。

企業家は、環境汚染が発生している資産を保有しており、汚染修復を実施した場合、経済的便益をもつ資源 L の流出が生じるという見通しをもっている。企業家は債権者による貸付利率の提示に先立って、予想される将来のキャッシュアウトフロー情報 L について債権者に報告を行う。ただし、汚染修復は、契約や法律によって義務づけられたものではなく、契約締結後の企業家の行動に依存して、 L の流出は回避可能な事象であると仮定する。

貸付利率の提示後、企業家は将来キャッシュアウトフロー L を回避するために、行動集合 $\{e_H, e_L\}$ から選択する。簡単化のため、 $e_H = 1$ と $e_L = 0$ とし、 e_H をとるならば、 L の流出を回避できるのに対し、 e_L ならば L を負担して、汚染修復を実施するものと仮定する。この将来キャッシュアウトフロー回避のための努力に対して、企業家は個人的コスト $e\theta$ を負担する($\theta > 0$)。ただし、回避努力によって企業が避けることのできるキャッシュアウトフローは、企業家個人がそのために負担する不効用を上回る($L > \theta$)。

ここで債権者が高水準の貸付利率を要求しているとき、企業家が将来キャッシュアウトフロー L を回

避する努力 e_H をとるならば、企業家は債務 r_H を履行することができ、かつ、正の残余 $f - r_H - \theta > 0$ を得る。他方、 L を回避する努力をとらない場合(e_L)、プロジェクト成果から汚染修復の対価を控除した $f - L$ は、債権者が高水準の貸付利率を要求したときの r_H を下回り、債務不履行が生じると仮定する($f - L < r_H$)。このとき、債権者はコスト c を負担して企業家から $f - L$ を回収するが、正味の回収額は低水準の利率より小さいものと仮定する($f - L - c < r_L$)。他方、債務不履行になったときの企業家の利得は0である。

これに対して、債権者が低水準の貸付利率を要求しているときは、 $f - L > r_L$ を仮定し、債務は履行されるものとする。したがって、利率 r_L を要求した場合は、将来負担に対する企業家の行動にかかわりなく、債権者は利率 r_L を受け取ることができるのに対し、利率 r_H を要求した場合は、企業家が将来キャッシュアウトフローを回避する努力をしなければ、債権者は債務不履行に直面する。企業家の利得 π_1 と債権者の利得 π_2 は次の通りである。

$$\pi_1 = \begin{cases} 0, & \text{if } e_L \text{ and } r_H \\ f - L(1 - e) - r - e\theta, & \text{otherwise} \end{cases}$$

$$\pi_2 = \begin{cases} f - L - c, & \text{if } e_L \text{ and } r_H \\ r, & \text{otherwise} \end{cases}$$

なお、企業家からみて、環境汚染修復実施を回避するより、債権者の高水準の貸付利率を回避する方が望ましい状況を分析するために、 $r_H - r_L > L - \theta$ を仮定する。以上の仮定にもとづいて、次節はコミットメントの機能を考察する。

4 環境負債認識におけるコミットメント

4.1 コミットメントによる負債認識

予備的考察として、上述の仮定における債権者の貸付利率の提示戦略と、企業の負債認識に関する戦略を明らかにする。このとき、債権者が提示する貸付利率に依存することなく e_H をとることが企業家の最適行動である。契約時に r_L の提示を受けた場合、環境修復に要する将来キャッシュアウトフローを回避するための努力 e_H を企業家にとるならば、利得 $f - r_L - \theta$ を得るのに対し、 e_L をとるならば $f - r_L - L$ を得る。仮定より、 $\theta < L$ だから、企業家は回避するための努力 e_H をとる。他方、 r_H の提示を受けた場合、企業家が e_H をとるならば、債務を履行することができ、残余 $f - r_H - \theta$ を得るのに対し、 e_L をとれば、債務不履行に陥り、利得は0になる。したがって、この場合も企業家にとる回避努力は e_H である。これらの企業家の将来キャッシュアウトフローに対する経営決定を所与とすると、債権者の要求する最適利率は r_H である。

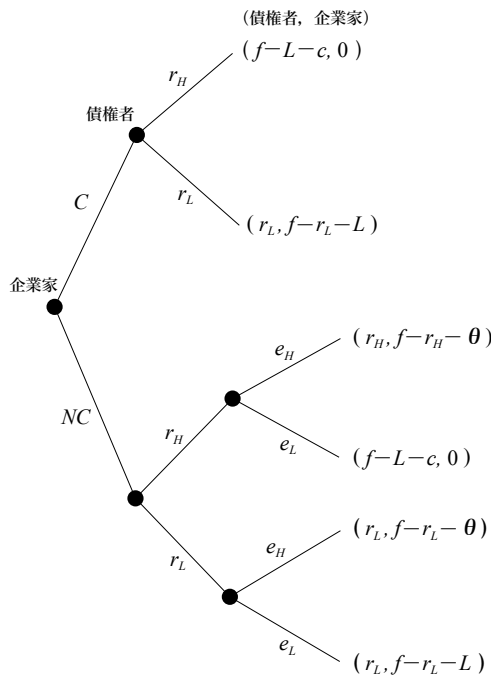
この結果は、契約時点で、企業家が将来の汚染修復に係る潜在的義務に関する予想 L を報告しても、債権者の要求利率に影響を及ぼさないことを示唆している。もし債権者が、将来情報 L に

もとづいて利率を要求するならば、 r_H ではなく r_L を提示するであろう。 r_H を要求すれば、債権者は債務不履行と事後的な回収コストに直面することになる可能性があるからである。それにもかかわらず、債権者が r_H を要求するのは、契約後に企業家が、つねに環境修復を回避する努力を払うことを債権者が合理的に予想するからである。したがって、企業家による環境汚染修復に係る将来キャッシュアウトフロー情報 L は、事前に実際のキャッシュアウトフローをとみなさないことが予想され、事後的にもその事実が確認されるから、定義により、負債たりえないことが示唆される。

企業家の観点からは、債権者に r_L を提示させるならば、少なくとも $f - r_L - L$ の利得が得られる。債権者の決定を r_H から r_L へ誘導するために、企業家はどのように会計報告を設計したらよいだろうか。ここで、コミットメントを分析に導入して、コミットメントをとみなう将来の潜在的義務の報告を考察する。

いま、企業家が汚染修復に係る将来の経済的資源の流出に関して報告するときに、汚染修復計画を公表する選択肢をもつ場合を考える。企業家による公表は、当事者間に、義務の履行に対する期待を形成し、公表した汚染修復を企業家が実施せざるを得なくなる状況をつくりだす。すなわち、企業家に将来のキャッシュアウトフローを回避する選択肢を不可能にする効果をもつ。このコミットメントを含むゲームを示したのが図1である。

図1 企業がコミットメントを選択できる場合の負債認識ゲーム



ゲームの初期点において、企業家はコミットメントをとまなう将来の潜在的義務 L を報告する(C)か、または、コミットメントのない報告をする(NC)選択をする。 C をとった場合、企業家は将来の義務を回避する選択肢を失い、必ず環境汚染修復を実施して L を負担する。他方、 NC をとる場合、債権者の利率提示の後に、企業家は汚染修復を回避する選択肢を残している。

企業家の C を観察した債権者は、もはや企業家に L を回避する選択肢がないことを知っており、 r_H を要求したならば、債務不履行が生じることを予想するから、債務不履行にともなう回収コスト c を避けるため、 r_L を要求する。これに対して、企業家の NC を観察したとき、利率提示後に企業がつねに汚染修復を回避する行動をとる(e_H)ことを予想するため、債務不履行が生じる可能性がないことを前提として r_H を提示する。

これらの債権者の貸付利率提示を所与としたとき、企業家にとって、コミットメントを付随させた将来の潜在的義務の報告が最適行動となる。コミットメントをとまなう報告は、債権者から r_L を提示させ、 $f - r_L - L$ を得る効果があるのに対し、コミットメントをとまなわない報告は、債権者の r_H を招き、より小さな利得 $f - r_H - \theta$ を得るからである。したがって、企業家は事前に、将来の自己の行動を拘束力ある形で決めるよう会計報告を設計することが望ましい。このとき、将来の潜在的義務の報告は、確実に事後のキャッシュアウトフローをとまない、負債情報として機能する。この結果は、図1に示す展開形ゲームに含まれる各サブゲームにおいてナッシュ均衡をもたらすから次の結果を得る。

結果1 完備情報におけるコミットメントをとまなう負債認識

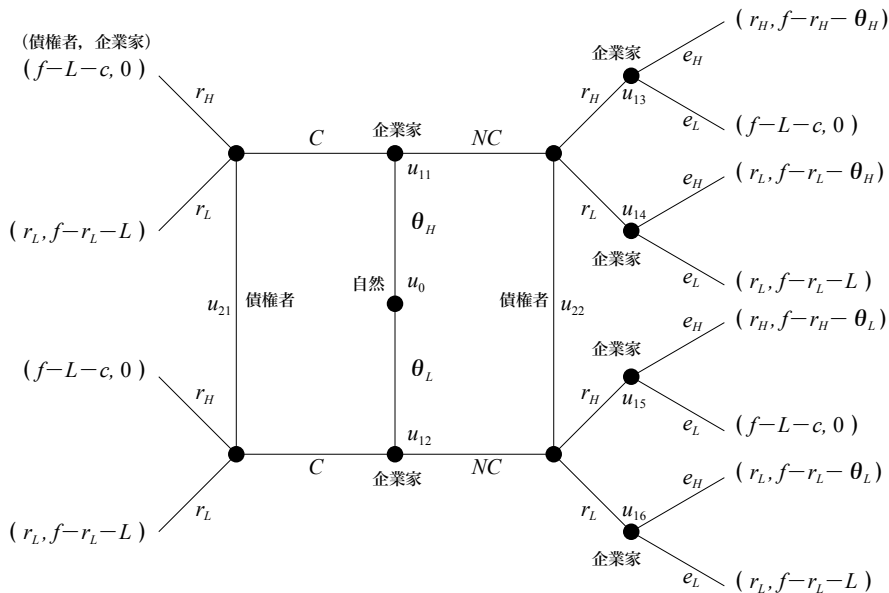
負債認識ゲームにおいて、企業によるコミットメントをとまなう負債認識と、債権者による低水準の貸付利率提示はサブゲーム完全均衡³⁾である(付録1)。

結果1は、債権者の高水準の貸付利率を回避する方が、汚染修復を回避するより、企業家の利得増分が大きい場合に生じる点が強調されなければならない。企業家の限界コスト θ が十分に小さく、 $r_H - r_L < L - \theta$ が満たされるならば、企業家は高水準の借入コストを負担して、将来のキャッシュアウトフローを回避する動機が生じるからである。この場合は、もはやコミットメントをとまなう負債が報告されることはなく、将来のキャッシュアウトフロー情報は、(事後的に)その情報が誤っていたことが常に明らかになる。したがって、この仮定が成立するような経済では、推定的負債が負債認識の要件に含まれるような会計実務は形成されない。これは、将来の潜在的義務を回避するために企業家が負担するコストの大きさが、推定的負債認識の形成に関与することを示唆する。そこで、企業家のコストが及ぼす影響をさらに明らかにするため、次項において、企業家のコストの大きさが確率的に決まる場合をモデルに導入して分析を拡張する。

4.2 不完備情報における負債認識

基本モデルの結果は、企業家の将来キャッシュアウトフロー回避に要するコスト θ が均質であり、比較的小さいコストで汚染修復活動とそれにとまなう将来キャッシュアウトフロー L を回避できることを債権者と企業家がともに知っていることを仮定していた。しかし、発生している環境汚染の形態によっては、回避することが著しく困難であるケースが考えられる。もし、環境汚染に係る将来の潜在的義務の回避能力が企業家によって異なっており、それを、債権者が観察できない場合、コミットメントの選択の結果はどのように変化するだろうか。本項は、不完備情報におけるコミットメント選択問題として考察する。

図2 汚染修復コストが不確実な場合の負債認識ゲーム



仮定は、初期点において自然がランダムに企業家の将来キャッシュアウトフロー回避コストを決定するように変更する点を除いて上述の基本モデルと同一である (図2)。自然は、企業家タイプの集合 $\{\theta_H, \theta_L\}$ から確率 p で θ_H を選ぶ。ただし、汚染修復の実施を回避することが著しく困難な企業家の場合、将来キャッシュアウトフローを解消するのに要する個人的コストがきわめて大きい状況を考えるために、 $\theta_H > L > \theta_L$ を仮定する。自己のタイプを観察した企業家は、図2に示す情報集合 u_{11} または u_{12} において、コミットメントをとまなう潜在的な義務 L を報告する(C)か、コミットメントのない L を報告する選択(NC)をとる。ただし、 u_{ij} は、プレイヤー i ($i=1$ は企業家, $i=2$ は債権者)の j 番目の情報集合を示している。企業家のタイプを知らない債権者は、 C を提示された場合は u_{21} において、 NC を提示された場合は u_{22} において、企業家のタイプに関する予想

$\mu(\theta_H|NC)$ にもとづいて貸付利率を提示する。情報集合 u_{11} または u_{12} において C を報告した企業家は、環境汚染修復を実施する以外の選択の余地がないため債権者の利率提示後、ただちに利得が確定する。これに対して、 NC を報告した企業家は、債権者の利率提示の後に、汚染修復による将来キャッシュアウトフローの回避について選択をする。この不完備情報ゲームを完全ベイジアン均衡概念⁴⁾にもとづいて解を求めると次の結果が得られる。

結果2 不完備情報下の負債認識におけるコミットメント

企業の将来キャッシュアウトフローの回避能力が不確実であるとき、3つの完全ベイジアン均衡が存在する。

- (i) $\mu(\theta_H|NC) < (r_H - r_L)/(L + c + r_H - f)$ かつ $r_H - r_L > L - \theta_L$ のとき、 θ_H タイプと θ_L タイプがともにコミットメントをともなう将来キャッシュアウトフロー情報を報告する（一括均衡）；
- (ii) $\mu(\theta_H|NC) < (r_H - r_L)/(L + c + r_H - f)$ かつ $r_H - r_L < L - \theta_L$ のとき、 θ_H タイプがコミットメントをともなう将来キャッシュアウトフロー情報を報告し、 θ_L タイプがコミットメントのない将来キャッシュアウトフロー情報を報告する（分離均衡）；
- (iii) $\mu(\theta_H|NC) > (r_H - r_L)/(L + c + r_H - f)$ のとき、 θ_H タイプがコミットメントをともなう将来キャッシュアウトフロー情報を任意の確率で報告し、 θ_L タイプがつねにコミットメントのない将来キャッシュアウトフロー情報を報告する（ハイブリッド均衡：hybrid equilibrium）、または、 θ_H タイプと θ_L タイプがともにコミットメントをともなわない将来キャッシュアウトフロー情報を報告する（一括均衡）

負債認識ゲームにおいて得られる (i) の一括均衡は、企業家が汚染修復の回避タイプにかかわらずなくコミットメントをともなう将来キャッシュアウトフロー情報を報告する。この均衡は、コミットメントをともなわない報告を観察した債権者が、この会計報告をする企業家の大部分が θ_L タイプによって占められていると予想する点に支えられている。すなわち、 θ_H タイプは閾値 $(r_H - r_L)/(L + C + r_H - f)$ より小さい割合で分布すると債権者は予想する（付録2）。 θ_L タイプならば容易に環境汚染修復を回避する能力をもつから、高水準の貸付利率を要求しても、債権者は債務不履行に直面することはないと予想して、債権者は r_H を提示する。企業家がコミットメントをする場合は、将来キャッシュアウトフローを回避する可能性が消滅するため、債権者は r_H を提示すると必ず債務不履行問題に直面することを合理的に予想する。この結果、債権者は低水準の利率 r_L を要求する。これに対して、企業家のうち θ_H タイプは、 r_H を回避するためにコミットメントをとる。 θ_L タイプの企業家も、将来の潜在的義務を回避する能力が比較的小さいときは、汚染修復実施を回避するより、高水準の利率要求を避ける方が望ましいため $(r_H - r_L > L - \theta_L)$ 、コミットメントをともなう将来キャッシュアウトフロー情報の報告をする。したがって、いずれのタ

IPの企業家も低水準の利率要求を引き出すため、コミットメントをとまなうLを報告する。

興味深いことに、この一括均衡は、企業家の中に、汚染修復活動を回避する能力が大きいタイプ (θ_L が十分に小さいタイプ) が含まれる場合であっても、そのタイプにかかわらずコミットメントをとまなう報告を選ぶことを示唆する。企業家のタイプが、共有知識である場合は、 θ_L タイプがコミットメントをとまなう将来キャッシュアウトフロー情報を報告することはないと主張した前項の結果とは異なり、負債認識の要件が企業家のタイプに依存しないことを明らかにしている。

(ii) の分離均衡は、2つのタイプがそれぞれ異なるコミットメント戦略をとる。 θ_L タイプの企業家は、汚染修復活動を回避する能力が十分に大きく、 r_H を負担しても修復に要するキャッシュアウトフローを回避する努力をとる方が望ましいため($r_H - r_L < L - \theta_L$)、コミットメントのない報告をする。これに対して、 θ_H タイプの企業家は、コミットメントをとまなわない報告が必ず r_H の提示を受けることを予想して、コミットメントをとまなう報告をとる。このとき、債権者はそれぞれのコミットメント戦略を観察して、貸付相手がどのタイプに属するかを正しく判別することができる。この結果は、情報不完備ゲームにおいても、二つのタイプがそれぞれ異なる将来キャッシュアウトフロー情報の報告を行う点で、前項と同じ結果が得られる条件を示している。

結果2 (iii) は、 θ_L タイプがコミットメントをしない報告を行い、 θ_H タイプがランダムにコミットメント戦略をとる均衡が存在することを示唆する。これは、コミットメントのない報告を受けた債権者が、この会計報告をする企業家のなかに θ_H タイプが比較的多いと予想するときに生じる。すなわち、 θ_H タイプは閾値 $(r_H - r_L)/(L + C + r_H - f)$ より大きい割合で分布すると債権者は予想する(付録2)。債権者は、貸し付ける企業家が θ_H タイプである可能性が高く、したがって r_H を要求すると、債務不履行を生じることを考慮して、 r_L を提示する。いいかえれば、コミットメント戦略にかかわらず、債権者は r_L をとる。このとき、 θ_H タイプは将来の潜在的義務についてどのように報告しても、同一の利得 $f - r_L - L$ を生じるから、無差別である。したがって、上述の債権者の予想と矛盾しない割合でコミットメントをとまなわない報告をとる。他方、 θ_L タイプは、コミットメントしない場合でも r_L が要求されるに過ぎないため、汚染修復実施を回避する選択肢を残すために、コミットメントをとまなわない報告をする。この場合、債権者の観点からは、コミットメントをとまなう報告をする企業家は θ_H タイプであることが判明する。これに対して、コミットメントのない報告を受けた場合は、 θ_H タイプである可能性が大きいことを債権者は予想する。

加えて、結果2 (iii) は、 θ_H タイプと θ_L タイプがともにコミットメントをとまなわない将来キャッシュアウトフロー情報を報告する一括均衡が生じる可能性を示唆する。このとき、コミットメントをとまなわない将来キャッシュアウトフロー情報を観察した債権者は、企業家のタイプに関する事前分布を改訂することなく、高水準の利率を要求する。

この結果は、前項の結果とは異なり、企業家の中に、環境汚染修復を回避する能力が大きいタ

タイプ (θ_L が十分に小さいタイプ) が含まれるようになると、 θ_H タイプであっても企業家は必ずしもコミットメントをとまなう報告をするとは限らない場合があることを示している。加えて、両タイプの企業家が、いずれもNCをとる一括均衡が生じる可能性があるのは、このケースにおいてのみである点を示唆している。すなわち、債権者がコミットメントのない将来キャッシュアウトフローの報告を観察したときに、悲観的な予想を形成する場合は、任意のタイプの企業家がコミットメントをとまなわない報告を行う。

これらの結果は、将来キャッシュアウトフローに関する回避能力について情報不完備である場合、債権者の予想に依存して、負債認識要件の形成に差異が生じることを示唆している。

5 結論

本研究は、環境汚染に係る負債報告において債務性の範囲が、企業の戦略的決定の結果として形成されるという着眼点にもとづいて、コミットメントをとまなう推定的債務の認識がもつ機能を考察した。企業家と債権者からなる借入契約における推定的債務認識ゲームのモデル分析から得た結果は次の2つである。

第1に、推定的債務の認識は、将来の潜在的な義務を履行する以外に現実的な選択肢をもたない状況を積極的に作りだし、負債として伝達することで、将来の企業行動（義務履行にとまなう経済的便益をもつ資源を流出させる）計画に信憑性を与えるように設計された会計報告として解釈される。借入契約において、高水準の利率を要求する債権者に対して、将来の債務不履行が生じる可能性を伝達し、低水準の利率要求へと誘導する機能をもつ。

第2に、将来の潜在的義務に関する回避能力について情報不完備である場合、企業家タイプに関する債権者の予想に依存して、負債認識要件の形成に差異が生じることを示した。コミットメントをとまなわない将来の潜在的義務に関する情報提供を受けた債権者が企業の回避能力について楽観的である場合、任意のタイプがコミットメントをとまなう将来の潜在的義務を報告するようになる。逆に、コミットメントをとまなわない将来の潜在的義務の報告を受けた債権者が、将来のキャッシュアウトフローを回避する能力について悲観的な予想をもつ場合、コミットメントをとまなう負債認識が生じなくなる可能性がある。

これらの分析結果は、汚染修復活動を回避するコストが十分に大きく、修復に要するキャッシュアウトフローを抑制する余地が、企業にほとんど残されていない経済においては、推定的債務による負債認識が形成される傾向があることを示唆する。この条件をみたま経済では、比較的広義の債務性概念が採られ、財務報告を通じた環境負債情報が積極的に伝達されることが期待される。しかし、これとは対照的に、企業が比較的小さいコストで環境修復の実施を回避することが可能なとき、推定的債務の認識実務は形成されないことを結果は示唆する。このような経済にお

いては、環境負債情報の伝達は、法的または契約にもとづく義務に依拠した債務に限定されるため、財務報告を媒体とする環境負債情報の伝達は、限定的とならざるを得ない。したがって、この条件下にある経済では、環境報告書や社会責任報告書等の財務報告以外の媒体を通じた環境会計情報の伝達が積極的な役割を担う可能性がある。

本研究の結果が、実証研究に対してもつ含意のひとつは、企業による将来の潜在的義務に関する履行の公表と、当該企業の借入利率が関連をもつ可能性である。推定的債務を報告する企業の借入利率は、そうでない企業に比べて低いことが予想される。第2は、推定的債務が負債認識要件として含められる経済においては、企業の将来の潜在的義務と、債務不履行に陥ったときの債権者の回収コストが、比較的小さいことが観察される可能性がある点である。結果2 (i) が明らかにしたように、推定的債務認識の形成は、将来の潜在的義務を回避する企業の実力に対する債権者の予想に依存する。本モデルの結果は、将来のキャッシュアウトフローと、回収コストの規模が小さいときに、楽観的な予想が形成されることを示唆しており、経済間の比較によって裏付けられる可能性がある。

なお、本論文は、汚染修復計画の公表によって、汚染修復活動に関する当事者間の期待が形成され、企業が修復活動を回避する選択肢を失うと仮定した。しかし、汚染修復計画の公表がただちに将来の企業行動を制約すると考えるのは、現実妥当性の観点から強すぎる仮定であり、この点で本研究が得た結果は限界をもつ。したがって、将来の研究課題として、(1) 与件としていた汚染修復履行に関する当事者の期待形成を明示的に分析に含める、あるいは、(2) 事前に汚染修復計画を公表した時点で報告した潜在的義務と、義務の回避活動によって事後に明らかになる実際の金額の差異にもとづいてコストが生じるケースをモデルに含めて分析する方向が考えられる。

本研究は、推定的債務の認識が、経済主体間の相互作用から生じる可能性を明らかにした。環境汚染に係る負債認識における規則性をもたらすメカニズムを解明することは、開示規制がない状況で開示実務の現状がいかに生じたかを説明し、それが基準設定過程を通じてどのように変化するかを理解するのに資するものと考えられる。

付 録

付録1 負債認識ゲームにおけるコミットメント

図1の展開形ゲームにおけるサブゲーム完全均衡を求める。ゲームは、元のゲーム全体を含めて5つのサブゲームをもつ。このうち企業がコミットメントをとらないうち将来キャッシュアウトフロー情報 (NC) を報告した後、債権者が r_H を要求する決定節から始まるサブゲームをとると、企業が e_H をとるならばその利得は $f - r_H - \theta$ 、 e_L ならば0であるから、企業の決定は e_H である。同じく、NCに対して、債権者が r_L を要求したとき、企業の利得は e_H をとるならば $f - r_L - \theta$ であるのに対し、 e_L ならば $f - r_L - L$ だから企業の最適な行動は e_H

である。

次に、企業がコミットメントに関して選択した後の、債権者の利率決定から始まるサブゲームにおけるナッシュ均衡を考える。このとき、債権者の利率は、企業の将来キャッシュアウトフロー回避努力に対して、債権者の利得を最大化するように決定される。企業がCをとった後の債権者の決定節から始まるサブゲームを考えると、債権者が r_H を提示したとき、その利得は $f - L - c$ であるのに対し、 r_L を提示するならば r_L である。したがって、債権者の最適反応は r_L となり、債権者と企業の利得は、それぞれ r_L と $f - r_L - L$ になる。他方、企業がNCをとった後の債権者の決定節から始まるサブゲームを考えると、債権者が要求する利率がその利得となるから、債権者の最適反応は r_H である。このときのナッシュ均衡における債権者と企業の利得は、 r_H と $f - r_H - \theta$ である。

さらに、この2つのサブゲームをそれぞれ得られたナッシュ均衡における利得に置き換えて、企業のコミットメント決定から始まるサブゲーム、すなわちゲーム全体のナッシュ均衡を求めると、コミットメントをとる報告をとると $f - r_L - L$ であるのに対し、コミットメントしない報告の利得は $f - r_H - \theta$ だから、債権者の決定に対する企業の最適反応はコミットメントをとる報告の報告である。

したがって、企業のCに対して r_L を、NCに対して r_H をとる債権者の行動戦略と、企業のCと、NCをとった後に債権者の決定に関わりなく e_H をとる企業の行動戦略の組は、すべてのサブゲームに対してナッシュ均衡を与えるからサブゲーム完全均衡である。

付録2 負債認識ゲーム（不完備情報）における均衡点

図2の不完備情報における負債認識ゲームの均衡点を完全ベイジアン均衡にもとづいて求める。企業がコミットメントをとらなわれない報告をしたとき(NC)に後続する企業の各情報集合 ($u_{1j}, j = 3, \dots, 6$) における局所戦略 $(b_{1u_{1j}}(e_H), b_{1u_{1j}}(e_L))$ をみると、明らかに次が成り立つ。

$$\begin{aligned} & ((b_{1u_{13}}(e_H) = 0, b_{1u_{13}}(e_L) = 1), (b_{1u_{14}}(e_H) = 0, b_{1u_{14}}(e_L) = 1), \\ & (b_{1u_{15}}(e_H) = 1, b_{1u_{15}}(e_L) = 0), (b_{1u_{16}}(e_H) = 1, b_{1u_{16}}(e_L) = 0)) \end{aligned}$$

これらを所与として、企業がコミットメントをとる報告を認識したとき(C)の情報集合 u_{21} における債権者の期待利得を最大化する局所戦略を求める。ただし、情報集合 u_{ij} の添え字は、プレイヤー*i*（企業を1、債権者を2とする）の*j*番目の情報集合を示している。情報集合 u_{21} において企業タイプが θ_H である予想 $\mu(\theta_H|C)$ を所与として、債権者がとる局所戦略を $b_{2u_{21}}(r_H)$ と $b_{2u_{21}}(r_L)$ で表すと債権者の期待利得は、次の通りである。

$$b_{2u_{21}}(r_H)(f - L - c) + b_{2u_{21}}(r_L)r_L$$

ただし、 $b_{2u_{21}}(r_H) + b_{2u_{21}}(r_L) = 1$ だから、任意の予想について債権者は r_L を提示する。

企業がNCをとったとき、情報集合 u_{22} において企業タイプが θ_H である予想 $\mu(\theta_H|NC)$ を所与として、債権者の期待利得は、付録1で得られた企業の将来キャッシュアウトフロー回避行動を考慮すると次の通りである。

$$b_{2u_{22}}(r_H)(\mu(\theta_H|NC)(f - L - c) + (1 - \mu(\theta_H|NC))r_H) + (1 - b_{2u_{22}}(r_H))r_L$$

したがって、 u_{22} における債権者の局所戦略は、

$$b_{2u_{22}}(r_H) = \begin{cases} 1, & \mu(\theta_H|NC) < \frac{r_H - r_L}{L + c + r_H - f} \\ 0, & \text{otherwise} \end{cases}$$

である。以下、場合分けをして、これらの債権者の貸付利率決定を所与として、タイプを観察した企業が情報集合 u_{11} において選択するコミットメント戦略をみる。

$\mu(\theta_H|NC) < (r_H - r_L)/(L + c + r_H - f)$ を仮定したとき、 θ_H タイプ企業の期待利得は、局所戦略を $b_{1u_{11}}(C)$ と $b_{1u_{11}}(NC)$ で表すと、 $b_{1u_{11}}(C)(f - r_L - L)$ で表される。仮定より、 $f - r_L - L > 0$ だから、 $b_{1u_{11}}(C) = 1$ である。これに対して、 θ_L タイプ企業の u_{12} における期待利得は次の通りである。

$$b_{1u_{12}}(C)(f - r_L - L) + b_{1u_{12}}(NC)(f - r_H - \theta_L)$$

したがって、 θ_L タイプの u_{12} における局所戦略は次のように表される。

$$b_{1u_{12}}(C) = \begin{cases} 1, & r_H - r_L > L - \theta_L \\ 0, & \text{otherwise} \end{cases}$$

この局所戦略から、 $r_H - r_L > L - \theta_L$ がみたされるとき、 θ_H タイプと θ_L タイプはともに C をとる。したがって、 $r_H - r_L > L - \theta_L$ のときの両プレイヤーの行動戦略は、次のように表される。

$$\begin{aligned} & ((b_{1u_{11}}(C) = 1, b_{1u_{11}}(NC) = 0), (b_{1u_{12}}(C) = 1, b_{1u_{12}}(NC) = 0), \\ & (b_{1u_{13}}(e_H) = 0, b_{1u_{13}}(e_L) = 1), (b_{1u_{14}}(e_H) = 0, b_{1u_{14}}(e_L) = 1), \\ & (b_{1u_{15}}(e_H) = 1, b_{1u_{15}}(e_L) = 0), (b_{1u_{16}}(e_H) = 1, b_{1u_{16}}(e_L) = 0), \\ & (b_{2u_{21}}(r_H) = 0, b_{2u_{21}}(r_L) = 1), (b_{2u_{22}}(r_H) = 1, b_{2u_{22}}(r_L) = 0)) \end{aligned}$$

これらの行動戦略と、債権者の予想の整合性を確認すると、情報集合 u_{21} においては、 $\mu(\theta_H|C) = p$ が得られ、 u_{21} における債権者の予想と整合的である。また、均衡経路にない u_{22} にはベイズ定理は適用できず、任意の確率分布予想が与えられる。したがって、 $\mu(\theta_H|NC) < (r_H - r_L)/(L + c + r_H - f)$ をみたす予想 $\mu(\theta_H|NC)$ ならば行動戦略と整合的である。よって、これらの行動戦略と予想の組は、 θ_H タイプと θ_L タイプがいずれもコミットメントをともなう将来キャッシュアウトフロー情報を報告する一括均衡となる。

$\mu(\theta_H|NC) < (r_H - r_L)/(L + c + r_H - f)$ かつ、 $r_H - r_L < L - \theta_L$ を仮定したとき、 θ_H タイプのコミットメント戦略は $b_{1u_{11}}(C) = 1$ であるが、 θ_L タイプは $b_{1u_{12}}(C) = 0$ であり、2つのタイプがそれぞれ異なるコミットメント戦略をとる。したがって、企業の行動戦略から導かれる情報集合 u_{21} と u_{22} における債権者の予想は、それぞれ、 $\mu(\theta_H|C) = 1$ と $\mu(\theta_H|NC) = 0$ である。 u_{21} における債権者の局所戦略が u_{21} の予想に依存しないことと、 $0 < (r_H - r_L)/(L + c + r_H - f)$ を考慮すると、 $r_H - r_L < L - \theta_L$ のとき、次に示す行動戦略と予想の組が分離均衡であることは明らかである。

$$\begin{aligned} & ((b_{1u_{11}}(C) = 1, b_{1u_{11}}(NC) = 0), (b_{1u_{12}}(C) = 0, b_{1u_{12}}(NC) = 1), \\ & (b_{1u_{13}}(e_H) = 0, b_{1u_{13}}(e_L) = 1), (b_{1u_{14}}(e_H) = 0, b_{1u_{14}}(e_L) = 1) \\ & (b_{1u_{15}}(e_H) = 1, b_{1u_{15}}(e_L) = 0), (b_{1u_{16}}(e_H) = 1, b_{1u_{16}}(e_L) = 0) \\ & (b_{2u_{21}}(r_H) = 0, b_{2u_{21}}(r_L) = 1), (b_{2u_{22}}(r_H) = 1, b_{2u_{22}}(r_L) = 0); \\ & (\mu(\theta_H|C) = 1, \mu(\theta_L|C) = 0), (\mu(\theta_H|NC) = 0, \mu(\theta_L|NC) = 1)) \end{aligned}$$

情報集合 u_{22} における債権者の予想が、 $\mu(\theta_H|NC) > (r_H - r_L)/(L + c + r_H - f)$ をみたすとき、 $b_{2u_{22}}(r_H) = 0$ である。この債権者の利率提示を所与としたとき、情報集合 u_{11} における θ_H タイプ企業の期待利得は、局所戦略にかかわらず $f - r_L - L$ であるから、 C と NC について無差別である。すなわち、任意の $b_{1u_{11}}(C) \in [0, 1]$ が採られる。他方、 θ_L タイプ企業の情報集合 u_{12} における期待利得は、

$$b_{1u_{12}}(C)(\pi - r_L - L) + (1 - b_{1u_{12}}(C))(f - r_L - \theta_L)$$

だから、仮定($L > \theta_L$)より、 $b_{1u_{12}}(C) = 0$ である。このとき、債権者の情報集合 u_{21} における予想は、

$b_{1u_{11}}(C) \in (0, 1]$ のとき $\mu(\theta_H|C) = 1$ である。これは、 u_{21} において債権者が、任意の $\mu(\theta_H|C)$ について局所戦略 $b_{2u_{21}}(r_H) = 0$ をとることと矛盾しない。また、情報集合 u_{22} における予想は、

$$\mu(\theta_H|NC) = \frac{p(1 - b_{1u_{11}}(C))}{p(1 - b_{1u_{11}}(C)) + 1 - p} > \frac{r_H - r_L}{L + c + r_H - f}$$

ならば、整合的である。したがって、上式をみたす次の行動戦略と予想の組はハイブリッド (hybrid) 均衡である。

$$\begin{aligned} & \left((b_{1u_{11}}(C), b_{1u_{11}}(NC)), (b_{1u_{12}}(C) = 0, b_{1u_{12}}(NC) = 1), \right. \\ & (b_{1u_{13}}(e_H) = 0, b_{1u_{13}}(e_L) = 1), (b_{1u_{14}}(e_H) = 0, b_{1u_{14}}(e_L) = 1), \\ & (b_{1u_{15}}(e_H) = 1, b_{1u_{15}}(e_L) = 0), (b_{1u_{16}}(e_H) = 1, b_{1u_{16}}(e_L) = 0), \\ & (b_{2u_{21}}(r_H) = 0, b_{2u_{21}}(r_L) = 1), (b_{2u_{22}}(r_H) = 0, b_{2u_{22}}(r_L) = 1); \\ & \left. (\mu(\theta_H|C) = 1, \mu(\theta_L|C) = 0), (\mu(\theta_H|NC), \mu(\theta_L|NC)) \right) \end{aligned}$$

ただし、 $b_{1u_{11}}(C) + b_{1u_{11}}(NC) = 1$ かつ $b_{1u_{11}}(C) \neq 0$ である。また、 $b_{1u_{11}}(C) = 0$ のときは、 u_{21} は均衡経路上の情報集合ではなくなるため、任意の $\mu(\theta_H|C) \in [0, 1]$ が与えられる。他方、 u_{22} の予想は、 $\mu(\theta_H|NC) = p$ である。このとき、次の行動戦略と予想は完全ベイジアン均衡である。

$$\begin{aligned} & \left((b_{1u_{11}}(C) = 0, b_{1u_{11}}(NC) = 1), (b_{1u_{12}}(C) = 0, b_{1u_{12}}(NC) = 1), \right. \\ & (b_{1u_{13}}(e_H) = 0, b_{1u_{13}}(e_L) = 1), (b_{1u_{14}}(e_H) = 0, b_{1u_{14}}(e_L) = 1) \\ & (b_{1u_{15}}(e_H) = 1, b_{1u_{15}}(e_L) = 0), (b_{1u_{16}}(e_H) = 1, b_{1u_{16}}(e_L) = 0) \\ & (b_{2u_{21}}(r_H) = 0, b_{2u_{21}}(r_L) = 1), (b_{2u_{22}}(r_H) = 0, b_{2u_{22}}(r_L) = 1); \\ & \left. (\mu(\theta_H|C), \mu(\theta_L|C)), (\mu(\theta_H|NC) = p, \mu(\theta_L|NC) = 1 - p) \right) \end{aligned}$$

ただし、 $p > (r_H - r_L)/(L + c + r_H - f)$ 。

注

- 1) 久持 (2009) は、企業会計における環境会計を4類型 (伝統的会計理論・会計制度アプローチによる環境財務会計、非伝統的会計理論アプローチによる環境財務会計、環境管理会計、および監査・保証業務) に分類し、伝統的会計理論・会計制度アプローチと、非伝統的会計理論アプローチが接近し、有価証券報告書と環境報告書とを融合させる可能性を示唆している。このような単一媒体による統合的な環境会計情報の報告を設計するには、従来の個別情報媒体がいかなる環境会計情報を伝達する役割を果たしているのかを解明することが重要である。
- 2) 国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board) は概念フレームワークにおいても、負債を「過去の事象から発生した企業の現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが予想されるもの」と定義し、その基本的特徴として、現在の債務であることを強調している。ただし、債務を法的な強制力をともなうものに限定せず、「通常取引慣行、慣習もしくは良好な取引関係を維持する、または公正に行動しようとする意図」からも生じると規定している。すなわち、法的債務のみならずそれに同等するならば負債として認識される余地を認めている。
- 3) サブゲームとは、元の展開形ゲームの一部分であり、(i) ひとつの決定節から始まり、(ii) それ以降の枝

や決定節をすべて含む、(iii) 情報集合がその中に含まれているものをいう。このとき、すべてのサブゲームにおいてナッシュ均衡を導く均衡をサブゲーム完全均衡という。

- 4) 完全ベイジアン均衡は、展開形ゲームのすべての情報集合において、プレイヤーの予想が戦略と整合的であり、かつ、プレイヤーの戦略が他のプレイヤーの戦略に対して最適である均衡点をいう。

参考文献

- Dewatripont, M. and Maskin, E. (1995) “Credit and Efficiency in Centralized and Decentralized Economies,” *The Review of Economic Studies*, Vol. 62, No. 4, pp. 541-555.
- Financial Accounting Standards Board (2001) *Statement of Financial Accounting Standards No. 143 “Accounting for Asset Retirement Obligation”*.
- International Accounting Standards Board (2012) *International Accounting Standard 37 “Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets”*.
- Schelling, T. (1960) *The Strategy of Conflict*, Cambridge: Harvard University Press. [河野勝 (2008) 『紛争の戦略』勁草書房。]
- Spence, A. M. (1977) “Entry, capacity, investment and oligopolistic pricing,” *The Bell Journal of Economics*, Vol. 8, No. 2, pp. 534-544.
- 企業会計基準委員会 (2008) 『企業会計基準 第18号「資産除去債務に関する会計基準」』
- 菊谷正人 (2008) 「「資産除去債務に関する会計基準」の問題点－資産除去債務会計の国際比較－」『経営志林』第45巻第2号, 41-58頁。
- 久持英司 (2009) 「環境会計の発展と定着」石崎忠司・黒川保美編著『公共性志向の会計学』所収, 中央経済社, 67-80頁。
- 鈴木一水 (2013) 『税務会計分析』森山書店。
- 長東航 (2004) 「負債概念の再検討－負債の認識規準としての「債務性」の後退－」『商学論叢』第49巻第2号, 255-270頁。
- 中野貴之 (2006) 「環境財務会計の構築」勝山進編著『環境会計の理論と実態 第2版』所収, 中央経済社, 61-76頁。

<謝辞> 拙稿の改善にあたり、本誌編集委員長國部克彦先生ならびに査読者の先生より貴重なご教示をいただきました。心よりお礼を申し上げます。

<付記> 本稿は、日本学術振興会学術研究助成基金助成金（基盤研究（C）：課題番号23530613）、同（挑戦的萌芽研究：課題番号23653116）および環境省環境研究総合推進費（E-1106）の研究成果の一部である。

（筆者：東京都市大学環境学部講師）

（2013年9月29日 採択）

【研究論文】

環境情報の開示とその有用性の向上 ー正統性とレピュテーションに内在する情緒的側面に注目してー

宮崎 修行

論文要旨

主要企業の環境情報開示が非常に進展した現代ではあるが、環境報告書が十分に利用・理解され、ステークホルダーの意思決定に役立てられているにはほど遠いのが現状である。本稿では、特別な情報を得ることができる機関投資家や大口購入者ではない、市民（一般消費者や個人投資家）が環境報告書をなぜ意思決定に相当に有効利用せず、そしてその結果、情報開示企業の業績や株価に有意に影響できないのかを、正統性とレピュテーション理論に通底する情緒的アピールをキーコンセプトとして理論的に解明する。さらに、環境報告書に第三者（研究機関、NGOなど）が能動的に働きかけ、ステークホルダーの利用状況を改善することによって、この状況をブレイクスルーする新たな方策を提案する。

1 はじめに

適切でタイムリーな環境情報開示をすることは、企業側の責任や努力であるのみではなく、一種の社会的コミュニケーションプロセスとして広くとらえることが適当である。高によれば、CSRとは「企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility）であると同時に、市民の社会的責任（Citizen's Social Responsibility）でなければならない・・・企業の取り組みに注目する市民、評価する市民、そしてその評価に基づいて、実際に行動を起こす市民がいなければ、企業による社会責任活動は持続しない」（高，2004，37頁）という本質のものであるが、この「市民の行動」を誘発するようなCSR情報開示という点が肝要であり、本論で取りあげる環境情報開示についても、そのまま妥当するものである。

そして、市民とのコミュニケーションを担う主たる手段が企業の発信する環境情報を記載する環境報告書¹⁾である。しかしながら、環境報告書は現実には利用率は低く²⁾、(特別の情報を購入・

キーワード：正統性 (legitimacy), レピュテーション (reputation), 環境報告 (environmental reporting), 情緒的アピール (emotional affection), JEPIX (Japan Environmental Policy Priorities Index)

利用可能な一部の機関投資家や大口の購入企業を除く、一般消費者や個人投資家などの市民から構成される)不特定多数のステークホルダーを相手とする社会的コミュニケーション・ツールとして、本来の機能を果たしているとは言いがたいのが現状である³⁾。

また本論では詳論を省くが、諸外国同様わが国でも近年、環境報告書における情報開示と企業業績、さらには株価・企業価値の関係を検討する実証研究がかなり行われている。

しかしながら、企業業績や株価・企業価値はともかく、環境マネジメント活動自体や情報開示を数理的に取り扱うことは困難で、その結論は様々であり、一定の帰結や方向性を示しているとは言えない曖昧なものであり、さらに、環境情報開示を取り扱うなんらかの代理変数を仮定して計算して、環境情報開示と企業業績・株価などの間になんらかの有意と思える相関関係を見出したとしても、なお、その因果のシナリオについては検討に値する未知の部分が多い。

そこで、本論においては、企業情報開示を基礎づける有力なフレームワークである正統性の理論を基本におき⁴⁾、その現実的展開としてレピュテーション理論をとらえ、この両者の根底に存する<核心的同一性>を確認したうえで、環境報告書が企業とステークホルダーのコミュニケーションの現実的ツールになる(そして、環境情報と企業価値の関係が将来の実証研究において解明される可能性を創出する)ような、そうした<環境情報開示が企業価値に合理的に影響する現実的・具体的可能性の創造>について考え、提案してみたいと思う⁵⁾。このような発想は、最近考案されたようなものではなく、今を遡ること40年ほど以前に、すでにミュラー＝ヴェンクの環境会計において提唱されていたものである⁶⁾。

2 正統性とレピュテーションから考える環境情報

この節では、ステークホルダーが企業の発信する環境情報をどう受けとめるかという根本問題を考えるために、まず時代をさかのぼって、正統性理論とレピュテーション理論のエッセンスを吟味してみたいと思う。ヴェーバー(M. Weber)とパーソンズ(T. Parsons)にあって、政治的支配の根拠としてもっとも根源的重要性を有するものは、カリスマ性である。

フロイト(J. Freud)によればカリスマ性支配はつぎのように要約できる。「盲目的、狂信的な信頼と、抑制も、しばしば批判もまったく欠いた信仰とに全力を挙げて依拠するから、理性的なものではなく情緒的なものがこの支配の基礎となっている。カリスマ性は合法的なものにせよ伝統的なものにせよ、永続性の破壊である。つまりカリスマは、諸制度を粉砕し、既存秩序と慣習・束縛に挑戦し、新しい人間関係のあり方に訴えかける。それ自体啓示である(Freund, 1996, p. 203; 邦訳, 179-181頁)。つまり、強烈な「盲目的、狂信的、啓示的そして、情緒的な信頼」をカリスマ性の本質としているのである。

このカリスマ性の本質は、正統性支配の源泉がカリスマ性から、伝統、そして合法性へと変容

するにつれ薄まり目立たなくなるが、それは正統性の中にインプリシットに織り込まれ、正統性概念の通奏低音として機能しつづけるのである⁷⁾。とりわけ、政治的支配を裏づける権威を支配者に与える、正統性の根源をなすカリスマ性を基礎づける本質が、無形の移ろいやすい情緒的・盲目的・狂信的で、本来的に非理性的な信頼・愛顧・帰依にあることはここに銘記したい。

このような正統性の根源をなすカリスマ性の〈情緒的なアピール〉を要素還元的に分析する方向は、おそらくは困難な作業となるであろう。このような方向性については、実は、以下に論ずるように、伝統的概念である「正統性」を今日のコンテキストにより操作的に敷衍した概念とも捉えうる「レピュテーション」を巡る議論において、さまざまな実証的方法でなされていくのである。

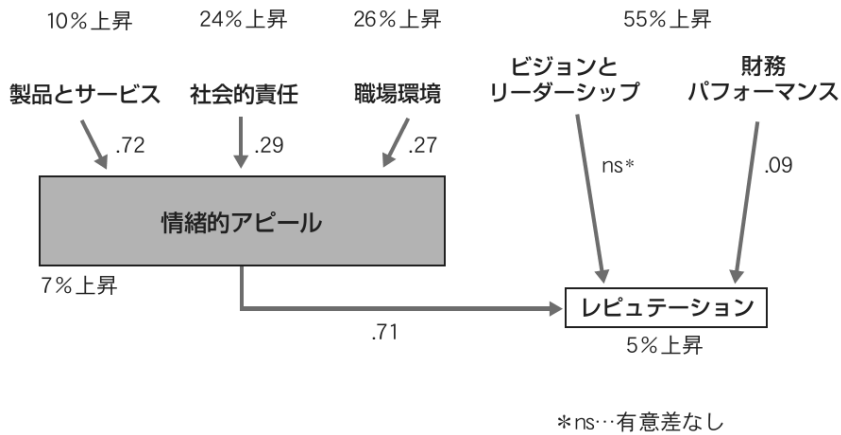
レピュテーション理論において、フォンブラン (Fombrun, C. J.) とファン・リール (Van Riel, C. M.) は、レピュテーションとは (顧客の購買決定に結びつくような有名度・認知度である「ブランド」に対して) ステークホルダー全員から支援行動を期待できるような、「賞賛・名声」を意味する。レピュテーションは、個人的、感情的、非合理的であり、優れたレピュテーションはステークホルダーを魅了する「磁石」であり「万能の名刺」なのであるとする (Fombrun and Van Riel, 2004, pp. 3-4; 邦訳, 10-11頁)。そして、それは企業の差別化と競争優位性を、そしてさらには業績向上と企業価値増大を生み出すものである (Fombrun and Van Riel, 2004, p. 27; 邦訳, 35頁)⁸⁾。

この「情緒性の強調」(つぎの(1)情緒的アピールに該当する)は、フォンブランとファン・リールの、レピュテーション指数 (RQ) による実証的な調査に顕著に表れている。本論ではその結果の詳細を示すことは適わないが、図表1からは、企業のレピュテーションの原動力が〈情緒的アピール〉の属性に存在し⁹⁾、「製品サービス」、「社会的責任」、「職場環境」の他の3つの属性が、〈情緒的アピール〉を支えている要素であることが分かる。すなわち、〈情緒的アピール〉こそが企業のコーポレート・レピュテーションの最大にして最重要な源泉なのである。そして、この事実は、正統性理論の示唆する内容と軌を一にすることが注目される。

そして、図表1に見るように、企業業績と企業価値に本質的に大きな影響を与えるコーポレート・レピュテーションの基本属性は、けっして〈情緒的アピール〉のみにとどまるものではない。〈情緒的アピール〉自体が、「製品とサービス」は当然として、「職場環境」と「社会的責任」によって大きな影響を受けている。製品とサービスは、企業が「本業」において環境努力をする場合は、環境保護にとりわけ深い関わり合いをもつ。

ここに示される実証的データから見てとるべきことは、レピュテーションの中核をなす〈情緒的アピール〉に大きな影響を与えるこれらの属性の重要部分として「企業の社会的責任」が存在するということであり、これは、いわゆる「環境マネジメント」を含んだCSRの全体的領域なのである。つまり、企業のレピュテーションは環境を内包するCSR情報によって有意に影響される、ということなのである。

図表1 企業のレピュテーションの原動力



出典：Fombrun and Van Riel (2004) p.59；邦訳 67頁

それでは、いったいレピュテーションに影響を与える環境情報の実態とは、いかなるものであろうか？この点については、いまだ決定的な結論は得られていないが、楽観的に見ても、(注2 および後述の図表2 の調査に示した諸理由などにより) これまで作成されてきた既成の環境報告書が多くの問題点をはらみ、企業のレピュテーション向上に対して相当に限定された効力しかもたず、ステークホルダーの必要十分なコミットメントを呼び込めていないのがこれまでの現実ではないか、ということが強く懸念されるのである。

3 環境・CSR報告書の情報開示とネガティブルートの機能

さて、環境報告書開示による情報発信は、種々の方法のうちでも相当に信頼性の高い詳細かつ科学的・具体的な環境のデータが記載されたものであり、企業のヒト・モノ・カネの経営資源を投入したものだが、それはやはり数あるメディアの一つにすぎない¹⁰⁾。現在までさまざまな実証研究があるが、環境報告書よりテレビのコマーシャルが遥かに有効というような結果になってしまうという説得力のある研究があり、それが実情であろう(北見, 2008)。

その優劣比較をするのは本論の目的ではないので、大きな視野で、環境報告書上の情報開示が企業価値を高めるルート(シナリオ)について考えてみよう。理論的に想定されるのは、つぎのような、互いにリンクした2つのルートである。

(A) ポジティブルート

環境情報開示(+) → 情緒的アピール(+) → レピュテーション(+)
 → 取引環境の改善(+) → 財務成績(+) → 株価(+) → 企業価値(+)

(B) ネガティブルート

環境情報開示(-) → 情緒的アピール(-) → レピュテーション(-)
 → 取引環境の改善(-) → 財務成績(-) → 株価(-) → 企業価値(-)

これらの2つのルートのうち、(B) 負のルートについては、ヒアリングなどを通じて以下の示唆が得られた。企業のPRTR法への取り組みの目的に情報開示/リスクコミュニケーションによる企業イメージの向上というのがあるように、<企業イメージを損ねないように(=レピュテーションリスクの実現による企業価値棄損を回避するために)>、企業はPRTR法の要求する限度を越えて、大幅な、ボランティアな環境負荷削減努力をすることが多い¹¹⁾。つまり、ステークホルダー(地域住民・消費者・国民)の負のエモーショナル・アピールを引き起こす可能性のある、好ましくない環境情報開示(NGOによる<PRTR化学物質排出ランキング>の上位にノミネートされてしまう)を回避するために、法規制に先んじて、自主的・積極的に環境改善(PRTR物質排出量の削減努力)を実施するというのである。ここから、以下のような事実が推定される。

- 1) 企業は環境情報が引き起こす<ネガティブルートの存在を認識>している。
- 2) <悪いランキング情報>はステークホルダーに強いアゲインストの情緒的アピールを喚起する(ステークホルダーによる企業活動への逆風)。
- 3) 企業はネガティブルートに嵌り込むことを恐れ、<リスク回避的行動>を選択・実行する。

4 環境・CSR報告書の情報開示とポジティブルートの機能

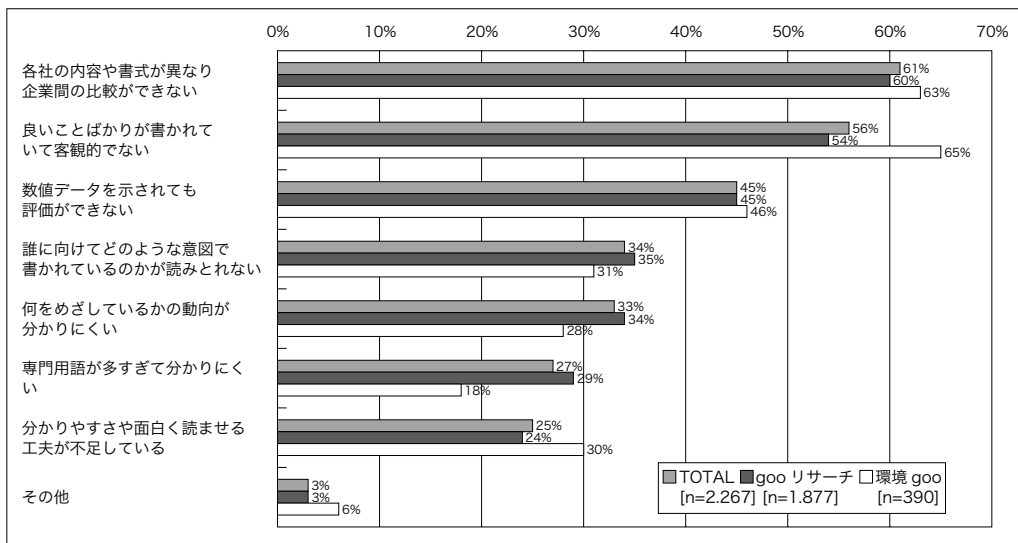
2012年の社会関連会計学会全国大会における筆者のプレゼンテーションに対するコメントに、(B)の負のルートの存在は理解できるが、やはり環境報告の本道は(1)の<ポジティブルート>の実現ではないかという指摘がなされた。筆者もまったく同感であり、(B)のポジティブなシナリオが正常に機能することこそが、本来求められるべき課題であるが、そこでは、つぎのような条件が存在することになる。

- 1) 企業は環境情報が引き起こす<ポジティブルートの存在を認識>している。
- 2) <良いランキング情報>はステークホルダーに強いフォローの情緒的アピールを喚起する(ステークホルダーによる企業活動への追風)。
- 3) 企業はポジティブルートに波乗りすることを期待して、<チャンス選好的行動>を選択・実行する(環境上の優位性をビジネス・チャンスととらえ行動する)。

このような視点で改めて現在発行されている環境報告書における環境情報開示を概観すれば、ステークホルダーの批判は、以下の3点に集約的に表現されている（GOO RESEARCH, 2000）。換言すれば、このような理由で環境報告書はステークホルダーに情緒的アピールを有効にしえないのである：

- 1) 企業間比較の困難性
- 2) 定量的情報の理解困難性
- 3) 網羅性の欠如（不利情報の非開示）

図表2 環境報告書の問題点



出典：GOO RESEARCH (2001) 図11

そして、このような不満の対象となる、理解可能性が低い情報を多く含む環境報告書は、新聞やテレビのイメージ広告や、企業HPに対して、情報ソースとして影響力が劣ることが示唆される（図表3参照）。図表3のデータ自体は環境を含むCSR全体についてのデータなので、これにより環境プロパーなデータに関する結論を導くことには無理があるが、CSR報告書のデータがかようにステークホルダーに顧みられず軽視されているということから、環境情報がCSR情報の一部として提供される傾向が進む近年の状況を鑑みるに、報告される環境データの利用率も相当に低いことが合理的に類推されよう。

図表3 CSR高評判企業と低評判企業のCSR情報源

単位：%

CSRに関する情報源	①高評判企業	②低評判企業
新聞広告	25.3	11.9
雑誌広告	9.0	5.5
テレビ広告	22.0	7.7
ラジオ広告	2.1	1.4
新聞記事の中での記載	19.7	15.4
雑誌記事の中での記載	10.3	7.5
テレビ番組の中での紹介	13.8	10.1
ラジオ番組の中での紹介	1.1	1.0
その企業のインターネットHP	17.4	6.9
インターネット掲示板での書き込み情報	5.6	9.6
インターネットブログの情報	2.6	4.6
CSR報告書(レポート)	3.0	0.9
企業の配布する小冊子	4.2	1.4
新聞の折込チラシ	2.9	0.9
その企業に勤める知人の話	6.2	4.3
(その企業とは全く関係ない) 知人からの話	5.2	4.2
その他	4.5	4.5
(CSRに関する) 取り組みを知らない	35.3	58.1
不明	0.0	0.0

出典：北見(2008)18頁

筆者は、このような状況を打開するために、JEPIXを考案し、それは約50社のわが国を代表する一部上場企業によって使用されるに至った。しかし、JEPIXの使用により 2) 理解困難性の点は改善されたものの、企業によりボランティアベースで開示される環境情報は、基本的に 3) 有利情報に偏り、1) 比較性に根本的欠陥があった。

そこで、さらに一歩踏み込んで、非開示情報の推定計算¹²⁾を実施して「完全情報」を提供したものを作成し、さらにそれを「ランキング化」したものが、図表4の日経225全社を網羅する『JEPIX 2010とSHMAKグローバルマクロ推定値計算による日経225全社の統合的環境負荷・エコ・エフィシアンシー・ランキング』である(本稿末記載の科研費研究のための実証プロジェクトチームの作業の結果：学生チーム代表 牧野廉)。これは、エコ・エフィシアンシーについてのランキングであるが、このほかに、環境負荷自体のランキングなど、用途に応じたさまざまな利用法がある¹³⁾。

図表4 JEPIX 2010とSHMAKグローバルマクロ推定値計算による日経225全社の
統合的環境負荷・エコ・エフィシアンシー・ランキング¹⁴⁾

東証業種名	企業名	連結 売上高 (百万円)	RANK② 推定値 あり	総環境負荷 ② 推定値あり	EIP/売上高	温暖化ガス		有害物質		大気汚染			水質汚染			
						CO2	ODS	ダイオキシン類	VOC	NOx	SPM	BOD	COD	窒素	リン	
化学	電気化学	323,875	12	126,833	391,612	1,785	1,098	0.29	100	3,519	712	14	4,475	94,303	14,652	
化学	信越化学	916,837	6	351,738	383,643	2,292	3,108	1.16	109	1,134	172	39	18,968	268,957	41,478	
化学	クラレ	332,880	13	125,591	377,286	1,212	1,128	0.07	143	1,506	232	14	3,023	96,925	15,059	
化学	資生堂	644,201	10	237,395	368,511	60	2,184	0.81	2,157	10	3,674	27	284	187,573	29,144	
化学	日本曹達	132,486	35	48,634	367,087	243	449	0.17	45	53	63	6	679	38,576	5,994	
化学	花王	1,184,384	5	432,975	365,570	406	4,015	0.16	17	368	6,755	50	341	344,859	53,581	
紙・パルプ	北越紀州製紙	193,951	27	69,053	356,031	815	0.24	379	2,796	1,034	218	34,003	6,187	23,620		
海運	川崎汽船	838,032	9	279,737	333,802	9,792				269,945						
海運	商船三井	1,347,964	4	438,354	325,197	15,320				423,034						
海運	日本郵船	1,697,342	2	533,895	314,548	22,932				510,963						
紙・パルプ	日本製紙グループ本社	1,095,233	7	341,600	311,897	11,722		1.34	385	12,132	11,052	2,084	192,015	23,292	88,919	
紙・パルプ	三菱製紙	219,728	28	68,004	309,493	885		0.09	29	2,334	2,013	245	28,731	7,009	26,759	
化学	日産化学	149,036	39	44,679	299,787	480	505	0.19	3	187	257	6	1,459	36,163	5,619	
紙・パルプ	王子製紙	1,147,322	8	328,707	286,499	34,657		1.17	1,870	8,937	3,043	1,623	102,257	36,599	139,722	
化学	三菱ケミカル HD	2,957,791	3	471,783	159,505	8,716	10,027	3.46	6,912	8,992	1,655	119	18,522	271,109	145,733	
食品・水産	宝ホールディングス	190,525	64	19,814	103,999	79	37		28	682	7,255	120	12	3,288	8,334	
食品・水産	日本ハム	953,616	18	99,158	103,981	380	184		141	3,412	36,313	599	59	16,359	41,711	
食品・水産	日本水産	481,574	34	50,017	103,862	135	93		71	1,723	18,338	303	30	8,261	21,064	
食品・水産	マルハニチロ HD	828,715	22	86,032	103,813	191	180		123	2,985	31,557	521	51	14,216	36,248	
食品・水産	キリンホールディングス	2,177,802	11	219,570	100,822	1,314	420		323	465	82,929	1,369	135	37,358	95,257	
食品・水産	キッコーマン	285,690	54	28,761	100,673	118	55		42	73	10,879	180	18	4,901	12,496	
食品・水産	明治ホールディングス	1,106,645	15	110,920	100,231	292	148		53	135	42,140	695	69	18,984	48,405	
食品・水産	日清製粉グループ本社	443,728	40	44,295	99,825	142	86		66	41	16,897	16	28	7,612	19,409	
食品・水産	ニチレイ	438,111	42	43,727	99,807	162	52		65	49	16,683	14	24	7,515	19,163	
食品・水産	サッポロホールディングス	387,534	47	38,672	99,790	101	75		57	29	14,757	30	24	6,648	16,951	
食品・水産	日本たばこ産業	6,134,695	1	610,216	99,470	513	1,183		910	256	233,605	94	87	105,236	268,331	
医薬品	アステラス製薬	974,877	20	93,633	96,046	160		0.00	116	43	253	7	9,810	17,378	65,865	
医薬品	中外製薬	428,947	45	41,170	95,978	81		0.07	8	25	111	1	4,316	7,646	28,981	
繊維	帝人	765,840	26	72,810	95,072	2,229	106	0.03	1,777	2,947	30,174	443	5,816	7,953	21,385	
窯業	住友大阪セメント	195,089	70	17,064	87,470	5,332		0.00		8,660	721	5	2,346			
医薬品	塩野義製薬	278,502	59	24,334	87,375	105	0.05		127	208	72	3	37	4,965	18,816	
医薬品	第一三共	952,105	24	82,356	86,499	226	0.00		226	56	247	20	2.8E+08	16,972	64,327	
医薬品	協和発酵キリン	309,111	55	26,462	85,608	999		0.04	350	375	67	84	2,592	4,592	17,404	
化学	宇部興産	549,556	37	46,471	84,562	9,257	421	0.58	260	15,830	2,612	23	3,295	7,044	7,729	
食品・水産	味の素	1,170,876	19	99,001	84,553	2,339	226		145	3,491	44,581	613	73	13,390	34,143	
化学	日本化薬	141,032	81	11,775	83,492	74	478	0.18	59	19	10	6	1,268	790	6,380	
繊維	東洋紡績	318,773	57	25,166	78,947	799	44	0.01	618	875	10,466	77	84	3,310	8,893	
窯業	日東紡績	87,107	95	6,213	71,328	137		0.00		4,640	386	2	1,048			
窯業	TOTO	421,929	53	29,531	69,991	98		0.00		22,476	1,872	10	5,075			
化学	東ソー	628,706	46	39,489	62,810	6,183	1,331	0.28	263	6,972	1,208	27	3,884	3,540	16,081	
食品・水産	アサヒビール	1,472,468	21	91,415	62,083	165	284		218	53	13	925	91	25,259	64,406	
窯業	太平洋セメント	728,581	38	44,858	61,569	12,823		0.00		20,023	3,233	17	8,763			
繊維	三菱レイヨン	365,047	62	21,734	59,537	1,106	51	0.01	2,006	1,275	356	194	2,772	3,791	10,184	
化学	旭化成	1,433,595	25	79,660	55,566	4,677	285	1.81	3,525	3,464	769	61	4,022	50,303	12,553	
化学	三井化学	1,207,735	31	62,924	52,101	5,858	325	0.03	3,369	3,788	1,166	51	7,501	18,034	22,832	

出典：ICU科研費研究JEPIX実証プロジェクトチーム(とりわけ牧野廉氏のイニシアティブによる集計と作表)

5 まとめと展望

図表4は日経平均組み入れ全225社の総括評価表の1ページ目であるが、化学、食品・水産、医薬品などが非常に近いゾーンにかたまってランキングされていることからわかるように、業種別にみると、特別な知識のない一般のステークホルダーにとって、比較的に理解しやすいランキングとなっている。

このような、JEPIX2000とSHMAKグローバルマクロソフトという明確な手法とソフトによって達成された、一般のステークホルダーの理解可能性の高いランキングデータの提供を大学、研究機関、NGOなどが積極的、自発的に行うことにより、(PRTR法において発見できたような)環境情報開示の環境マネジメントへのフィードバックが可能になることは、さほど不思議な出来事ではないと考える。

それは、既述のように、ランキングデータは理解しやすく、新聞やテレビなどのマスメディア情報と競争可能に人々の興味と関心を引きつけやすく、そして人々の抱く<好悪の感情が投影した情緒的企業イメージ>に容易に結びつくからである¹⁵⁾。

現在の環境報告書は、理解可能性が低く、恣意性が強いことからステークホルダーに興味を抱かれにくく、たとえ情報の欠落の問題が解消しても、ステークホルダーに情緒的アピールを与えることはいまだ困難で、したがって既述したジレンマの決定的な改善には結びつかないことが危惧される。また、欠落データの提供自体、企業にとってはいわゆる開示(したため生ずる、追加的)リスクを想起させ、現在の開示レベルから短期間のうちに開示レベルを上げることも困難な状況である¹⁶⁾。

とすれば、このような単一測定単位と推定計算を伴うランキング情報を、大学や研究機関、NGO・NPOが積極的に作成して開示することは、開示企業とステークホルダーを結ぶ、有用な橋渡しとなる可能性が大きいのではないだろうか。もちろん、言うまでもないが、これらの団体が権威と信用を有することが、このようなシナリオ具現の基礎的条件となろう。その意味で、現在はこのような可能性を探求する出発点に過ぎないといえることができる。

注

- 1) わが国でも諸外国でも環境・CSR・サステナビリティなどに全面的あるいは部分的に関わる、さまざまな名称をもつ報告書が主にアニュアルベースでハードコピーあるいは電子媒体で発行されており、かつてのような純粋な環境報告書は現在のところむしろ少ないが、本稿では報告内容の実質面と簡便性を重視して、あえて複雑な表記を使用せず、それらの諸報告書の環境データに関する部分をさして、一括して「環境報告書 (Environmental Report)」と呼称する。
- 2) 本稿では紙幅の関係で引用できないが、筆者自身の90年代に行った一連のヒアリングによれば、わが国企業の環境マネジメント・情報開示の普及は、企業を含む国民一般の環境意識の向上によってなされたも

のではなく、現実には、EUなどからの外圧・経済産業省と環境庁（環境省）・企業の強固な横並び意識の3点セットによって達成されたのが現状である。環境報告書は、したがって、当初よりだれに向けてなんのために作成されているのか不明確であり、この国際的に見て奇妙な状況は、本来あるべき、より高度な環境情報の利用が今日に至るまで根本的には達成できない重要な一因となっている。

- 3) 投資家の財務的意思決定支援を主たる任務とする財務情報を必ずしもすべての消費者や一般市民が利用するわけではないが、環境情報の想定される利用者は広い裾野をもち、消費者・投資家・地域住民・一般市民を含む、およそすべてのステークホルダーを対象とし、原理的には財務情報に比べてはるかに膨大な情報利用者が想定される。
- 4) 企業の正統性と環境情報に関しては、向山（1994）と國部（1995）の優れた先駆的研究があり、正統性のアカウンタピリティとの関連が論じられているが、本稿では、レピュテーションとの関連を重視している。
- 5) 正統性に対する概念としての、あるいは正統性の類似概念としての「レピュテーション (reputation)」を論じるとき、一般的に言って、以下のような両者の差異を際立たせることが可能である（山田，2008，p. 90）。(1) 正統性は規制的、規範的、もしくは認知的・文化的な制度に従うことにより社会に受け入れられることであるのに対して、レピュテーションは規範、規制もしくは認知的な側面を含む組織間における多様な属性の社会的な比較である（原文は「正当性」を使用、(2) も同様）。(2) 正統性は「資格がある」会計士を表す概念であるのに対して、レピュテーションは弁論に適した「有能な会計士」までを表す概念である。さらに、山田（2008）においては、正統性とレピュテーションは、そもそも研究のルーツが異なり、正統性は社会学や経済学（そしてもちろん政治学・筆者注）といったオーソドックスな学問領域で発達したため、今日まで理論研究にとどまり、それに対して、比較的後発のレピュテーションに関する研究は「実践的な方法論」を志向するものであり、ここからして、さらなる研究の発展の可能性があると考えられる。正統性とレピュテーションのこのような区別と位置づけは妥当性を有するが、本稿では「権威による支配・承認を受け支配するための資格要件＝正統性」と「企業の魅力に対するステークホルダーの評判・名声＝レピュテーション」というこの両者の見かけ上の相違を超えた、基本的、本質的アプローチの類似性を指摘したい。
- 6) 翻れば、ヨーロッパの環境会計の嚆矢をなす、ミュラー＝ヴェンク (R. Müller-Wenk) のエコロジー簿記の環境会計システムの1973年の提唱においても、ここで指摘した情緒的アピールは、「外部環境会計の成立要件としての〈社会的圧力の市場〉の機能」という鋭い指摘において、すでに予見されていたのである。ミュラー＝ヴェンクは、この〈社会的圧力の果たす機能〉にこそ、環境情報開示の根本的な重要性を見ていたのであり、内部管理環境会計とは異なる情報開示の社会的役割を重視していたのである (Simonis, 1991, pp. 24-30; 邦訳, 18-24頁)。
- 7) 経営における正統性の意味するところについては、宮崎（2001）において詳論されているので深掘りしないが、「政治権力による支配」を裏付けるものこそが正統性であり、権力 (power) を権威 (authority) に変容させるキーが正統性である。政治においては現実には法による支配が正統性支配であり、国民はたとえ不承不承であっても政府の決定に従わざるを得ないのであるが、その根拠としての権威こそが正統性であり、民主主義的政府の支配の根幹をなす概念である。しかし経営において正統性を論ずるときにこのように、支配、権威、血統そして合法性などの政治的諸概念をいたずらに強調することは、得策ではない。正統性を史上初めて正面から議論したヴェーバーは、その主著 *Wirtschaft und Gesellschaft* (1956) 『経済と社会』において、4つの「正統性信念類型」（伝統的、情緒的 affectional、価値合理的、合法的）および3つの「正統性支配」（カリスマ性、伝統、合法性）を挙げ、カリスマ性のもつ強烈なく情緒的アピール>

- を重視した。
- 8) フォンブランとファン・リールは、「レピュテーションがプレミアム製品価格、投入コスト低下を生じさせ、それが利益の向上と業績見通しの向上を生み、さらに株式に対する需要が高まり、時価総額の上昇をもたらすというルート」を強く示唆している。このような連鎖反応が本当に生起するのか、いかなる条件と規模で発動されるのかは今後の実証研究に待つところが大きい。なお、レピュテーションがプラスの影響を与えるとされる「企業価値」は複雑な概念（翻訳書添付の花堂教授の挨拶文）であり、フォンブラン、ファン・リールでは必ずしも明確に扱われていない。よく知られているジェフリー・アーチャーの名著 *Cane and Abel* 『ケインとアベル』では、レピュテーションが短期的利益の対立物として、すなわち長期的利益として扱われる。
 - 9) 例えば、レピュテーションを5%向上させるのに、財務パフォーマンスでは55%の上昇が必要とされるのに、情緒的アピールでは、7%の向上で十分である。
 - 10) ネットにおける情報発信が〈本来の〉環境報告書にリンク先として付随している場合が多い、JEPIX学生グループの稿未掲載の科研費研究の作業で、どこまでを環境報告書としてみなすのか、しばしば問題になった。
 - 11) わが国の環境マネジメント実務の草分けである魚住隆太氏（魚住サステナビリティ研究所代表、前あずさサステナビリティ代表取締役社長）に、環境経営学会グリーン投資市場委員会（委員長：廣瀬忠一郎 国際基督教大学講師）の5年間続く隔月研究会でたびたびのヒアリングを行い、実務サイドの御経験にもとづく、日米の環境NGOの環境情報伝達における「積極的・主体的役割」の重要性や、また環境NGOなどが企業の公表する環境情報を加工して公表する「ランキング情報の社会的影響力の大きさ」などについての貴重な示唆を頂戴した。これは、本稿でいうところのネガティブルートであるが、山本良一教授（国際基督教大学ICUオスマー記念客員教授）の、環境報告書の表彰や受賞が株価に寸分たりとも影響を与えていない（のが残念）、という日頃の主張に対する一つのリアクションになっていると考える。
 - 12) SHMAKグローバルマクロソフトの開発とその詳細については、宮崎（2013）を参照されたい。このマクロソフトの開発には、青山学院大学の熊谷敏教授の御尽力を賜った。
 - 13) 数年前の調査であるが、JEPIXグローバルマクロソフトを使用した総環境負荷企業ランキングにおいて、JTが日経225組み入れ全企業中で第1位（225社中最大環境負荷）であった。その一方で、JTのテレビなどでのイメージ広告は、JTの製品ではなくてJTという会社の（クリーンな）イメージアップに大きな成功を取めている。もちろん、その後、JTがイメージ広告の理想とする状況に近づく努力をしている可能性もあり、この事実をもってJTを非難するには当たらない。
 - 14) 図表中の温暖化ガスから水質汚染に至る4つの環境負荷カテゴリーにおける下線付き数値は、オリジナルの報告書には存在せずSHMAKグローバルマクロソフトが算出した推計数値であり（空欄は、業種上の特性により測定していない環境負荷項目）、エコ・エフィシャンシーは左より6列目のEIP/売上高により順番に記載される（EIP（Environmental Impact Point）＝年度内に発生させた環境負荷なので、一番上から順に下りにパフォーマンスが良くなっていることを表す）。
 - 15) 前出の注11）参照。
 - 16) 「開示（することによる）リスク」の存在が企業のさらなるボランティアな開示を阻んでいることを、廣瀬忠一郎氏（国際基督教大学講師、元キャノン社財務、環境担当部長）が環境経営学会2000年度大会シンポジウムにおいて、率直に発言されていた。

参考文献

- Arthur, J. (1979) *Cane and Abel*, MacMillan.
- Fombrun, C. J. (1996) *Reputation: Realizing Value from the Corporate Image*, Harvard Business School Press.
- Fombrun, C. J. and Van Riel, C. B. M. (2004) *Fame and Fortune: How Successful Companies Build Winning Reputations*, Financial Times Prentice Hall. [花堂靖仁監訳 (2005) 『コーポレート・レピュテーション』 東洋経済新報社。]
- Freund, J. (1966) *Sociologie de Max Weber*, Paris. [小口信吉訳 (1990) 『マックス・ウェーバーの社会学』 文化書房博文社。]
- GOO RESEARCH (2001) 『環境報告書に関する生活者2万人の意識調査』。
- Weber, M. (1956) *Wirtschaft und Gesellschaft: Grundriss der verstehenden Soziologie* (1. und 2. Halbband), 5., res. Aufl., Tübingen. [世良志郎訳 (1995) 『M. ウェーバー経済と社会 支配の諸類型』 創文社；同 (1996) 『M. ウェーバー経済と社会 支配の社会学 I』 創文社；同 (1997) 『M. ウェーバー経済と社会 支配の社会学 II』 創文社。]
- Parsons, T. (1937) *The Structure of Social Action: A Study in Social Theory with Special Reference to a Group of Recent European Writers*, Illinois. [稲上毅, 厚東洋輔, 溝部明男訳 (1996) 『社会的行為の構造 (1-5)』 木鐸社。]
- Parsons, T. (1960) *Structure and process in modern Societies*, Illinois.
- Simonis, U. E. (1991) *Ökonomie und Ökologie – Auswege aus einem Konflikt* -, 6., erg. Aufl. Karlsruhe [宮崎修行訳 (1995) 『エコロジーとエコノミー 環境会計による矛盾への挑戦』 創成社。]
- 北見幸一 (2008) 「コーポレート・レピュテーションとCSR: レピュテーションを高めるCSRに向けて」『国際広報メディア・観光学ジャーナル』 No. 6, 3-22頁。
- 高巖編 (2004) 『CSR 企業価値をどう高めるか』 日本経済新聞出版社。
- 國部克彦 (1995) 「アカウンタビリティと正統性理論」『日本会計研究学会スタディグループ中間報告書 企業会計とアカウンタビリティ概念の拡充』, 44-49頁。
- 櫻井通晴 (2005) 『コーポレート・レピュテーション: 「会社の評判」をマネジメントする』 中央経済社。
- 宮内泰介編 (2006) 『コモンズをささえるしくみ: レジティマシーの環境社会学』 新曜社。
- 宮崎修行 (2001) 『統合的環境会計論』 創成社。
- 宮崎修行・東健太郎 (2013) 「環境報告書における開示情報と株価への影響— 「エコ指標」と「推定計算」開発の取り組み」國部克彦編著『環境経営イノベーション6 社会環境情報ディスクロージャーの展開』 所収, 中央経済社, 147-175頁。
- 向山敦夫 (1994) 「社会関連情報開示の論理の二側面—アカウンタビリティと正統性—」『社会関連会計研究』 第6号, 51-62頁。
- 山田啓一 (2008) 『企業戦略における正当性理論: レピュテーション経営を志向して』 芙蓉書房出版。

<付記>本稿は, 日本会計研究学会・特別委員会「環境経営意思決定と会計システムに関する研究」および日本学術振興会の科学研究費補助金・基盤研究A「環境経営意思決定を支援する環境会計システムに関する総合的研究」(ともに代表: 國部克彦) および国際基督教大学COE平和・安全・共生研究プロジェクトにおけるJEPIX開発を受け継ぐ, アサヒビール学術振興財団助成研究「環境政策優先度指数: 日本版 (JEPIX) の批判的検討による, 理論的に精緻な新JEPIXの創造」(共同代表: 宮崎修行,

熊谷敏)の一部である。日本会計研究学会ならびに科研費研究において、貴重な学術的進歩と交流の機会を与えていただいた神戸大学の國部克彦教授と啓発的な意見を頂戴した参加メンバーに、心より感謝の言葉を述べたい。

(筆者：国際基督教大学教養学部教授)

(2013年9月14日 採択)

【特別論文】

日本における社会関連会計研究の態様

東 健太郎 池田 享誉
大下 勇二 坂上 学
久持 英司 廣橋 祥
村井 秀樹

論文要旨

本研究は、Deegan and Soltys (2007) に倣い、日本における社会関連会計研究は何に焦点を当ててきたのか、日本における社会関連会計研究の集中度はどの程度か、社会関連会計研究において日本の会計研究者の内外におけるプレゼンスはどのような状況にあるのか、といった観点から日本における社会関連会計研究の態様を、これまで出版された論文データをもとに明らかにしようと試みたものである。調査結果からは、当初予想していたほどには研究の広がりは見られず、またこの領域のプレゼンスも直感的に受ける印象ほどは高まってはいることが明らかになった。このことはまた、この領域はまだ成熟しておらず進展の余地があり、今後も発展が見込める領域であるということを示唆している。

1 はじめに

社会関連会計研究は、近年盛んに研究がなされるようになってきている一方で、いわゆるトップ・ティアの研究誌における掲載数はあまり多いとはいえない状況があるとされている。たとえば Deegan and Soltys (2007) は、オーストラリアにおける社会関連会計研究が増大している一方で、ジャーナルに掲載された論文数を見ると、これらの事実を必ずしも十分に反映していないこと、オーストラリアの主要ジャーナルの一つである *Accounting and Finance* 誌には、ほとんど社会関連会計研究の論文が掲載されないことなどを指摘している。

日本においても近年、環境問題やCSRなどの議論が注目を浴び、社会関連会計研究も盛んにおこなわれるようになってきているが、オーストラリアと同様の状況にあるのだろうかとの疑問がわ

キーワード：社会関連会計研究 (social accounting research), 日本の主要会計誌 (major accounting journals in Japan), インパクト・ファクター (impact factor), 頻度分析 (frequency analysis), ネットワーク分析 (network analysis)

く。本研究はDeegan and Soltys (2007) に倣い、①日本における社会関連会計研究は何に焦点を当ててきたのか、②日本における社会関連会計研究の集中度はどの程度か、③社会関連会計研究において日本の会計研究者の内外におけるプレゼンスはどのような状況にあるのか、といった観点から日本における社会関連会計研究の態様を、これまで出版された論文データをもとに明らかにしようと試みたものである。

2 先行研究

一定の領域の研究動向を紹介・分析するという文献は、これまでもいくつか見られてきた。環境会計領域の動向についてだけを見ても、環境財務会計・環境報告については八木(2003)や植田(2011)などがあるし、環境監査の動向については石井(2000)などがある。また、環境管理会計の動向については、國部(2004)や伊藤(2009)などがあり、さらに自治体や大学などの非営利組織における環境会計の動向などについても河野(2007)や大森(2009)などがある。ただし、これらは環境会計の一部のテーマについて扱ったものであり、環境会計全体を扱うものではない。

環境会計領域全体についての研究動向について扱ったものとしては、久持氏による一連の論文・資料がある。久持(2009)はまず、環境会計やCSR会計と呼ばれる領域について、その発展区分を(1)1990年代前半(1990年～1995年)、(2)1990年代半ばから後半(1996年～1998年)、(3)1990年代末から2000年代初め(1999年～2001年)、(4)2000年代前半(2002年～2003年)、(5)2000年代半ばから後半(2004年～2007年)、の5つに分類している。この時代的区分にしたがって、それぞれの区分で公表された論文を一覧にしたものが、久持(2010, 2011)である。これらの資料は、環境会計とCSR会計に領域が限定されており、時期的にも1990年代以降に公表された論文のみを扱っているという点で限定されているとはいえ、本研究を始めるにあたって有用な手がかりを提供してくれた。

しかしながら、社会関連会計という大きな研究カテゴリー全体を俯瞰するような、網羅的・包括的な研究動向については、ほとんど見られない。唯一の例外ともいえるのは、日本社会関連会計学会の創設20周年記念事業として編纂された特別研究プロジェクト(代表:勝山進)による『日本社会関連会計学会の検証—過去・現在・未来—(最終報告書)』(日本社会関連会計学会特別研究プロジェクト, 2010)であろう。本プロジェクトは、「社会関連会計学会設立当時の関心がどこにあったのか、その後の経済、社会の発展にともなって社会関連会計がどのように拡大、深化してきたかを検証すること」(最終報告書「まえがき」より)を目的として発足したものである。最終報告書では、日本社会関連会計学会の沿革や研究について学会の中心メンバーともいえる執筆陣により、「社会関連会計とは何か」という本源的な問題について様々な角度から検討を加え

ている。

とりわけ本研究と関わりが深いと思われるのは、第5章「論文に見る社会関連会計の現状」であろう。ここで論じられているテーマは、大きく「付加価値会計」「CSR情報開示」「環境会計」という3つのテーマに分けられ、それぞれの論者が各論について検討を加えている。さらに、第6章「『社会関連会計研究』掲載文献一覧表」では、それまでに学会誌に掲載された論文がすべて掲載されている。日本社会関連会計学会の経緯をたどりながら、社会関連会計の諸領域がどのように発展してきたのかをうかがい知ることができる。

前述の文献はいずれも、社会関連会計研究の部分的な研究テーマの展開や、時代区分ごとに公表された論文の情報については提供してくれるものの、領域についてはやや偏りがあることと、論文間の「繋がり」といった視点での検討がやや手薄になっている感がある。データが入手できる限り古く遡って調べることはできないだろうか、各領域の栄枯盛衰やトレンドを全体的な視点から俯瞰できないだろうか、各論文間の「繋がり」をもう少しわかりやすく示すことはできないであろうか、といった点についてはまだまだ検討の余地があるように思われる。本研究は、まさにこの部分に焦点を当てて、社会関連会計研究の全体的な研究動向を俯瞰しようとしたものである。

3 社会関連会計研究の領域と日本における会計研究主要誌

3.1 社会関連会計の研究領域

本研究を進めるにあたり、いくつかの問題点が最初に指摘された。まず「社会関連会計」というカテゴリーに属する論文とはどのようなものであるか、言い換えるならば、社会関連会計研究とはどのような研究を指すのか、という点である。「社会関連会計という用語が理解しにくい」(特別研究プロジェクト, 2010, まえがき)と言われるように、その概念を包括的に定義することは簡単ではない。

この点について本論文の執筆メンバーでディスカッションを重ねたが、納得のできる包括的な定義を見出すことはできなかった。結局、実態としてどのような研究が日本社会関連会計学会誌『社会関連会計研究』等で展開されてきたのかを見ながら、各メンバーがそれぞれの見地から主要文献と思しき文献リストを持ち寄り、そこから帰納的にカテゴリーを抽出することに決めた。その結果、暫定的なカテゴリーとして、「社会関連会計」(付加価値会計やCSR等を中心とする会計と社会との関わりに重点を置く領域)、「環境会計・監査」(財務会計・管理会計・監査・経営にかかわらず広く環境に関わる領域)、「公的部門」(政府会計・地方自治体などを対象とする領域)、「非営利組織」(公益法人・NPO・学校・病院などの政府・地方自治体を除いた非営利組織を対象とする領域)の4つを識別し、調査に臨むことになった。

3.2 日本における会計研究の主要誌

また次に問題となったのは、日本における会計研究の主要誌は何かという点である。Deegan and Soltys (2007) は会計主要誌における社会関連会計研究の動向について調査をしているが、日本における主要誌というものを特定しなければ同様の調査をすることはできない。Bonner *et al.* (2006) では、学術誌のランキング付けをおこなった16の研究の調査結果に基づいて、AOS (*Accounting, Organizations and Society*), CAR (*Contemporary Accounting Research*), JAE (*Journal of Accounting and Economics*), JAR (*Journal of Accounting Research*), TAR (*The Accounting Review*) の5誌をトップジャーナルとして位置づけているが、日本においてはそのような学術誌のランキングに関する調査研究がないため、同様の方法で主要誌を絞り込むということができなかった。

そこでまず、学術誌ランキングはどのように決められているのかを理解するため、「インパクトファクター」等のBibliometricsについて調査をおこなった。インパクトファクターの基本的なアイデアは、論文の引用関係に注目するというものであり、たとえば2003年のインパクトファクターは、「2001年と2002年の論文の2003年の論文への引用」÷「直近の2001年と2002年に出版された論文数」という形で求める¹⁾。単純に考えると、このインパクトファクターが高い学術誌を、会計学研究の主要誌としてとらえることも出来る。しかしながら日本においては、論文の引用関係を調査・公表している機関が存在していない。また、そもそもインパクトファクターが論文の重要性を計る尺度として適切かどうかについては、この指標を考案したガーフィールド (E. Garfield) 自身が否定していたり (窪田, 1996)、近年その弊害も多く指摘されていたりすることもあり (岩手医科大学附属図書館, 2005)、議論の余地があることが判明した。

いずれにしても、会計研究の主要誌を何らかの客観的な方法で抽出することはできなかったため、執筆メンバーのディスカッションによる主観的な意見をもとにして決定することになった。その結果、日本における会計研究の主要誌として、『会計』、『企業会計』、『産業経理』の3誌を選択した。理由は、この3誌は歴史も古く、論文数も多く、またほぼすべての会計研究者が何らかの形で関わっていると思われるため、一般性があること等である。他の研究誌については、たとえば『社会関連会計研究』は、社会関連会計分野の論文の割合が100%となるのが最初から分かっているため、そこでの出現割合等を見てもあまり意味をなさないこと、また『会計プロGRESS』は、歴史が浅く掲載論文の本数が少なく、同じくそこでの出現頻度等を見ても意味ある結論を導き出せないと思われたことなどを理由に、外すことになった。

4 リサーチクエスションと調査対象データ

本研究では、以下の3つのリサーチクエスション (以下RQと略) を設定し、調査研究すること

にした。

RQ1：日本における社会関連会計研究は、何に焦点を当ててきたのか？

RQ2：日本における社会関連会計研究の集中度（すなわち社会関連会計研究に携わる個々人の所属するグループは大きいか小さいか）ほどの程度か？

RQ3：社会関連会計研究において、日本の会計研究者が内外でどのようなプレゼンスを持ってきたか？

RQ1で調査対象とした文献は、国立情報学研究所が提供するCiNii（NII論文情報ナビゲータ）から入手可能な論文とし、いくつかのキーワード・著者名をもとに社会関連会計論文を抽出したデータを用いている。キーワード・著者名として用いた用語は、以下のとおりである。

マテリアルフローコスト会計, MFCA, 排出権+会計, ライフサイクルコストニング+環境, 自治体+バランスシート, 病院+原価計算, CSR+会計, アカウンタビリティ+会計, 社会責任+会計, 付加価値会計, 社会会計, 社会関連会計, 環境会計, 非営利組織会計, 非営利会計, 医療会計, 公会計, 公益法人会計, 政府会計, 学校法人会計, 宗教法人会計, 非営利+監査, 学校法人+監査, 自治体+監査, 環境会計, 自治体会計, 歴代会長経験者および理事の方々の氏名

上記のキーワードで抽出した結果、文献リストの論文数は5,476篇となったが、このリストには重複論文、社会関連領域とは明らかに異なる論文、会計領域とは明らかに異なる論文、書評、ワーキングペーパー等が含まれているため、それらを精査して除外することにした。更に、年度別の比較を考慮して、情報が揃う1950年～2010年の61年間に公表された論文に絞り込み、最終的に3,956篇の文献リストデータベースを作成した。なお、RQ2についても、基本的に上記の文献リストデータベースを利用して調査をおこなっている。

RQ3では、日本の主要会計研究誌ということで、『會計』、『企業会計』、『産業経理』の論文データを、やはりCiNiiより抽出して調査することにした。

5 RQ1の調査方法と調査結果

RQ1「日本における社会関連会計研究は、何に焦点を当ててきたのか？」という問題については、既に述べたように論文のカテゴリーを「社会関連」、「環境会計・監査」、「公的部門」、「非営

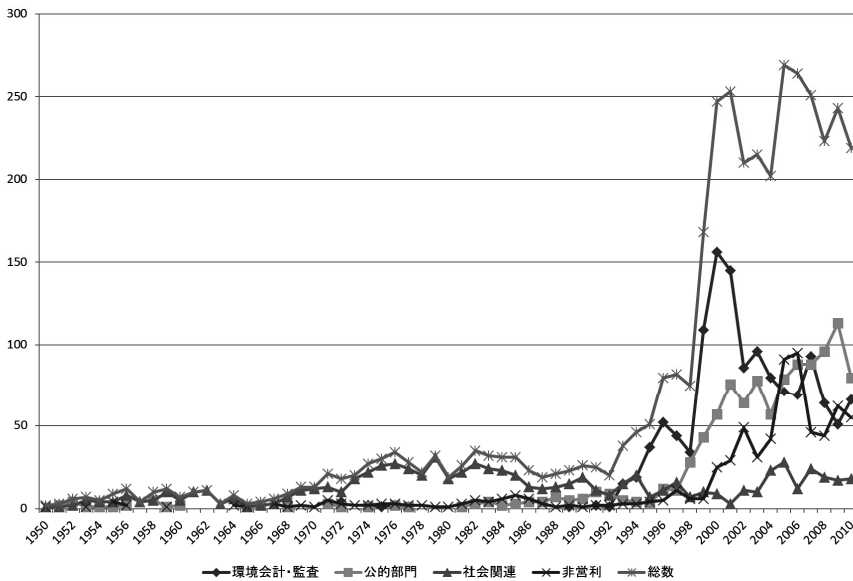
利組織」の4つに大別し、さらにそれぞれに以下のサブカテゴリーを設定し、これらの内容を持つ論文の出現頻度の調査をおこなった。

<p>【社会関連】 社会関連会計，社会会計，付加価値会計，社会責任・アカウンタビリティ，の4つ</p> <p>【環境会計・監査】 環境会計，環境監査，MFCA，その他，の4つ</p> <p>【公的部門】 政府会計，自治体会計，自治体監査，の3つ</p> <p>【非営利組織】 病院，学校，公益法人，その他の非営利組織，の4つ</p>
--

5.1 社会関連会計研究全体の推移

最初に，社会関連会計研究に関する論文全体の過去61年間の推移を見てみることにしよう(図1)。

図1 社会関連会計研究の論文全体の推移



1970年代半ばから1980年代にかけては，付加価値会計に関する論文が多く見られ，全体の論文数とほぼ等しいことが分かる。また環境会計・監査に関する論文が1994年頃より増え始めるが，2000年前後より爆発的に増えている。これは当時の環境庁より公表された『環境会計ガイ

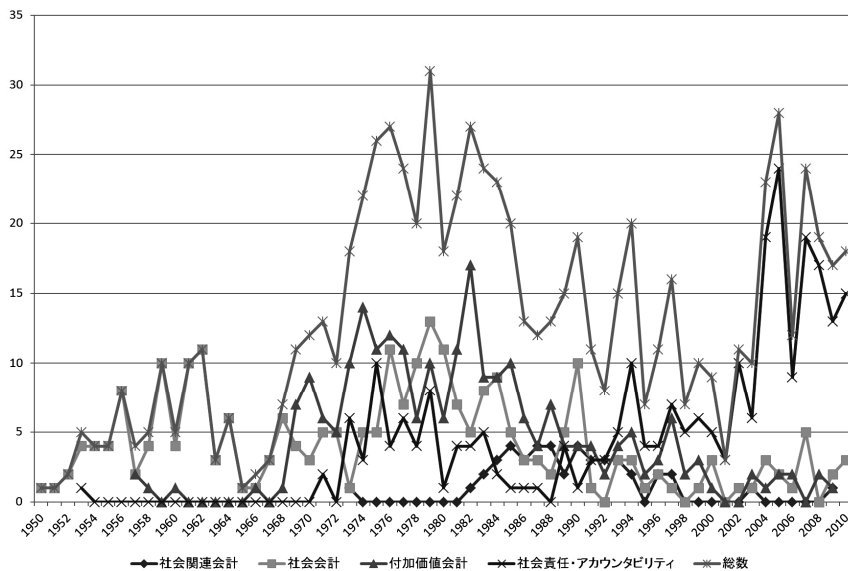
ドライン』の影響によるものと推察される。2000年はまた公的部門の会計研究が増え始めた時期でもあり、2000年を境に社会関連会計研究が大きく増大したことを物語っている。なお病院など非営利組織の会計研究については、2005年頃に大きな山がありその後減少しているが、コンスタントに論文が公表されている。

論文公表数の推移で見て気になるのは、2003年頃より環境会計・監査に関連する論文の公表数が減少傾向にあることであり、公的部門の会計研究を下回っていることである。これは執筆メンバーの持っているイメージとは大きく離れているものであるが、逆にいえば2000年前後の爆発的な論文数が異常なだけだったのかもしれない。

5.2 「社会関連」カテゴリーの論文の推移

次に「社会関連」のカテゴリーに属する論文の推移を見てみることにしよう（図2）。

図2 「社会関連」カテゴリーの論文の推移



かなり早い段階から「社会会計」（SNA等のマクロ会計を含む）に関する論文が多く見られることが分かる。社会会計という分野は、1990年代以降は少なくなっていくものの、細々と続いていることが分かる。

1970年代半ばから1980年代半ばにかけては付加価値会計が多く、またこのカテゴリーの論文が最も多かった時期とも重なっている。この隆盛を受け、1988年に日本社会関連会計学会が発足したという時代的な背景がよく読み取れる。

また2005年以降は社会責任やアカウンタビリティに関する論文が増大していることが分か

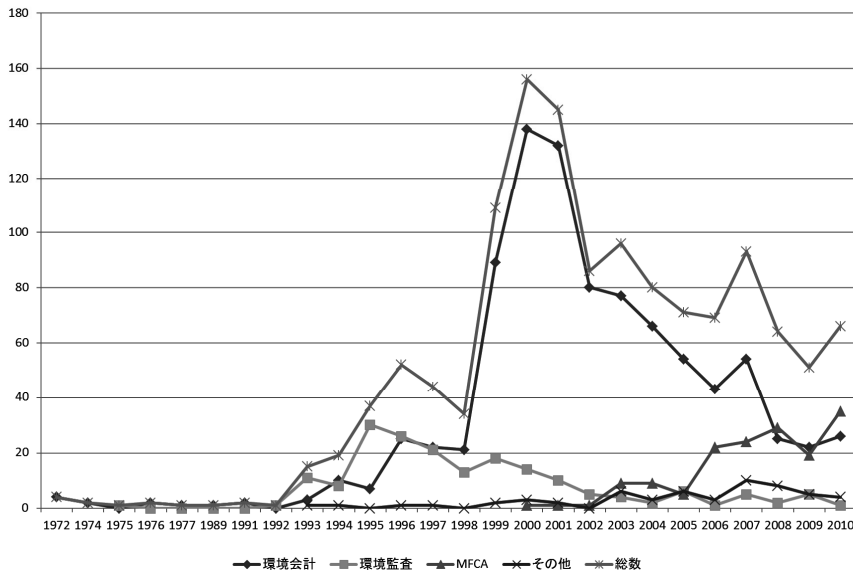
り、近年のCSRに関する関心の高さを反映していることが分かる。

「社会関連会計」自体をキーワードにした論文は、1980年代から90年代に見られたが、2000年代以降はほとんど見られなくなっている。社会関連会計という領域を包括的にあつかうことの難しさがあるのと同時に、この領域のテーマが細分化し広がりを見せていることの証なのかもしれない。

5.3 「環境会計・監査」カテゴリの論文の推移

続いて「環境会計・監査」のカテゴリに関する論文の推移を見てみよう（図3）。

図3 「環境会計・監査」カテゴリの論文の推移



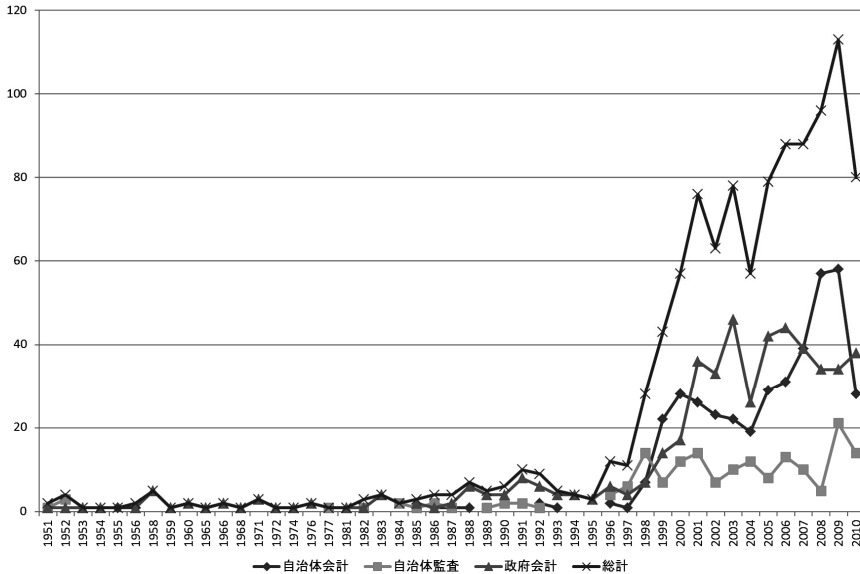
この図を見ると、当初は「環境会計」よりも「環境監査」の方が多かったことが分かる。2000年をピークに環境会計が爆発的に増大しているが、これは当時の環境庁による『環境会計ガイドライン』の公表の影響を受けたものであろう。

その後すぐに減少に転じているが、おそらく2000年前後の爆発的な増加は環境会計の専門家以外の様々な分野から環境会計に関する論文が公表されたことを物語っているのではないかと思われる。近年の注目すべき動向としては、2006年頃よりマテリアルフローコスト会計に関する論文が増えていることであり、2010年には単純な環境会計の論文を凌駕し、環境会計・監査のカテゴリの約半数を占めていることが分かる。

5.4 「公的部門」カテゴリーの論文の推移

続いて「公的部門」のカテゴリーの論文の推移を見てみよう（図4）。

図4 「公的部門」カテゴリーの論文の推移

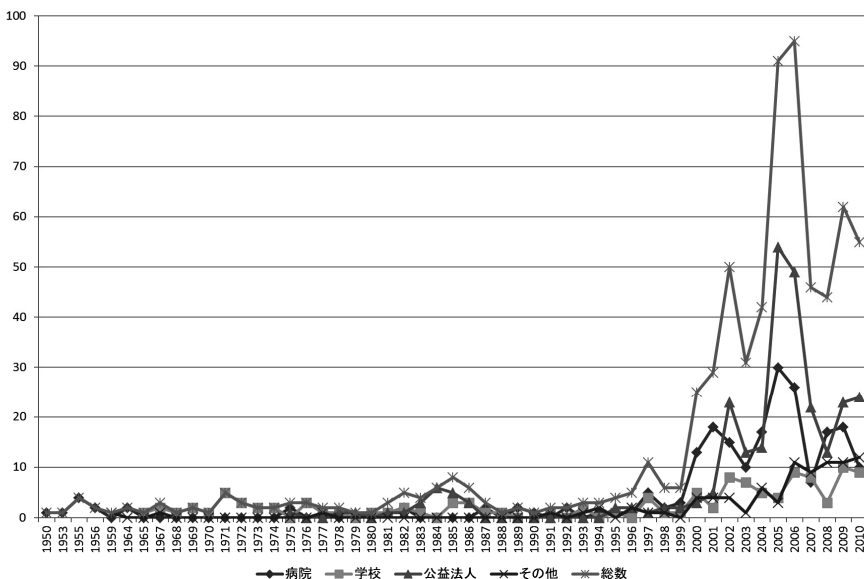


最初は少ないながらも政府会計に関する論文が多かったが、1990年代末より自治体会計・自治体監査が増えており、公的部門が政府から自治体へと移行していることが理解できる。

5.5 「非営利組織」カテゴリーの論文の推移

最後に「非営利組織」のカテゴリーの論文の推移を見てみることにしよう（図5）。

図5 「非営利組織」カテゴリーの論文の推移



2000年代に入り論文数が増え、2005～2006年にピークが見られるが、公益法人制度改革の影響と推察される。

以上の結果を見て、RQ1「日本における社会関連会計研究は、何に焦点を当ててきたのか」という問いに対する結論としては、以下の4点にまとめることができるであろう。

- 当初は、「付加価値会計」という形で始まり、やがて様々な領域へと広がった。
- 21世紀に入り、環境会計分野が爆発的な増大を見せるものの、2年後には減少傾向に転じている。
- 同じく21世紀に入ると、政府会計・非営利会計の分野が順調にその数を伸ばしている。
- 少し前までは病院会計や公益法人会計などの方が多かったが、最近では自治体会計など公的部門の論文が最も多くなっている。

6 RQ2の調査結果

6.1 「ヤマガミ数」の導入と社会関連会計研究の広がりへの調査

RQ2「日本における社会関連会計研究の集中度はどの程度か？」という問題については、社会関連会計分野の研究者間の関連を明らかにするため、本研究においては「ヤマガミ数」(Yamagami number)の導入を試みた。これは数学領域における共著者関係を示す「エルデシュ数」(Erdős number)、あるいは映画俳優における共演関係を示すベーコン数(Bacon number)に相当するものである。ヤマガミ数とは、山上達人先生を起点とした研究者間の共著関係を辿ることで、山上先生とどれだけ近いかを表す指標ということになる。ヤマガミ数が小さいままにとどまっていれば、研究の集中度が高いということになり、反対にヤマガミ数が大きく伸びているのであれば、研究の集中度が低く、多くの研究者に広がりを見せていることになる。

エルデシュ(Paul Erdős)は、ハンガリーのブダペスト出身の数学者で、生涯に1,475篇もの論文を書いたことで知られる(Hoffman, 1995)。ある者が新たにエルデシュ数を得るためには、すでにエルデシュ数が与えられている者と共著で論文を書かなければならない。エルデシュ自身はエルデシュ数0を持ち、エルデシュとの共著がある者はエルデシュ数1が与えられる。エルデシュと共著のある者との共著論文を書いた者にはエルデシュ数2が与えられる。エルデシュ数のネットワークは、グラフ理論の「協力グラフ」(Collaboration Graph)として表現される(Orkland University, 2010)。

数学領域における状況を見ると、当初はジョークのようなところから始まったエルデシュ数であるが、大規模な調査が行われており、「エルデシュ数プロジェクト」の2004年7月時点の調査によれば、単著のみの論文しかない者は約84,000名、共著の論文はあるがエルデシュ数を持って

いない者は約50,000名であった。また、エルデシュ数を持つ者は約268,000名おり、その最大値は13、中央値は5、平均値は4.65であり、エルデシュ数が8以内の者で、エルデシュ数を持っている者の99.5パーセント超を占めている (Orkland University, 2011)。

エルデシュ数のネットワークにおいて、頂点であるエルデシュを起点として、8次の隔たりで99.5%超の数学者に辿りつくということは、いわゆる「スモール・ワールド・ネットワーク」(Watts and Strogatz, 1998) を形成していると見てよい。したがって、同様の状況が日本の社会関連会計研究領域でも見られるかどうか、目下の関心事となる。

作業としては、まず山上達人先生を「ヤマガミ数0」とし、共著のある研究者に対して「ヤマガミ数1」を付与することから始めなければならない。しかしながら、この段階で大きな問題に突き当たってしまった。CiNiiでの検索結果では、山上先生と共著で論文を執筆している研究者を見つけることができなかったのである。このため、「ヤマガミ数1」だけは、緊急避難的に、書籍の共編著者として名前を連ねている著者をカウントすることにした。その結果、ヤマガミ数1を持つ著者は、以下の7名であった。

【ヤマガミ数1：共著書で調査】

青木 脩	飯田修三	小川 洌	菊谷正人	國部克彦	高橋敏朗
向山敦夫	(7名)				

続いて、上記7名のヤマガミ数1の所持者と共著論文のある研究者を、CiNiiで入手できる論文を対象として調べることにした。

この際、これも変則的になってしまうことになるが、社会関連会計研究のみを抽出した文献リスト内ではなく、CiNiiから入手できる論文すべてを調査対象とした。これは日本においては共同論文という形で執筆することが少ないため、ヤマガミ数2の該当者の数がこの段階ですでに極端に絞られてしまうからである。

ヤマガミ数1に続き、ヤマガミ数2についても、やや変則的に対象を広げてカウントしなければならないという状況は、社会関連会計という領域の研究の広がりや、まだ十分でないということを暗示していると言えるだろう。この原因は、社会科学全般に言えることかもしれないが、会計研究において共著論文がとりわけ理系の領域に比べ少ないということによるという事情が大きく影響しているといえる。このような日本の状況に対して、海外のトップジャーナル (AOS, CAR, JAE, JAR, TAR) に掲載される論文は、共著者が多い印象がある。この点については査読制をとっていることと、それが海外において昇進時の評価として使われているという事情があるものと思われる。この点については、後ほど詳しく検討することにする。

対象範囲をCiNii全体に広げた結果、ヤマガミ数1を与えられた研究者は、以下の77名であった。

【ヤマガミ数2：CiNii全体で調査】

依田俊伸	稲岡 稔	稲村昌南	稲葉 敦	羽田野洋充	碓氷悟史
岡野 浩	下垣 彰	下崎千代子	河口真理子	角田季美枝	宮本 武
栗山浩一	君塚秀喜	古庄 修	古川 勝	古川芳邦	江尻 良
黒沢敏朗	忽那憲治	今福愛志	根本泰司	佐藤倫正	坂上雅治
坂上 学	三沢 清	山田 朗	山名武史	篠原阿紀	篠崎良夫
柴 健次	小川徹朗	小島敏宏	植田和弘	水野一郎	杉原信男
生駒和夫	西谷公孝	西野芳夫	石原裕也	石山 宏	石川博行
石津寿恵	占部都美	川原千明	川村雅彦	前川道生	足達英一郎
太田雅晴	大床太郎	大西 靖	竹原正篤	竹内憲司	中島道靖
長尾信次	鳥辺晋司	田中 至	田中利太	東田 明	内野正昭
二宮英徳	白井 純	品部友美	冨増和彦	副島正雄	柄澤康喜
北田皓嗣	堀口真司	湊 晋平	木村幸信	野崎進也	野田昭宏
梨岡英理子	鈴木 新	鷲田豊明	藤近雅彦	伊坪徳宏	(77名)

さらに上記のヤマガミ数2の所持者と共著論文があり、ヤマガミ数1～2に該当しない研究者を、CiNiiから抽出した社会関連会計研究の文献リストデータベースを対象として調査した。調査の結果は、以下の15名である。

【ヤマガミ数3：文献リスト内を対象として調査】

安城泰雄	延原泰生	塩谷明広	岡 照二	岡田 斎	山田明寿
小林 充	石坂和明	石田恒之	川村雅彦	張 志仁	天王寺谷達将
本澤裕起子	木村麻子	立川博巳	(15名)		

ヤマガミ数3の段階で数が大きく減少に転じたのは、ヤマガミ数2の共著者の大半は既にヤマガミ数1もしくは2を所持している著者であったためである。山上達人先生を起点としてカウントする場合、このあたりで既に共著者関係が概ね網羅されてしまっているということを示している。

さらに続けて、ヤマガミ数3の所持者との共同論文があり、ヤマガミ数1～3に該当しない研究者を、CiNiiから抽出した社会関連会計研究の文献リストデータベースを対象として調査した。調査の結果は以下の2名であった。

【ヤマガミ数4：文献リスト内を対象として調査】

Burritt Roger	Reyes Maria Fatima	(2名)
---------------	--------------------	------

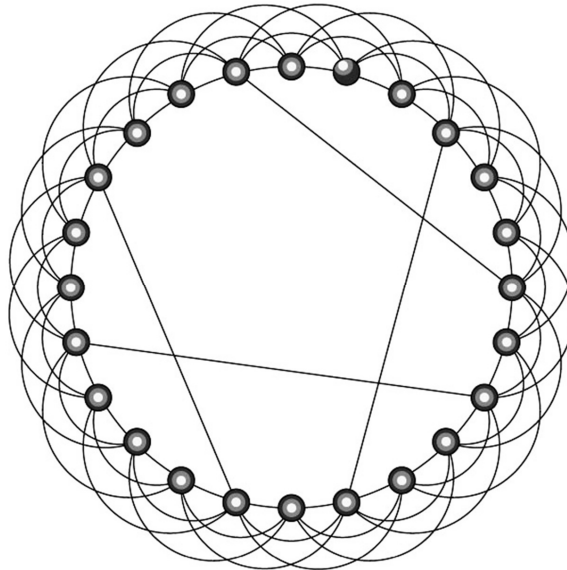
ヤマガミ数5を調査したが、該当者は0名で、ヤマガミ数の最大値は4であることが判明した。

ヤマガミ数の調査結果は、ヤマガミ数1の著者が7名、ヤマガミ数2の著者が77名、ヤマガミ数3の著者が15名、ヤマガミ数4の著者が2名であり、ヤマガミ数5の著者は今回の対象データからは発見することができなかった。このことの含意について、検討することにしたい。

共著者関係のみで見ると、社会関連会計領域の研究者ネットワークは、Watts and Strogatz (1998) のいう「スモール・ワールド」を形成していないことを強く示唆している。スモール・ワールドとは、たとえば人間社会のネットワークがそれに該当し、概ね6次の隔たりでかなりの部分をカバーできてしまうようなネットワーク関係にあることを意味する概念である (Milgram, 1967)。ネットワークがスモール・ワールドを形成するためには、隣接するノード (節) 同士を結びつけるリンクの他に、隣接関係のリンクを大きく飛び越えるショートカットがある程度、存在しなければならない。たとえば典型的なスモール・ワールドのネットワークは図6のような形状をしている。

この図ではショートカットが4本描かれているが、このショートカットが少なければ現実世界とよく似たネットワークを形成することにはならず、ネットワークの広がりを持たなくなってしまう。また逆に多すぎるとランダム・ネットワークとなってしまう、世界中の誰とでも少ない隔たりでつながってしまうという非現実的なネットワークを形成することになってしまう。

図6 Solvable model of a small-world network



出所：Strogatz (2001)

ヤマガミ数が4で途切れてしまった理由を考えると、概ね以下の3点の理由が考えられるであろう。

- 日本においては論文を共著で執筆する慣習が少ない
- この領域の研究は、まだ十分に成熟していない
- 小さな研究グループが点在し、グループ間の共同作業が少ない

最も考えられそうなのは、最初の「共著の慣習が極めて少ない」というものであるが、今回調査対象とした文献リストデータベースの共著の割合を見てみると、3,958篇のうち424篇で10.7%（つまり単著率89.3%）であることから伺い知ることができる。しかしながら、もしかしたらこの文献リストデータベースのサンプルにバイアスがある可能性も否定できない。

そこで、会計研究全体の傾向を『産業経理』の論文データを用いて検証することにした。『産業経理』の2010年までに掲載された全論文9,288篇のうち、共著論文をカウントすると196篇しかなく、わずか2.1%に過ぎない。単著率はなんと97.9%にまで達する。共著論文が少ないとはいえ、会計研究全体の傾向からすれば、社会関連会計領域では、共同論文はむしろ多い方なのかもしれないという意外な結果となった²⁾。

単著率が高い背景には、査読誌が少ないというものがあるかもしれない。海外では昇進時の評価項目として、ファースト・ティアかセカンド・ティアといったインパクトファクターの大きな査読誌への掲載ポイントが大きいと聞く。しかも単著論文でも共著論文でも、同じく1篇とカウントするという事情があるため、少しでも有利に働くように共著で論文を書こうという強力なインセンティブが背後にあることは間違いない。

インパクトファクターを考案したガーフィールド自身が、掲載誌のインパクトファクターを個人の評価等に用いることに否定的であることに加え、既に述べたようにインパクトファクターはあくまでその雑誌の直前2年間の引用率であり、研究テーマの流行度や同じ号にスター論文が掲載されたなどの偶然性によっても変わるもので、その研究者の投稿した論文1篇の影響力を量ることはできないはずである（岩手医科大学附属図書館、2005）。したがって個人の昇進評価に現実的にインパクトファクターが用いられているという誤用が、共同論文を増やす傾向をもたらしているのはなんとも皮肉なことである。したがって共著者関係によって、「研究の広がり測る」ということ自体については、やはり一定の限界があることは否めないことも事実である。

6.2 論文篇数別の著者数の調査

RQ2「日本における社会関連会計研究の集中度はどの程度か？」という問題について、別の指標で見てみることにしよう。社会関連会計研究が、一部の研究者に集中しているのか、それとも多くの研究者に広がりが見られるのかについて、文献リストデータベースを対象として、論文篇数別の著者数について調査をおこなった。

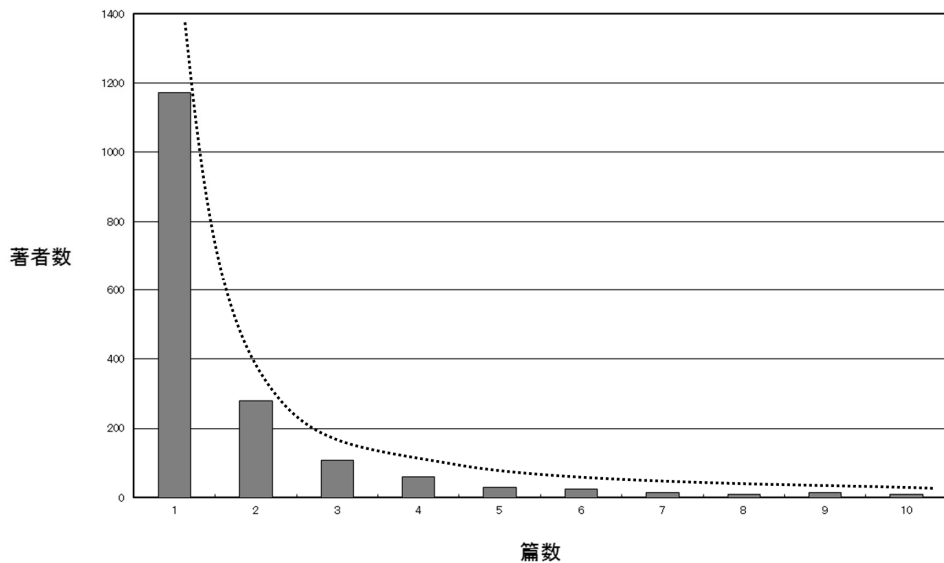
文献リストデータベースに名前が出現する著者数は1,793名で、共著論文を重複カウントすると論文の延べ総数が4,681篇となる。このうち、論文を3篇以上執筆している著者の割合が19.02%

で、この約2割弱の著者が2,950篇の論文（延べ数）を執筆しており、全体の63.02%を占めている。2篇以上の論文を執筆している人は全体の34.58%で、全体の74,94%（3,508篇）の論文を執筆しており、残りの65.42%の著者（1,793人）は、1篇しか執筆していないことになる。以下に論文篇数別の著者数を示す。

篇数	1篇	2篇	3篇	4篇	5篇	6篇	7篇	8篇	9篇	10篇
人数	1,173	279	108	60	31	24	15	10	15	10

この数字をグラフ化したものが図7である。グラフを見れば分かるように、パレート分布様の形状をしており、いわゆる2:8理論が成立していることが分かる³⁾。つまり社会関連会計研究は、少数の研究者が集中的に論文を公表しているという実態を観察することができる。

図7 論文篇数別の著者数



論文篇数トップ10の研究者を見てみると、以下のようになる。ただしこの数字は、あくまでも今回の調査対象とした論文リストデータベースの範囲に限定した数字であり、これ以外にも多くの論文を公表している研究者がいる可能性があることを含み置きいただきたい。

- 中原章吉氏（111篇）
- 奥村勇雄氏（108篇）
- 宮崎修行氏（98篇）
- 國部克彦氏（93篇）

- 河野正男氏 (66篇)
- 山上達人氏 (54篇)
- 飯田修三氏・能勢信子氏 (48篇)
- 吉田 寛氏 (43篇)
- 鈴木 豊氏 (36篇)

なお、この10氏だけで、調査対象となった文献リストデータベースの15.06%を占めている。
以上の調査結果より、RQ2「日本における社会関連会計研究の集中度はどの程度か」に対する結論としては、以下のようにまとめることが出来る。

- ヤマガミ数の調査結果から、共著関係だけを見る限り、あまり大きくない研究グループが点在し、各研究グループ間の関係は希薄であることが判明した。
- 論文全体の総数からすると、大多数の研究者は一人で研究をおこない、単著による公表しかしていない。
- Deegan and Soltys (2007) は、オーストラリア地域ではジャーナルに掲載された86本のうち56本 (65%) が9人の研究者に集中しているという状況を報告しているが、日本の状況はやや異なっているようだ。
- ただ査読誌が少ないということが、この差を生み出している可能性がある。

ここでヤマガミ数という指標についての限界について、気がついた点を指摘しておきたい。このヤマガミ数は (エルデシュ数も同じであるが)、単純に「共著」関係 (量的・形式的) だけを見るため、単著主義の慣習と相まって、「師弟関係にある」とか「同じ研究会のメンバーである」といった関係 (質的・実質的) が捨象されてしまう点に問題があると言えよう。論文の「共著関係」のみならず、論文の「引用関係」を調べなければ、研究の態様を正確に把握することができないのではないかというのが、調査をした結果から得られた印象である。

7 RQ3の調査方法と調査結果

RQ3「社会関連会計研究において、日本の会計研究者が内外でどのようなプレゼンスを持ってきたか？」という問題については、まず日本の状況について主要誌における社会関連会計研究の論文数の割合を調査することにした。

日本における会計研究の主要誌として、我々は『会計』、『企業会計』、『産業経理』の3誌を選択した。インパクトファクターのような客観的な指標がないため、この3誌だけを主要誌として

認定してよいかどうかは、最後まで議論となった。

まず『社会関連会計研究』についてはどうだろうか。社会関連会計研究が展開されているという点においては、確かに外すことはできないが、日本の会計研究における社会関連会計研究の位置づけを調査するにあたっては、やはり対象から外すべきであるとの結論に達した。なぜならば、社会関連会計分野の論文の割合が100%となるのが最初から分かっているためであり、調査対象としてはバイアスがありすぎると判断したからである。

また日本会計研究学会の学会誌『会計プロGRESS』については、創刊したのが2000年であり、まだ歴史が浅いため論文の蓄積本数が少なく、そこでの割合を見ても意味ある結論を導き出せないと思われたため、やはり調査対象としては外すことになった。

結果として上述の3誌を選択することになったが、その理由は、他の会計専門雑誌に比べ歴史が古く、それゆえ掲載されている論文数の蓄積が多いことと、ほぼすべての会計研究者が何らかの形で関わるため（たとえばその年に日本会計研究学会の全国大会で報告された論文の多くが掲載される等）、一般性があると判断したからである。この3誌を日本における会計研究主要誌として取り上げることに、大きな異論はないであろう。

以下の表は、主要3誌に公表された社会関連会計論文数とその割合である。

表 主要3誌に公表された社会関連会計論文数とその割合

	環境会計	公的部門	社会関連	非営利	論文数	掲載総数	割合%
會計	42 (21.2%)	34 (17.2%)	103 (52.0%)	19 (9.6%)	198	7,772	2.55%
企業会計	16 (18.0%)	9 (10.1%)	50 (56.2%)	14 (15.7%)	89	13,664	0.65%
産業経理	49 (24.5%)	19 (9.5%)	94 (47.0%)	38 (19.0%)	200	8,424	2.37%

主要3誌の掲載割合を見る限り、社会関連会計研究のプレゼンスは、決して高くはない。最も多いものでも、『會計』の2.55%であり、『産業経理』は同程度の2.37%であるが、『企業会計』に至っては、わずかに0.65%しかない。

しかしながらDeegan and Soltys (2007) が明らかにしたように、Bonner *et al.* (2007) のいう上位5誌 (TAR, JAR, JAE, AOS, CAR) のうちAOSを除く4誌には社会関連会計論文は、全く掲載されていない (調査対象期間は1995~2006) ことを考えれば、欧米の状況ほど悪くないと言えるのかもしれない。

過去61年間の主要3誌における推移を見てみると、『會計』と『産業経理』は、概ねコンスタントに毎年数篇ずつ「社会関連会計」論文が公表されてきたことが分かる。このうち、年に10篇を

超えたのは『会計』で2回あったのに対し、『産業経理』ではゼロであった。

興味深いのは、『企業会計』では、多いときは14篇と10篇を超える年は3回もあったが、掲載されない年も多く、年によって掲載篇数のボラティリティが高いということが観察された。主要3誌の中では、『企業会計』が最も商業誌としての性格が強いということが背景としてあるのかもしれない。なお、2010年に『企業会計』に掲載された社会関連会計領域の論文の篇数は、なんとゼロであった。この年は、IFRSのアドプションが大きな話題となった頃であり、さかんにIFRSに関連する特集が組まれたことの影響と思われる。

なお、今回我々は海外における日本の社会関連会計研究のプレゼンスについては、時間的な制約から、調査することができなかった。ただ言えることは、前述したように、海外の主要5誌においてはAOSを除くと、社会関連会計領域の論文は皆無であり、日本人の研究者のプレゼンス以前の問題として、この領域のプレゼンスが極めて低いということである。

以上の調査結果より、RQ3「社会関連会計研究において、日本の会計研究者が内外でどのようなプレゼンスを持ってきたか」という問いに対する結論としては、以下のようにまとめることができる。

- 主要3誌における掲載割合は、0.65%から最大でも2.55%と、決して高いものではないことが判明した。
- しかしながら世界に目を向けると、上位5誌のうちAOSを除く4誌については、1本も掲載されていないことを考えれば、健闘しているといえるかもしれない。
- 海外から見たプレゼンスについては、今回の調査では分からなかった。

8 研究の総括と今後の課題

近年、環境会計、自治体会計、CSRといったトピックを目にすることが多く、社会関連会計研究は着実に広がりを見せているとの印象がある。しかしながら、実際の数字を見ると、少なくとも量的側面からみた場合、思ったほどの広がりは見られず、またプレゼンスも直感的に受ける印象ほどは、高まってはいることが明らかになった。

このことの含意として前向きに捉えるならば、この領域はまだまだ進展する余地があり、今後も発展が見込める（少なくとも成熟はしていない）領域であるということであろう。今後の社会関連会計研究の更なる発展に期待したい。

最後に、本報告書を締め括るにあたり、本研究の限界と課題について、検討することにした。まず指摘しておきたいのは、調査対象とした3,956篇からなる文献リストデータベースの妥当性についてである。このデータベースは、CiNiiから入手可能な論文に限定されている点である。

たとえば日本社会関連会計学会の学会誌『社会関連会計研究』は、今回CiNiiにすべてが登録されていないことが判明した。この他にも、社会関連会計領域の研究が掲載されている学術誌でCiNiiに登録されていないものが多々あるものと思われる。多くの大学紀要もまた登録されていないが、それらの中に多くの社会関連会計領域の論文が埋もれている可能性を否定できない。

続いて問題点として我々が認識しているのは、調査の対象期間はこれで本当によいのかという点である。主要3誌のデータが入手可能で比較できる期間（1950年～2010年の61年間）に限定したが、『會計』などは歴史が古く、その中に黎明期の社会関連会計領域の論文が埋もれているかもしれない。

また論文のカテゴリー設定の妥当性についても、問題を残している。今回、実態に即して、主として論文の篇数が多いものをピックアップして便宜的に分類しただけである。結果として、我々が漠然と「社会関連会計研究」と認識しているものをただ示したに過ぎないだけであって、見過ごしている重要な領域が他にもあるかもしれない可能性を否定できない。社会関連会計とは何かという根本的な問題から出発し、そこから規範的に領域を特定していけば、より適切なカテゴリーを設定できたかもしれないし、重要であるがまだ手つかずの領域があることを発見できたかもしれない。

今後の研究の展開についても言及したい。今回の研究では、引用関係の数的な側面のみを扱っている。日本の会計研究は、単著主義が徹底しており、共著者関係を調べただけでは、日本における社会関連会計研究の態様を十分に明らかにすることはできなかった。しかしながら共著はしていないものの、研究領域として関係の深い研究者同士のつながりは、文献の引用という形でネットワークが形成されている可能性がある。したがって、「引用関係」に着目した分析の必要性が見出される。

いずれにしても、共著者関係や引用関係といったことから全体の態様を明らかにしようという「社会ネットワーク分析」の手法を用いることは、今後のあらたな研究手法として注目すべきものと考えられる。社会ネットワーク分析は、たとえば小形（2010）等に見られるように、社会関連会計領域にも適用可能性が見込まれる新たな手法であり、今後この領域の研究に応用され、さらなる深化が進展することを期待したい。

注

- 1) ここでの算出方法は、中西印刷株式会社（2012）の説明をもとに2012年のインパクトファクターを求める際の式を示したものである。これで分かるのは、インパクトファクターは毎年更新されていくことと、直近の2年分の動向しか反映していないということである。
- 2) ちなみに他の分野の論文を調べてみると、たとえば『ISOマネジメント』という雑誌を見てみると、全掲載論文1,657篇のうち、共著論文は229篇で13.8%、単著率86.2%ということになる。『ISOマネジメント』に執筆している研究者は、会計領域は少なく、工学系の研究者の割合が多いということも影響しているの

かもしれない。

- 3) 2: 8理論とは、上位20%の働きが全体の80%を占めるといったことが、自然現象や社会現象によく見られる傾向をいう。たとえば売上げの8割は2割の商品によって実現されていたり、働き蟻のうち2割しか実際には働いておらず残りの8割はただ遊んでいるだけだったりすることが観察されるが、これらがその具体的な事例である。

参考文献

- Bonner, S. E., Hesford, J. W., Van der Stede, W. A. and Young, S. M. (2006) "The Most Influential Journals in Academic Accounting," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 31, No. 7, pp. 663-685.
- Watts, D. J. and Strogatz, S. H. (1998) "Collective Dynamics of 'Small-World' Networks," *Nature*, Vol. 393, No. 4, pp. 440-442.
- Deegan, C. and Soltys, S. (2007) "Social Accounting Research: An Australasian Perspective," *Accounting Forum*, Vol. 31, pp. 73-89.
- Hoffman, P. (1995) *The Man Who Loved Only Numbers: The Story of Paul Erdos and the Search for Mathematical Truth*, Hyperion. [平石律子訳 (2000) 『放浪の天才数学者エルデシュ』草思社。]
- Milgram, S. (1967) "The Small World Problem," *Psychology Today*, May 1967, pp. 60-67. [野沢慎司, 大岡栄美訳 (2006) 「小さな世界問題」野沢慎司編・監訳『リーディングス ネットワーク論—家族・コミュニティ・社会関係資本』所収, 勁草書房, 97-117頁。]
- Orkland University (2010) "Information about the Erdős Number Project" *The Erdős Number Project* (<http://www.oakland.edu/enp/readme/>)
- Orkland University (2011) "Facts about Erdős Numbers and the Collaboration Graph" *The Erdős Number Project* (<http://www.oakland.edu/enp/trivia/>)
- Strogatz, S. H. (2001) "Exploring Complex Networks," *Nature*, Vol. 410, 8th March, pp. 268-276.
- 石井薫 (2000) 「環境監査の展開—国際的動向を視野に入れて—」『経営論集』第51号, 東洋大学, 263-279頁。
- 伊藤嘉博 (2009) 「わが国における環境管理会計の展開—マテリアルフローコスト会計を中心とした検討」『環境管理』第45巻第6号, 522-527頁。
- 岩手医科大学附属図書館 (2005) 「インパクトファクターの誤用」『岩手医科大学附属図書館メールマガジン』第7号 (2005. 2. 25号)。
- 植田敦紀 (2011) 「環境報告会計の展開：環境経営と環境会計の相互補完」『専修商学論集』第93号, 51-70頁。
- 大森明 (2009) 「国立大学法人における環境会計の展開」『会計』第176巻第5号, 690-705頁。
- 小形健介 (2010) 「FASB企業結合会計基準設定における投票行動の分析—ネットワーク分析の観点より」『企業会計』第62巻第8号, 1192-1203頁。
- 窪田輝蔵 (1996) 『科学を計る—ゲーフィールドとインパクトファクター』インターメディカル。
- 河野正男 (2007) 「自治体環境会計の現状と新展開 (特集：自治体の環境会計)」『環境管理』第43巻第5号, 433-437頁。
- 國部克彦 (2004) 「環境管理会計実務の普及と展開：日本企業の動向」『国民経済雑誌』第190巻第6号, 53-65頁。

- 中西印刷株式会社 (2012) 「Impact Factor (インパクトファクター)」『中西印刷株式会社ホームページ』
(<http://www.nacos.com/pdf/impactfactor.pdf>)
- 日本社会関連会計学会特別研究プロジェクト (2010) 『日本社会関連会計学会の検証－過去・現在・未来－
(最終報告書)』日本社会関連会計研究学会。
- 久持英司 (2009) 「環境会計の発展と定着」石崎忠司・黒川保美編著『公共性志向の会計学』所収, 中央経済社, 67-80頁。
- 久持英司 (2010) 「わが国における環境・CSR会計論文の一覧 (1)」『駿河台経済論集』第20巻第1号, 89-100頁。
- 久持英司 (2011) 「わが国における環境・CSR会計論文の一覧 (2)」『駿河台経済論集』第20巻第2号, 177-208頁。
- 八木裕之 (2003) 「日本企業における環境会計発展の軌跡」『横浜経営研究』第24巻第1・2号, 51-67頁。

参考Webサイト

国立情報学研究所. CiNii (NII論文情報ナビゲーター), <http://ci.nii.ac.jp/>

- (東：立命館大学経営学部准教授), (池田：青森公立大学経済経営学部准教授)
(大下：法政大学経営学部教授), (坂上：法政大学経営学部教授)
(久持：青山学院大学会計プロフェッション研究科准教授)
(廣橋：富山大学経済学部講師), (村井：日本大学商学部教授)

【スタディグループ中間報告】

CSR実践の現状と将来

—社会関連会計の視点から—

(1) 研究代表者および研究構成員

研究代表者：湯田雅夫（獨協大学）

研究構成員：東健太郎（立命館大学），飯野幸江（嘉悦大学），石崎忠司（松陰大学），石津寿恵（明治大学），上田俊昭（明星大学），大島正克（亜細亜大学），黒川保美（専修大学），上妻義直（上智大学），高瀬智章（広島国際大学），長岡 正（札幌学院大学），宮崎修行（国際基督教大学），村井秀樹（日本大学），柳田 仁（諏訪東京理科大学），山口桂子（秀明大学），吉田武史（横浜商科大学），汪浩（獨協大学院生），堀江美保（サステナビリティ会計事務所，上智大学院生），大坪史治（和光大学）（幹事），松本 徹（専修大学院生）（幹事）以上20名

(2) 研究テーマ

「CSR実践の現状と将来—社会関連会計の視点から—」

(3) 研究目的

CSRは，時代によって基本的な捉え方が異なる。また，国や地域，さらには個々の企業によってもその捉え方は異なってくる。本スタディグループ研究は，こうしたCSRの時代的変容と多様性に対して，歴史，理論，経営，会計，企業実践，情報開示，制度，国際的動向など，多面的な視点から整理をおこない，CSR実践の現状と将来を社会関連会計の視点から明らかにすることを第一の目的としている。

各研究員の専門性を活かしつつ，グループ研究の分業の強みを活用して，膨大な文献整理と多岐にわたるアプローチから考察し，先行研究にはない特色をだしていきたい。

(4) 研究計画

これまで5回にわたり研究会を開催し，研究の方向性，希望テーマのグルーピング作業，および意見交換等をおこなってきた。研究会活動の概要を以下に示す。

第1回研究会（2011年11月19日，専修大学神田校舎7号館）

- ・研究代表者の決定
- ・研究の方向性と内容の検討

第2回研究会（2012年1月13日，専修大学神田校舎7号館）

- ・各研究員の希望テーマ概要の発表
- ・スタディグループのメインテーマについて

第3回研究会（2012年3月16日，専修大学神田校舎7号館）

- ・研究会メインテーマの決定
- ・希望テーマのグルーピング作業と研究会の方向性の検討

第4回研究会（2012年8月10日，専修大学神田校舎7号館）

- ・講演：廣瀬忠一郎先生
「フランス企業における労使関係と経営管理—平常時と非常時の『労働・人権CSR』の視座より—」

第5回研究会（2012年10月19日，専修大学神田校舎7号館）

- ・希望テーマのグルーピングの確認と調整
- ・全国大会中間発表打ち合わせと今後の研究計画について

今後の活動（予定）は，CSR研究者の講演をつうじて協議を重ねつつ，4つのグルーピングにもとづいて，メインテーマの充実と統一を可能な限り図っていききたい。4つのグループと担当者ならびに研究課題（仮）を以下に示す。

G1：CSRの歴史・定義（米国，英国，独逸，仏蘭西，中国，日本）

「CSRの原点」（上田），「CSR研究者の位置づけ」（湯田），「CSRガイドライン・ガイダンスと企業実践」（大坪），「CSRの評価」（石崎），「CSR会計とは何か—CSR数値化と会計—」（山口），「労働分配率の推移」（汪）

関連資料収集：「正規社員・非正規社員の推移」「納税額の推移」「GDPの推移」「貿易収支の推移」「社会的貢献の種類と内容」

G2：CSR情報の現状（米国，英国，独逸，仏蘭西，中国，日本）

「CSRと環境会計」（飯野），「医療サービスとCSR」（石津），「日本の病院のCSRに対する意識と活動」（高瀬），「グリーン物流」（長岡），「中国・台湾のCSR」（大島），「CSR報告書調査」（柳田），「サステナビリティレポートにおける開示情報の有用性評価」（堀江），「正統性とレピュテーション」（宮崎），「環境パフォーマンスと環境情報開示を巡る実証分析」（東），「持続可能な企業経営を実践する企業の現状」（湯田），「制度会計・環境情報」（吉田），「CSRと制度会計」（松本），「特定産業の分析」（上田）

G3：CSR情報に対する各国の動向，国際機関の動向，CSR情報の課題

「フランスのCSRと国際基準」（黒川），「統合報告書・SEC開示」（村井），「制度化問題」（上妻），「CSR情報の将来像」（担当者未定）

G4：先行研究・文献・資料（全員で分担）

「CSRの代表的研究者ならびに業績一覧」, 「CSRガイドライン・ガイダンス一覧」, 「主要CSR実践企業一覧」

最後に、研究のほんの一端としてCSR経営に対するいくつかの考え方を示す。

「CSR経営の過去と現在」

- 1 自己利益の追求が社会全体の利益を実現するとする考え
- 2 自己利益の追求と社会全体の利益は一致しないとする考え
- 3 企業活動そのものがCSRを体現しなければならないとする考え
- 4 株主の利益を最優先する企業は発展しないとする考え
- 5 CSRをEU統合強化の手段と位置づける考え

第7回アジア太平洋学際的会計研究学会 (APIRA) 大会記

篠原 阿紀 (桜美林大学)

天王寺谷 達将 (広島経済大学)

第7回アジア太平洋学際的会計研究学会 (The Seventh Asia Pacific Interdisciplinary Research in Accounting Conference : APIRA) は、2013年7月25日から28日にかけて神戸国際会議場において、國部克彦氏 (神戸大学) を組織委員長として開催された。本学会は、*Accounting, Auditing and Accountability Journal (AAAJ)* 誌との共催で、アジア太平洋地域で3年に1度開催されている。第2回大会が大阪で開催されて以降、今回が2度目の日本での開催である。今大会は世界31カ国から317名が参加した。大阪で開催された第2回大会の参加者が133名であったことを考えると、参加者数も大幅に増え、大変な盛会となった。

大会は4日間の日程で行われた。大会初日は、大学院生や大学に職を得て5年以内の若手研究者を対象としたEmerging Scholars Colloquiumが開催された。これには、世界12カ国から47名の若手研究者が参加し、彼らの研究発表に対して14名の世界的な研究者たちが熱心な指導を行った。

大会2日目は國部克彦氏、水谷文俊氏 (神戸大学)、Lee D. Parker氏 (*AAAJ*誌編集長) によるオープニング・セッションで幕を開けた。続いて、藤本隆宏氏 (東京大学)、David J. Cooper氏 (University of Alberta) のプレナリー・セッションが行われた。藤本隆宏氏は、「A Design-Based View of Manufacturing and

Accounting」と題し、設計論に基づいた概念から原価計算の再解釈を試み、設計情報の媒体占有時間を鍵概念とした「全部直接原価計算」の可能性を指摘した。この設計に基づいた概念によると、競争優位性とは、製造についての組織能力および製品・工程のアーキテクチャー間の適合によって生み出されるものであり、そこでは「良い設計情報の良い流れ」を生み出すことが重要となる。また、David J. Cooper氏は、「Accounting and Globalization」と題し、国際的な会計規制および業績評価システムの普及という2つの分野のレビューを通じて、会計とグローバリゼーションの関係性を、グローバロニー (globaloney)、グローカリゼーション (glocalization)、グローバリズム (globalism) の3つの異なる概念から探求した研究報告を行った。次に、パラレル・セッションが行われた。社会環境会計、公会計、NGO会計、財務会計、会計とガバナンス、管理会計、学際・批判会計、監査、会計と災害、会計史に分かれて合計46本の発表が行われた。各セッションは1報告当たり30分に設定され、司会、報告者、コメンテーターに分かれ、報告者が15分報告した後、コメンテーターが報告内容について5分コメントし、残りの10分で討論が行われた。すべてのセッションが英語で行われたが、どれも討論が10分では足りないほど活発に議論が行われていた。

大会3日目は、Jeffrey Unerman氏 (Royal Holloway, University of London)、Liyan Wang氏 (Peking University) のプレナリー・セッションが行われた。Jeffrey Unerman氏は、「Whither Theory in Social and Environmental Accounting Research」と題し、社会環境会計研究における理論の役割と、いかにそれが社会

環境会計の研究者に対し深い洞察を与えるものであるかについて報告した。また、Liyang Wang氏は、「Sustainability and Social Responsibility Reports: Generating Valuable Information, or Not」と題し、サステナビリティ報告書の情報の有効性と信頼性について、中国の動向を踏まえて検討し、情報の標準化と第三者による検証について論じた。また、Jane Broadbent氏 (Royal Holloway, University of London) とRichard Laughlin氏 (King's College London) による新著の刊行を記念して、若手研究者のための賞が新たに創設され、Luis Emilio Cuenca Botey氏とLaure Celerier氏の研究「Participatory Budgeting: A Bourdieusian interpretation」が受賞した。この他に、パラレル・セッションが行われた。社会環境会計、会計とガバナンス、公会計、学際・批判会計、管理会計、財務会計、監査、会計史、会計と教育、会計とリスクマネジメント、会計情報と管理会計、に分かれて合計86本の発表が行われた。

大会4日目は、Garry Carnegie氏 (RMIT University)、佐々木郁子氏 (東北学院大学) のプレナリー・セッションが行われた。Garry Carnegie氏は、「Historiography for Accounting: Methodological Contributions, Contributors and Thought Patterns: 1983 to 2012」と題し、1983年から2012年の30年間にわたる会計歴史学の61の研究をレビューし、これまで研究されてきたテーマ、会計研究に貢献してきた著者および出版媒体、引用件数の多い会計研究について分析結果を示した。佐々木郁子氏は、「Restructuring Process and the Role of Accounting System after the Devastating Tsunami」と題し、東日本大震災によって甚大

な被害を受けた東洋刃物株式会社の事例を通して、東日本大震災からの復興とそれに対する会計の役割について論じた。特に、「会計は人命を救えないが、生きのびた人々の状況を立て直す可能性を有している。会計情報および会計システムは正常化を促すものである」という主張は、参加した会計研究者の心に深く刻まれたであろう。また、パラレル・セッションが行われ、社会環境会計、公会計、NGO会計、会計とガバナンス、管理会計、学際・批判会計、知的資本とリスクマネジメント、財務会計、監査、会計史、に分かれて合計71本の発表が行われた。そして、最後に神戸ポートピアホテル「大和田の間」にてバンケットが開かれた。神戸大学邦楽部が演奏する中で参加者が着席し、組織委員長の國部克彦氏の挨拶、プレナリー・セッションの講演者らによる鏡割りから始まり、OSKのショーが参加者を魅了し、Lee D. Parker氏とJames Gathrie氏による挨拶、組織委員会へのお礼、今回のAPIRA2016の紹介がなされ、本大会は幕を閉じた。

学会行事

第1回 日本社会関連会計学会奨励賞は、審査の結果、下記の論文が選ばれました。

野田昭宏「環境会計情報の環境コスト分担に及ぼす効果—インセンティブ設計からの基礎的考察—」『社会関連会計研究』第23号所収

＜受賞理由＞野田論文は、プリンシパル・エージェントモデルに基づき、企業の環境情報開示がステークホルダー間での環境コスト分担に依存し、内部化された環境コストの分担主体として企業所有者と経営者を取り上げつつ、与件の変更により企業の環境活動自体が変化する可能性を探る研究であり、実証研究に移行する際に利用可能な数理モデルの構築を試みた意欲的な論文である。今後この数理モデルを使用して、様々な統計的・実証的研究が可能になると期待でき、今後における実証研究の先鞭をつけるパイオニア的研究として高く評価され、奨励賞受賞となった。

第25回年次大会

2012（平成24）年11月10日（土）～11日（日）
会場：大阪市立大学学術情報総合センター
大会準備委員長：向山敦夫（大阪市立大学）

第1日：11月10日（土）

11:00～12:30 理事会（1F・ウィステリア）

12:00～ 受付（1F・エントランス）

12:50～13:45 会員総会（10F・会議室R）

【スタディ・グループ中間報告】（10F・会議室R）

13:50～14:20（報告25分・質疑応答5分）

司会：松尾聿正（関西大学名誉教授）

研究代表者：湯田雅夫（獨協大学）

「CSR実践の現状と将来—社会関連会計視点から—」

【自由論題報告】各報告25分・質疑応答15分

＜第1会場＞（10F・会議室R）

14:30～15:35 第1セッション

司会：大下勇二（法政大学）

宮崎修行（国際基督教大学：ICU）

「環境・CSR会計の機能—正統性・レピュテーション・企業価値を巡って—」

大西 靖（関西大学）

「社会環境会計研究における正統性の評価」

15:45～16:50 第2セッション

司会：朴 恩芝（香川大学）

岡 照二（関西大学）

「ドイツ・日本・中国におけるSBSC研究の比較—文献レビューを中心として—」

野田昭宏（東京都市大学）・阪 智香（関西学院大学）

「資産除去債務会計基準適用初年度の影響分析」

＜第2会場＞（10F・会議室L）

14:30～15:35 第1セッション

司会：柳田 仁（諏訪東京理科大学）

木村麻子（関西大学）・中嶋道靖（関西大学）

「サプライチェーンにおけるMFCA導入のためのアンケート調査：日本製造企業の実態分析」

東田 明（名城大学）・篠原阿紀（桜美林大学）

「マテリアルフローコスト会計の変化とアクターネットワーク：導入企業のケース研究」

15:45～16:50 第2セッション
司会：坂上 学（法政大学）
伊藤 健（慶應義塾大学大学院後期博士課程）
「社会投資収益率（SROI）がもたらす社会的投資への制度的影響について」
亀永辰之（滋賀大学大学院後期博士課程）
「企業経営におけるリスクマネジメントに関する会計情報開示の検討」
【講演会】 17:00～18:00（10F・会議室R）
司会：國部克彦（神戸大学）
楠 正吉（積水ハウス株式会社広報部）
「積水ハウスのCSR経営」
18:10～19:40 懇親会（1F・ウィステリア）

第2日：11月11日（日）

9:30～ 受付（1F・エントランス）
【自由論題報告】 10:00～10:35（報告25分・質疑応答10分）

<第1会場>（10F・会議室R）
司会：郡司 健（大阪学院大学）
野村健太郎（愛知工業大学）
「改正郵政民営化法の社会的影響」

<第2会場>（10F・会議室L）
司会：梶浦昭友（関西学院大学）
五百竹宏明（県立広島大学）
「NPO法人の情報公開に対する市民の意識調査」

【統一論題報告】
テーマ：「CSR情報開示の理論・実践・分析」
司会：水野一郎（関西大学）

10:45～11:15
第1報告：倍 和博（麗澤大学）
「CSR情報開示の理論」

11:15～11:45
第2報告：村井秀樹（日本大学）
「CSR情報開示の実践」
11:45～12:15
第3報告：阪 智香（関西学院大学）
「CSR情報開示の分析」
12:15～13:30 昼食休憩
13:30～15:00 【統一論題ディスカッション】
座 長：水野一郎（関西大学）
討論者：倍 和博（麗澤大学）
村井秀樹（日本大学）
阪 智香（関西学院大学）

東日本部会

2012（平成24）年7月7日（土）～8日（日）
会場：南三陸ホテル観洋（宮城県本吉郡南三陸町黒崎99-17）
大会準備委員長：内田直仁（宮城大学）

第1日：7月7日（土）
13：00 仙台駅新幹線中央口（改札外）集合
15：15 会長挨拶：郡司 健（大阪学院大学）
15：20～15:50 第1報告
司会：黒川保美（専修大学）
岡崎一浩（愛知工業大学）
「巨大金融リスクに対するBIS規制の展開－東京電力の資本調達戦略との比較において」

15：50～16:20 第2報告
司会：黒川保美（専修大学）
大坪史治（和光大学）
「CSR会計情報の類型－環境報告書の基礎調査によせて」

16:20~16:50 記念講演

司会：木川明彦（宮城大学大学院）

講演者：阿部憲子（南三陸ホテル観洋）

「被災事業者の現状と事業再建の資金的
問題点」

16:50 総括：梶浦昭友（関西学院大学）、湯
田雅夫（獨協大学）

18:30~20:30 懇親会

「John Robertsの研究に見るインテリジ
ェント・アカウントビリティ」

16:00~16:45

朴 恩芝（香川大学）・前田利之（阪南大学）・
中條良美（阪南大学）・村井孝行（阪南大学）

「経営者のメッセージから読み取る環境投
資—テキストマイニングによる分析—」

17:15~ 懇親会（夢・鴻臚）

第2日：7月8日（日）

8:30 ロビー集合，チェックアウト

8:45 被災地視察（南三陸町を語り部が同乗
するバスで約1時間）

12:00 仙台駅東口解散

西日本部会

2012（平成24）年6月2日（土）

会場：JR博多シティ会議室10階

大会準備委員長：小津稚加子（九州大学）

司会：水野一郎（関西大学）

13:20~14:05

阪 智香（関西学院大学）・野田昭宏（東京都
市大学）・國部克彦（神戸大学）

「土壌浄化負債・費用計上の株価への影響」

14:10~14:55

古市承治（福岡国税局）

「会計と税の多様性」

休憩15分

司会：富増和彦（愛知大学）

15:10~15:55

中澤優介（神戸大学大学院博士後期課程）

学会役員

(第10期：第22-24年度)

会長	郡司健
副会長（東日本部会長）	湯田雅夫
副会長（西日本部会長）	梶浦昭友
理事（東日本部会）	大下勇二，大原昌明，勝山進，菊谷正人，黒川保美 上妻義直，坂上学，村井秀樹，宮崎修行
理事（西日本部会）	小津稚加子，國部克彦，阪智香，佐藤倫正，冨増和彦 中寫道靖，平松一夫，水野一郎，向山敦夫
顧問理事	木下照嶽，中原章吉，松尾聿正，野村健太郎，石崎忠司
監事	大島正克，宮地晃輔
幹事	依田俊伸，石津寿恵，大西靖，堀口真司

「日本社会関連会計学会」へ入会を希望される方へ

日本社会関連会計学会ホームページ (<http://www.jcsara.org/>) に記載されている入会申込書に所定の事項をご記入の上、次頁奥付記載の学会事務局へお送りください。

学会誌編集委員会

編集委員長	國部克彦
編集委員	勝山進，郡司健，大下勇二，上妻義直 宮崎修行，阪智香，佐藤倫正，向山敦夫
編集幹事	堀口真司，篠原阿紀
編集委員会事務局	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1 神戸大学大学院経営学研究科 國部克彦研究室 Tel & Fax: 078-803-6925 email: kokubu@kobe-u.ac.jp

「社会関連会計研究」へ投稿を希望される方へ

日本社会関連会計学会ホームページ (<http://www.jcsara.org/>) に記載されている「投稿規程」および「執筆要領」を参照の上、ホームページの投稿フォームをご利用くださるか、上記編集委員会へ直接emailで投稿ください。いずれの場合も、編集委員長からの受信の返事をもって受付と致しますので、投稿後のご確認をお願いします。

編集後記

「社会関連会計研究」第25号では、査読審査の結果5本の論文が掲載されることになった。今年度は環境会計に関する研究論文が4本、社会福祉法人に関する研究論文が1本であった。掲載論文は、アンケート調査に基づく実証的な研究やモデルによる理論研究など多様であり、これまで研究されていなかった新しい分野への挑戦もみられ、社会関連会計研究の発展がうかがえる内容と思われる。

しかし、今年度は論文投稿数が例年に比べて少なかったため、採択論文数も少なくなっており、編集委員会で検討した結果、今年度の特例措置として、昨年度終了した大下教授と坂上教授を代表とするスタディグループに、その成果に関する寄稿をお願いし、「特別論文」として掲載することにした。また、「第7回アジア太平洋学際的会計研究学会（APIRA）大会記」も、編集委員会での提案に基づいて掲載されるものである。

今後も学会員の積極的な投稿を期待するとともに、大学院生や若手研究者に本誌への投稿をお勧めいただきたい。

(編集委員長・國部克彦)

「社会関連会計研究」第25号

2013年11月1日発行

編集 日本社会関連会計学会
発行人 会長 郡司 健
事務局 大阪市立大学大学院経営学研究科 向山敦夫研究室
〒558-8585 大阪市住吉区杉本3-3-138
Tel & Fax: 06-6605-2232
E-mail: jcsara@bus.osaka-cu.ac.jp
URL: <http://www.jcsara.org/>
印刷 株式会社 ルネック
〒652-0047 神戸市兵庫区下沢通4-7-30
Tel: 078-576-8866 Fax: 078-576-3016
